

本	間	清和源氏滿政流	抱	丹	河	村	藤原氏秀郷流	抱	丹
原	清	和源氏支流	抱	丹	山	同	藤原氏巨勢麻呂流	上	杏葉牡丹
富	安	宇多源氏	枝	付	川	藤原氏支流	牡丹	牡丹	花
伊	達	未勘源氏	蟹	牡丹	日	藤原氏支流	牡丹	牡丹	牡丹
田	中	同	杏	葉	同	同	上	右重杏葉牡丹	牡丹
山	口	平氏支流	牡丹	花	幸	同	上	杏葉牡丹	牡丹
津	輕	藤原氏頼通流	牡丹	丸	福	同	上	牡丹	牡丹
松	平	同	牡丹	丸	多	同	上	牡丹	牡丹
同	上	藤原氏公季流	同	上	重	同	上	牡丹	牡丹
伊	達	藤原氏山蔭流	同	上	西	同	上	牡丹	牡丹
林	同	藤原氏利仁流	杏	葉	石	同	上	牡丹	牡丹
鶴	島	藤原氏秀郷流	牡丹	丹	辻	野	氏	葉	鋪
石	尾	同	牡丹	丹	本	中	氏	葉	鋪
荒	木	同	牡丹	丹	張	枝	氏	丹	折

分布 牡丹紋の分布は、清和源氏頼光流の諸氏これを用ゐたるが故に、従うて是等諸氏の繁衍せし攝津には、この紋章の分布を見る。即ち田能村・佐分・中川・多田の諸氏、いづれもこの紋章を用ゐたり。荒木氏は、藤原氏秀郷流の出なるも、亦、此國に居りし關係を以て、この家紋を用ゐたり。攝津に次いで、この紋章の分布あるは、これを信濃とす。而して信濃の諸豪にこれを用ゐるものありし事は、前項姓氏關係の條に述べたるが如し。

第八章 桔梗

名稱 桔梗紋は、桔梗に象れるを以て名づく。桔梗は、桔梗科に屬する植物にして、八月頃藍色五瓣の美しき花を開くを以て、古來秋の七草の一に數へられ觀賞せられたるものなり。

意義 桔梗を紋章に擇べるは、右の如く美麗なる形姿によれるものにして、尙美的意義に本づけること勿論なるも、又、土岐氏の如く紀念的意義に本づけるものありしが如し。見聞諸家紋は、土岐氏の桔梗を紋章に用ゐし事に就きて、左の紀事を掲げたり。

土岐氏本出于源姓、故爲其紋者一變白色乃以爲水色。昔時唯用焉。又所以貴其先也。後世有野戰時、取桔梗花、挾于其胃、以大得利矣。因爲之。遂置之水色之中、以爲之定紋也。然不記其年月、又不知何人始爲之也。○或云二源頼光爲紋。末裔用之。故不得堅取其說。暫依其所聞以書寫而已。

右の紀事に據るときは、土岐氏のこれを用ゐしは、或る戰爭に於いて、桔梗花を胃に挟みて戦ひしに、この時勝利を得たるにより、これを紀念せんがために用ゐるに至りしといへども、何人がこれを始め、又、何時代に係りしやを知らずと云ひ、又一説には、始祖頼光これを始めたりといへども、堅くその説を取るを得ずと云ふを見れば、是亦定説にあらざるが如し。いづれにしても、この紋章は、土岐氏に由りて早くより用ゐられたるは事實なるが如し。

○土岐氏の桔梗を家紋とせし理由

歴史 桔梗紋の始めて史籍に見えたるは、太平記にありとす。同書三三山名父子背尊氏條に、左の紀事あり。

○土岐の桔梗一揆

略上 宮方手合ノ軍ニ打勝チ、氣ヲ揚ゲ勇ニ乗テ、東ノ方ヲ見タレバ、土岐ノ桔梗一揆、水色ノ旗ヲサシテ、大鍬形ヲ夕陽ニカガヤカシ魚鱗ニ連リテ、六七百騎ガ程控ヘタリ。略下

○一揆の名は大半その家紋に本づく

右の紀事のみにては、土岐氏が桔梗を紋章とせし事は疑はしけれども、この頃一揆の名は、例へば菊一揆扇一揆・八文字一揆といふが如く、いづれもその用ゐし紋章より、その名を負へるを見れば

加藤清正所居の桐持の館の金具 藤正所居の桐持の館の金具



(東京帝國博物館所藏)

こゝに土岐の桔梗一揆とあるは、疑もなくその用ゐし紋章を指せるものにして、土岐氏の既に桔梗を家紋に用ゐしことを知るべし。其後、明徳三年に於ける相國寺塔供養記を見るに、土岐美濃守頼益が、直垂の紋に桔梗の紋を居ゑたるを見るも亦土岐氏がこの紋を用ゐしことの事實なるを證すべし。羽織原合戦記見聞諸家紋、いづれも土岐氏の家紋として桔梗を掲げたり。戰國時代の末に至り、明智光秀・加藤清正この紋章を用ゐしを以て知られたり。中にも光秀の水色桔梗の紋章の如きは本能寺の役、英雄信長を激怒せしめたるを以て、殊に知られたり。

形状種類

桔梗紋は花瓣の單複によつて大別して二種とす。而して單瓣を普通とするが故に、複

瓣のものに限りて、特に二重桔梗又は八重桔梗といふ。寫實的のものを特に名づけて生花桔梗といふ。又一輪を普通とするも、三輪五輪七輪を用ゐるものあり。是等の場合に於いては、その數に依りて三桔梗・五桔梗・七桔梗と呼ぶ。又裏面を示したるものを裏桔梗、割りたるを割桔梗、劍を添へたるを劍桔梗、五角形に形造れるを五角桔梗、巴に擬せるを巴桔梗と呼べることは、他の紋章と同じとす。又、特に淡青色を施したるものあり、これを水色桔梗といふ。

明智光秀所持の刀の影 光秀所持の刀の影



(帝國博物館所藏)

見聞諸家紋土岐氏の條に、幕は無紋水色とあり。又、其爲紋者一變白色乃以爲水色とあれば、幕には紋を附せずして、水色のものを用ゐ、旗には水色の紋を用ゐたりと見えたり。又明智系圖には、家之紋水色桔梗とあり。この明智系圖は、光秀の子僧玄琳が光秀の五十回忌に編輯せしものなれば、疑なかるべし。又、寛政重修諸家譜二九六にも、土岐支流なる保保、高井二氏の家紋は、

いづれも水色桔梗とあれば、水色桔梗の着色したる紋章なることは明かなりとす。

甲、一輪の花を用ゐたるもの

一、單瓣

イ、一重桔梗

ロ、生花桔梗

第二篇 第八章 桔梗

乙、三輪の花を用ゐたるもの

一、複瓣(八重桔梗)

五二三

イ、三桔梗

ロ、三盛桔梗

ハ、三割桔梗

ニ、三寄桔梗

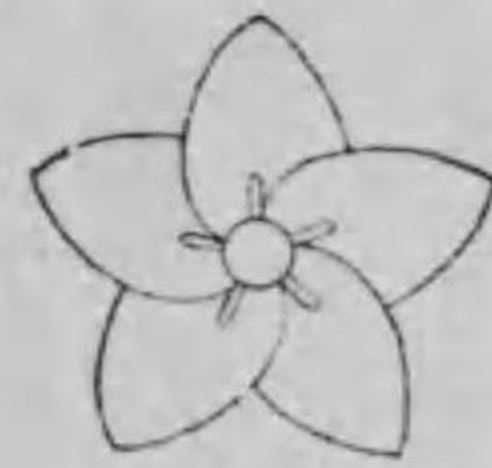
丙、五輪の花を用ゐたるもの

五桔梗

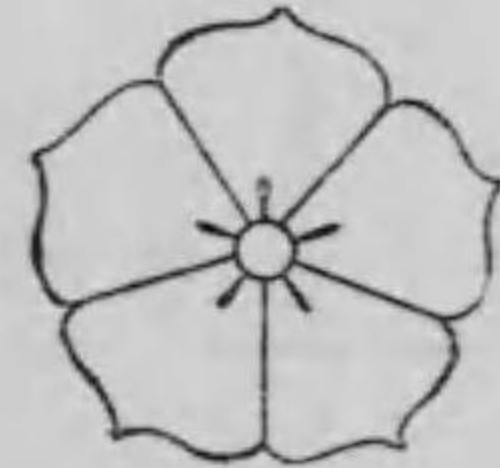
丁、七輪の花を用ゐたるもの

七桔梗

桔梗紋の種類



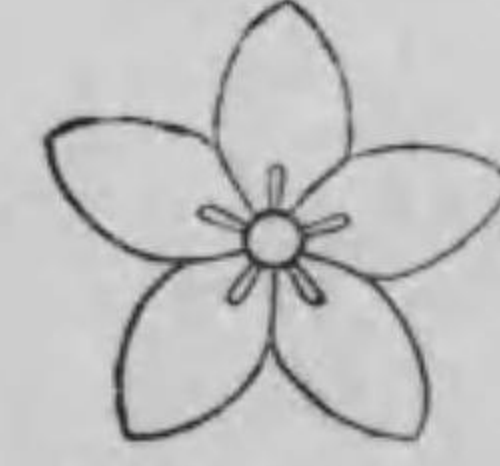
梗桔捻



梗桔田太



梗桔割三



梗桔岐土



梗桔見横寄三



梗桔割三=字文一 (梗桔付横)

○普通の單桔梗八重桔梗香葉桔梗三盛桔梗は、總論第六章紋章構成の條に載せたるを以てこゝには省く。

姓氏關係 桔梗紋は、清和源氏頼光流の出なる土岐氏の代表家紋とす。土岐氏はその祖源頼光に出づ。その孫右馬頭國房、永保二年、美濃土岐郡に住し、土岐氏を稱せしより、子孫世世此國に居住し、一門繁衍して、關國に瀾臺せり。○群書類從本土岐系圖、舟木系圖これと異同あるも、今はこれを考定するの時を有せず。姑く土岐累代記の説に従ふ。土岐累代記の記する所に據りて、その末流に係るものを擧ぐるに、左の如し。

○頼光より出でたる諸氏

略上 其大概ハ、淺野・三栗ノ兩氏ハ、光衡ヨリ出。淺野判官光時・三栗五郎光仲是兩氏ノ祖、淺野ノ里ニ住ス。○中 小里・萩原・猿子・神戸・深澤・吉良・石谷・小島・宇津・芝居・相原・大竹・饗庭・郡家・小彈正・八居多治見・東・池田・蜂屋・久尻・金山・土井、是二十三氏ハ、出羽守光行ヨリワカルナリ。船木・福光・外山・今峰・北方・小柳・荒川・井口・穗保、○一本 鹿生・明智・妻木・壘股、是十三流ハ伯耆守頼包系圖入道存孝ヨリ出ル。掛斐・池田・島田・西脇・山尻・世安・稻木・久久利・宇田・陶器所、一色・肥田・瀬・羽崎、此十三氏ハ民部大輔頼清ヨリ出タリ。萱津・鷲巢・洲原・西郷・月海・金森、是六氏ハ美濃守成頼ヨリ出。丸毛・桑山・世保モ同氏ナリ。○下

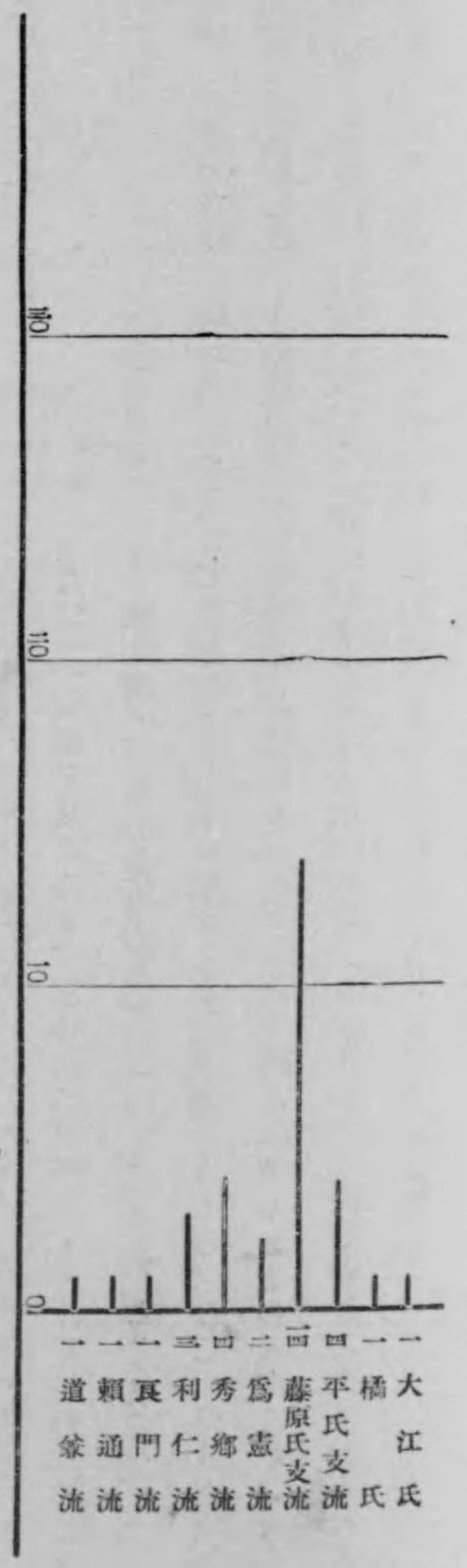
以上の諸氏は、概して美濃に於ける郷村の地名を名字の地として起りしものにして、又、大率、桔梗紋を用ゐたるものとす。

○桔梗紋所用姓氏一覽表

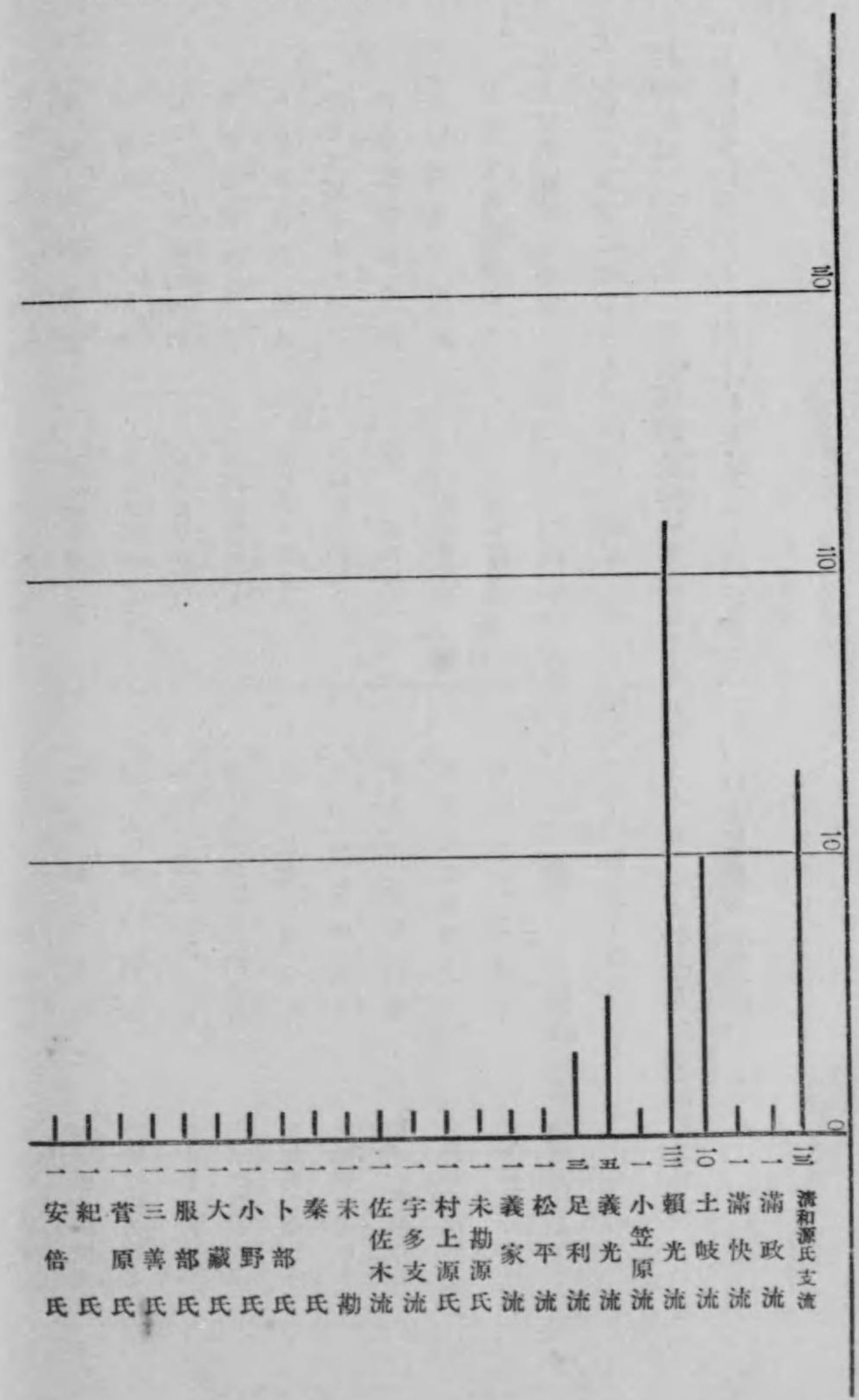
名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
松	平	清和源氏	義家流	桔	梗	川	窪	清和源氏	義光流	桔	梗
花	井	清和源氏	松平別流	割桔梗内	桔梗	田	同	同	同	同	同
荒	川	義和源氏	足利支流	八重桔梗	梗	深	見	同	上	七	桔
小	柴	同	同	同	同	山	本	同	上	同	同
柳	原	同	同	同	同	土	田	同	上	同	上

小田切	安藤	勝矢	金森	飯島	新島	弓多	尾多	岩間	大原	大田	大木	大石	杉江	秋村	鈴木	原木	笠原	太田
清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
矢田堀	田中	青山	朝比	曾會	齋齋	遠山	高田	小山	寒河	中野	狩野	松本	岩田	小川	泉本	祖江	山口	有壁
平氏支流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流	藤原氏道兼流
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

菅鷺	小深	深澤	蜂屋	柴村	三澤	脇坂	久島	福島	竹本	土岐	能勢	高田	池田	恒岡	遠山	太田	丸毛	各論
清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
齋知	岡田	肥田	德山	仙石	菅沼	保木	妻井	土屋	蜂屋	揖斐	植村	山田	太田	廣瀬	奥村			
清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上



各論
○桔梗紋所用多寡比較表



第九章 酢漿草

名稱 酢漿草紋は、酢漿草の葉若くは實と花とに象れるを以て名づく。酢漿草一に鳩酸草とも書す。和訓栞には、偏葉實の義一葉に並びて一實あるを以て也とあり。俗には、スグサ、又スイモノグサと云ふ。莖を抽くこと一二寸、四五月頃、黄色の小花を開く。果實は小莢を結び、極めて繁殖する性を有せり。

意義



酢漿草
Oxalis Corniculata, L.
(植物園所蔵)

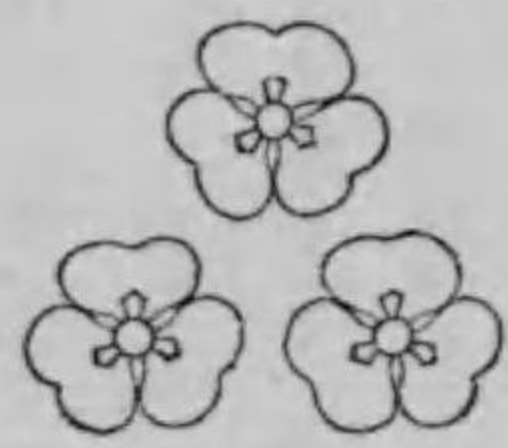
酢漿草を紋章に擇べるは、その繁殖する性を有せるを以て、これを取れりと云ふ説あるも繁に過ぎたる嫌あるを以て從ひ難し。余の考ふる所に依れば、この紋章も、龍膽・桔梗等の紋章の如く、その形の優雅なるより取れるものにして、文様より轉りたるもの如し。榮華物語・枕草子には未だこの文様を見ざるも、當時既に文様として用ゐられたることは、續世續七に左の紀事あるを以て、これを知ることを得べし。

鳥羽女院の皇后宮のとき、みこしげどのとおはせし女院の御せうとの、ひこのせんしときこえしは、大納言のむこにおはせしかばなるべし。その大納言の御くるまのもんこそ、さららかに、とほろくはべりければ、おほかたばみのふるきゑに、弘高・金岡などかきたりけるにや、それを見てせられるとぞ、いまはのりたまふ人もおはせずやあらん。

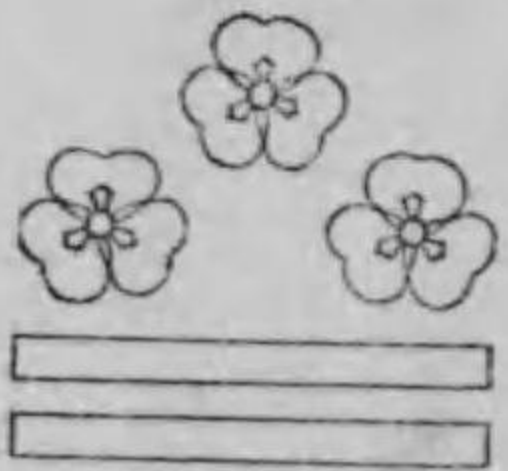
以上の紀事に據れば、院政時代既に酢漿草を車の文様に用ゐしことありしを知るべし。又大要抄に據れば、泰通卿（門室有職に泰行に作る）の大酢漿草と杜若とをふしませたるを車の紋とし、中院兼仲も、亦、大酢漿草を同じく車の紋に畫ししことを載せたり。

歴史 酢漿草紋その始を詳にせず。南北朝の頃、既にこれを用ゐられたるものありしことは、太平記に新田氏の軍中に酢漿草紋を用ゐるものありしを以てこれを知るべし。閑意一得には、新田氏の

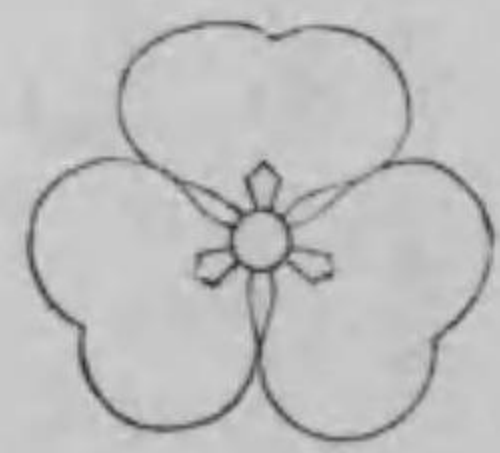
見聞諸家紋
酢漿草紋
見えたる



(三葉酢漿草)
肥田太政郎



(三葉酢漿草)
中澤



(多賀赤田)



(七葉酢漿草)
長曾我部

一門の紋章を擧げたるものの中に、大館・江田はカタバミとあるも、その出典甚だ疑はし。見聞諸家紋には、肥田・中澤・多賀・赤田・平尾・長曾我部氏の家紋としてこれを掲げたり。關東幕注文には、上泉・大胡・妹尾・田山・河田等の諸氏を擧げ、阿波古城諸將記には、助任・竹内・亮神・安藝・福良等の諸氏を擧げたれば、東國にも關西にも、この紋章の行はれたるを見るべし。備前軍記には、宇喜多直家の像に鶴龜又は酢漿草を居ることを記せるも、鶴龜はこの時代流行せる文様なれば、家紋にあらざるも、酢漿草はこれを家紋として用ゐたりしものなることは、その建立に係る備前上寺慧了院なる受

染堂もと岡山寺中にも、この紋章を居るたるを以てこれを知るべし。徳川氏時代に至り、公家には御

酢漿草居文族



大和吉水院所藏
吉水院所藏
吉水院所藏

子左家一門これを用ゐ、大名には森川氏、松平氏其他酒井氏一門等これを用ゐ、麾下の士には、これを用ゐるもの頗る多くその數百六十家に上れり。

形状種類

酢漿草紋は、もと酢漿草に象れるものなるが故に、三葉片より成れるものを本體とするも、後世に至り、單に一葉片のみを用ゐ、或は増して四葉片を用ゐるに至りしより、便宜上其葉

片の數によつて、一葉酢漿草四葉酢漿草の名を用ゐるに至れり。又、

普通の酢漿草紋を、三個以上組み合せて、更に一個の紋章を形成する

ときは、その數に従つてこれを呼ぶ。三酢漿草・五酢漿草・七酢漿草の如

劍酢漿草居文軍配圖局



武藏葛飾郡平須賀村寶生寺所藏
(新編武藏風土記釋所載)

其他、この紋章には、他の紋章を組み合わせ、更に一個の紋章を形成す

ることあり。例へば引兩千鳥・生竹等を添へたるが如し、又酢漿草にはその葉片の間に劍を添へたる



備前寺上院了愛染堂居文
劍酢漿草

ものあり、これを劍酢漿草といふ。而して劍の長短によつてその名を異にせり。もし劍にして秀出するときは、これを上劍若くは出劍と云ひ、葉片より下位にあるときはこれを下劍といふ。劍には右の如く長短の別あるのみならず、又廣狹の別あり。總て是等の區別は、本末嫡庶の別に用ゐられ

甲、葉片の數に因れるもの

一、一葉酢漿草

二、二葉酢漿草

三、三葉酢漿草 ○單に酢漿草といふ

四、四葉酢漿草

五、五葉酢漿草

乙、二個以上の酢漿草を用ゐたるもの

一、三酢漿草

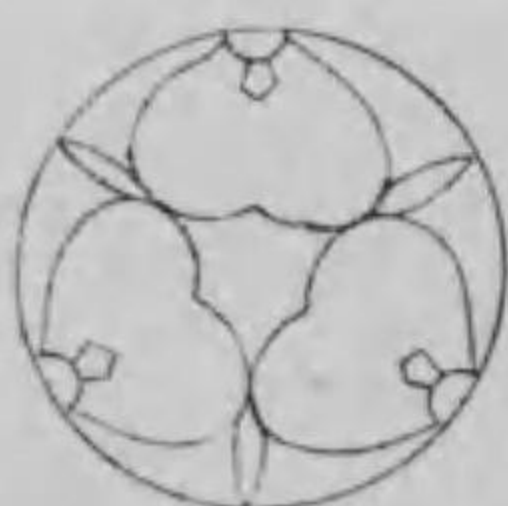
二、五酢漿草

三、六酢漿草

四、七酢漿草

丙、葉と花とを用ゐたるもの

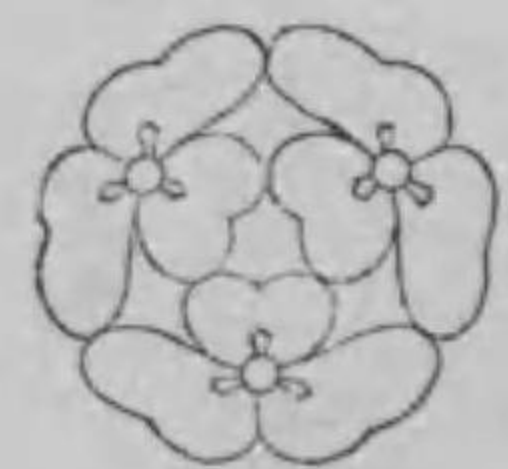
酢漿草紋の種類(一)



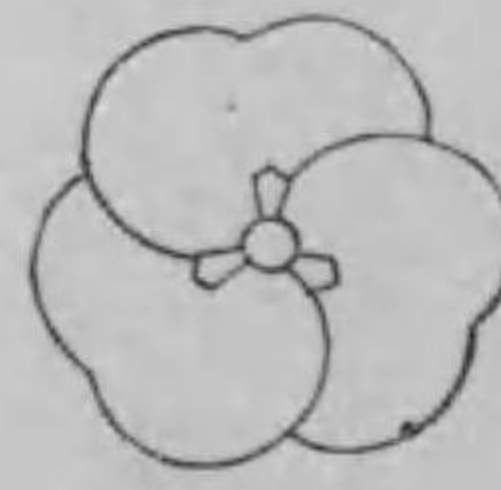
三劍劍酢漿草



光宗酢漿草



三寄酢漿草



捻酢漿草

丁、單に實を用ゐたるもの

戊、他の紋章若くは他物と組み合せて

成れるもの

一、酢漿草と引兩

二、酢漿草と生竹

三、酢漿草と千鳥

四、劍酢漿草

姓氏關係

酢漿草紋は、文様より轉り來れる紋章にして、その形狀優美にして、且簡明なるが故に、植物門に屬する紋章としては、桐に次いで各姓氏を通じて最も廣く行はれたり。戰國時代に於いては長曾我部氏、徳川氏時代に於いては酒井氏の定紋として用ゐられたり。長曾我部氏が酢漿草紋を用ゐしことは、筑紫軍記に、左の如くこれを記せり。

○長曾我部氏の家紋につきの傳説

元親先祖ハ秦始皇帝ノ末孫、本朝ニ來朝シテ朝廷ニ仕ヘケレバ、秦氏ト稱ス。十五代ノ裔孫川勝秦大臣廣隆、其末流秦能俊、始メテ土佐ノ國ニ下リ、長曾我部江村庄廿枝郷野田吉原

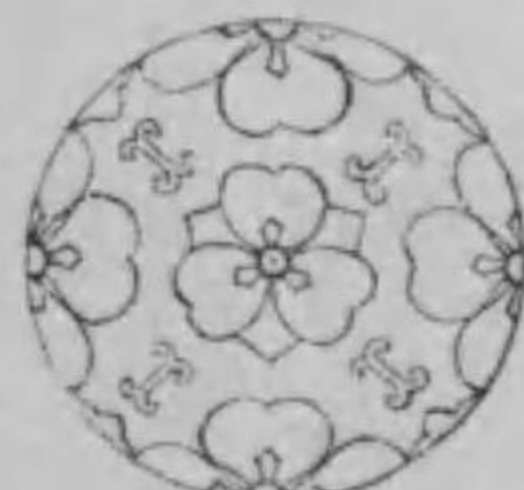
(二其) 類種の紋草漿酢



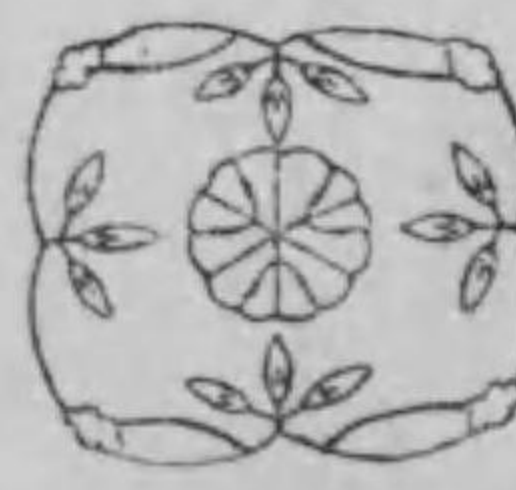
桐草漿酢



實草漿酢



草漿酢線浮



崩草漿酢

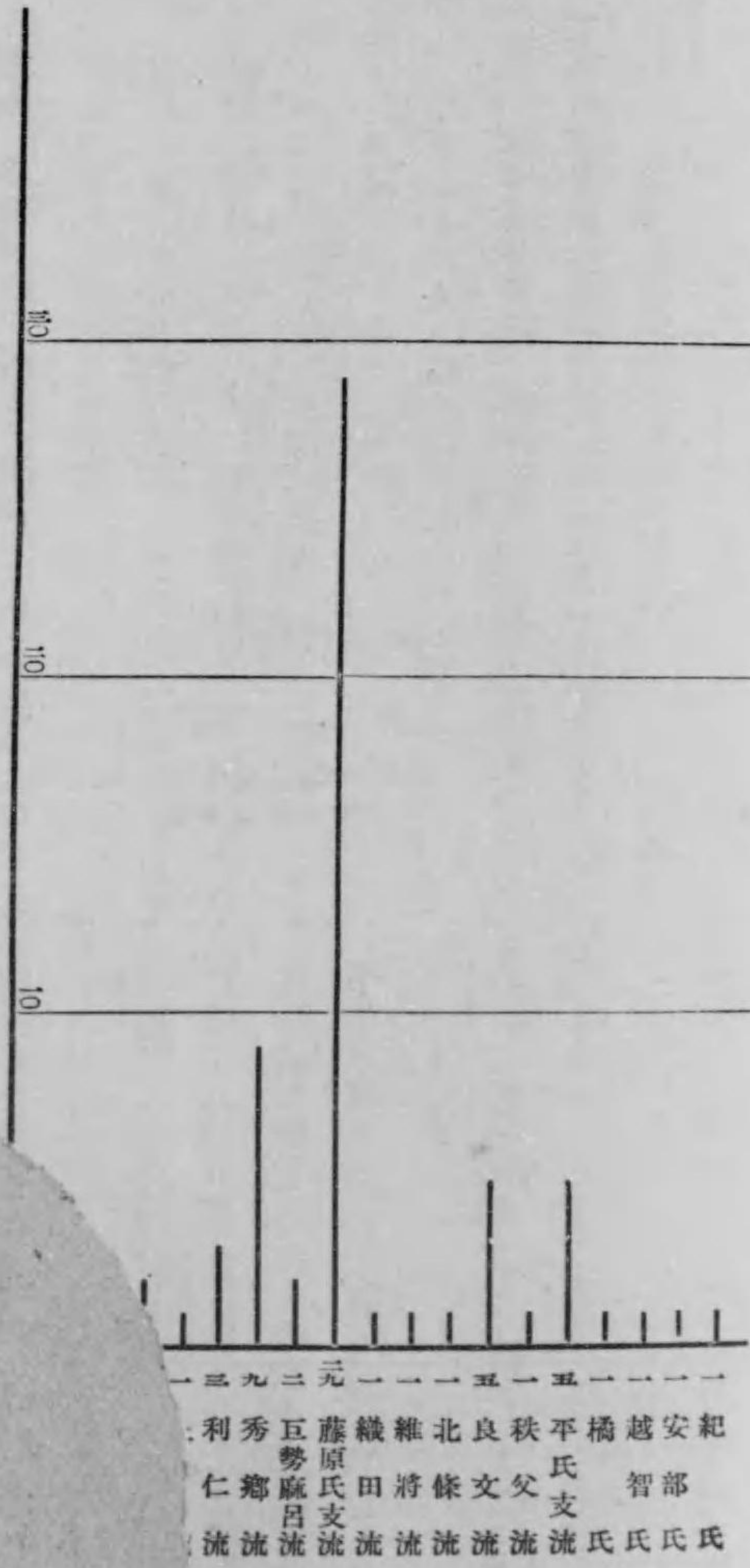
普通の酢漿草劍酢漿草三割酢漿草は、前に掲げたるを以てこれを省く。

○七酢漿草紋につきの疑義

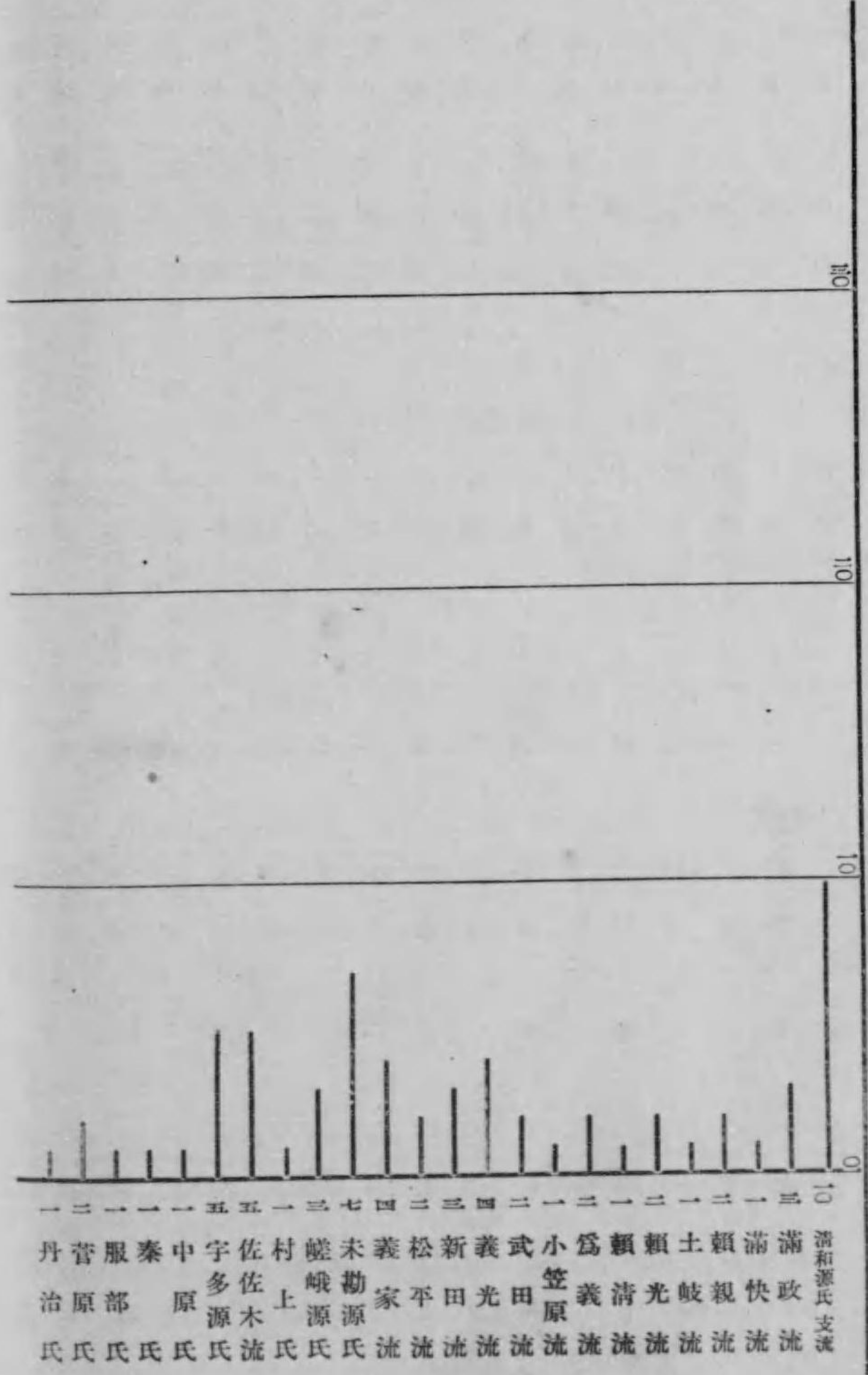
とあり。長曾我部氏が酢漿草を用ゐしは、果して右の如き事情によれるものなるか頗る疑はしといへども、そのこれを用ゐしは事實なりとす。而して見聞諸家紋には長曾我部氏の家紋として七酢漿草を掲げたり。福富淨安覺書には、長曾我部氏が土佐七郡を平定するに象れるものなりと記せども、既に見聞諸家紋に載せられたるを見れば、元親以前よりこれを用ゐたること明なれば、この説たる信するに足らず。今土佐に於いて長曾我部氏の遺品として存するものに酢漿草紋を付するものあるを見るに、見聞諸家紋所載のものとも異なり、いづれも普通の酢漿草紋なり。思ふに後に至つてこれを改めたるか、或はその所傳を誤りしか。長曾我部氏の一門にして、その部將たるものに國澤氏あり。その後裔、今、尙、酢漿草紋を用ゐたり。其他、長曾我部氏の部將福富親政○即ち淨安も、亦、六酢漿草を用ゐたり。これ長曾我部氏の家紋より一個を減じたるものにして、謂ゆる省略法を用ゐたるものとす。而して此事について、彼はその覺書に左の如くこれを記せり。

○福富氏六酢漿草を用ゐし由來

略上 永祿元年戊午十月十五日、尾高の城に被取懸候。略中 元親被得勝利、前淀と云ふ所まで三里の間追討に被成候。其刻、飛驒諸人にすぐれ走り廻り、九人の高名仕候。追討故打捨に仕左の足裏に十文字の刀疵を付置候。御實檢の砌、御穿繫被成、元親公御感に被思召、日の中に九度の高名仕候と御感狀被下、殊に御名乗の親字を拜領仕、親政に被仰付御紋七ツかたばみ



○酢漿草紋所用多寡比較表



第十章 澤瀉

○澤瀉の形態

名稱 澤瀉ササゲに象れるを以て名づく。澤瀉一に野茨菰ササゲとして、七八月頃、花梗を抜いて白花を結ぶ。葉は慈姑ササゲに慈姑より長しとす。

意義

澤瀉紋は文様より轉せるものにして、即ち尙美的

に用ゐたる

にして、飭抄下車

仁安二二五層

何侍従同様如何、故入道展

予中宮權大夫出仕之時令違袖、予本定紋

ヲモダカ、鶴



澤瀉 *Sagittaria Sagittifolia* L.
(較所産國物種)

○澤瀉威

右の紀事に據りて、此頃、車の文様に、澤瀉を用ゐしものありしを知るべし。而して上文定紋の文字の意義より考ふれば、亦これを一定の文様として用ゐたるものにして、家紋の性質を帯びたるが如し。参考平治物語源氏勢汰條に、
次男中宮大進朝長ハ十六歳朽葉直垂ニ澤瀉トテ澤瀉威ニシタル重代ノ鎧ニ、白星ノ兜ヲ着、

○澤瀉文様

薄絲ノ太刀ヲ帶ビ

とあり。尙、平家物語九にも

子息に次郎直家はおもだかを一しほすつたるひたたれ

とあり。又、同書片岡八郎の扮装を記せる條にも、

さかおもだかの腹巻に太刀ばかりはいて

とあり。其他、源平盛衰記三七にも

越前三位通盛ハ、紫地錦直垂ヲ萌黄ニ澤瀉威シタル鎧ニ、連錢葦毛ノ馬ニ乗テ

とありて、直垂の文様にも、鎧の威文様にも、當時武人の好んでこれを用ゐしを知るべし。如何にして武人がこの文様を好みしかといふに、思ふに巴、若くは洲濱の如く、時代流行を趁ひしものにして、他に理由なかりしが如し。

愚得隨筆一二には、澤瀉を勝軍草といへることあるも、思ふに武士の好んで用ゐたるより、近頃名づけたるものにして、慥なる典故ありしにあらざるべしと云へり。

かく武人の好んで、これを用ゐたる文様なりしが上に、その形も亦優美なれば、後世これを紋章に用ゐたるもの如し。稀には、毛利氏の澤瀉紋の如きは、紀念的意義に本づけるものあり。毛利侯の舊臣村田峰次郎氏の談に、毛利氏が澤瀉紋を用ゐしにつき、その舊臣長沼氏の家傳として、左の如き説を傳へたりといふ。

○澤瀉を勝軍草といふ

○毛利氏の澤瀉紋を用ひし由來

○築田氏の家紋を澤瀉とせるは水葵の誤

各論
 或る年、元就戰に臨み河を渉りしに、澤瀉に蜻蛉のとまれるを見て、觀賞措かず、進んで敵と會戰するに及び勝利を得しかば、この事を紀念せんがために、これより澤瀉を家紋に定めたりといふ。

五四六

以上の説に據るときは、毛利氏の澤瀉紋は、紀念的意義に本づけるものにして、澤瀉紋の意義の必ずしも尙美的のもののみにあざりしを知るべし。

歴史 澤瀉紋その始を詳にせず。羽織原合戦記に椎名氏の家紋として、始めてこれを記せり。見聞諸家紋には、築田氏の紋として、三本澤瀉を畫けるも、然れども、關東幕注文には、築田氏の紋を三本水葵と記せるのみならず、又、後世築田氏の用ひし紋章を見るに、いづれも水葵なれば、見聞諸家紋は、これを誤れるが如し。いづれにしても、澤瀉紋の當時行はれたることを知るべし。

又、御指物揃には、豊臣秀次の旗の紋に之を用ひしことを記せるの外、他に見る所なけれども、徳川氏時代に至りては、この紋章を用ひるもの漸く多く、大名には十一氏、麾下の士にはこれを用ひるもの最も多く、百餘家の多きに及べり。

形状種類 澤瀉紋には、單に葉のみを用ひたるものと、葉と花とを合せて用ひたるものとあり。前者を單に澤瀉と稱し、後者を花澤瀉といふ。又澤瀉は葉數に従つて、一澤瀉より九澤瀉等の別あり。これに水を添へたるものを水澤瀉と云ふ。其他、配列の形状に従うて、追澤瀉・抱澤瀉・對澤瀉の別あることは、他の紋章の場合に同じ。花澤瀉は一葉五花を普通とするも、時としては七花、及、

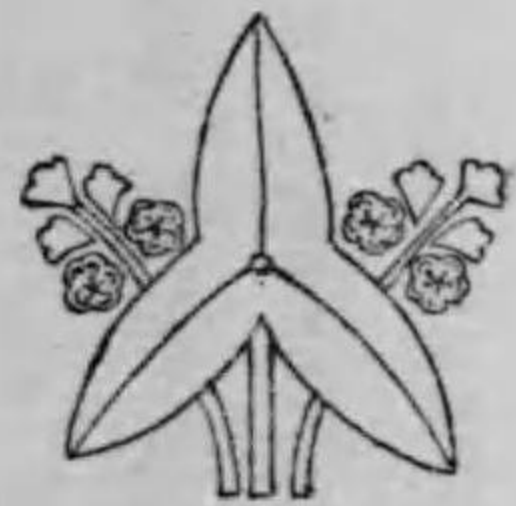
澤瀉紋の種類



巴瀉澤



瀉澤本三



(井土)瀉澤立



扇瀉澤



瀉澤立盛三



(野水)瀉澤水



鶴瀉澤
(本紋所著)



瀉澤抱葉持子



(田築)瀉澤本三



上同



瀉澤追三



(平貞)上同
(紋所領紋御召御)

九花を有するものあり。而して花は寫實的にして三瓣を普通とするも、六瓣を有するものもあり。又、その花瓣の尖れるものあり。又、花にも開けるものと、未だ開かざるものとありて、是等の差別によりて、本末を區別する目標となせるものあり。毛利氏の澤瀉の如き是なり。○總論第十三章家紋性質及慣習條參照

今花の有無と、他物を副へたるものとに依りて、分類するときは、左の如し。

甲、花を有せざるもの

- 一、一澤瀉
- 二、二澤瀉
- 三、三澤瀉
- 四、四澤瀉
- 五、五澤瀉
- 六、七澤瀉
- 七、九澤瀉

乙、花を有するもの

- 一、一葉一花梗を有するもの
 - 二、一葉二花梗を有するもの
 - 三、一葉二花梗を有するもの三個より成れるもの 三盛澤瀉
- 丙、他物を添へたるもの
- 一、水を添へたるもの 水澤瀉
 - 二、岩を添へたるもの 岩澤瀉

姓氏關係 澤瀉紋を用ひしものは、戰國時代に於いて、殆どその名を知られたるものなし。徳川氏時代、この紋章を用ひしもの、大名に毛利・水野・土井等の數氏あり。中にも、水野氏最もこの紋章を用ひしを以て知られたり。

水野氏は、清和源氏滿政流に出づ。滿政六世の孫を浦野四郎重遠といふ。其子重房始めて尾張知

多郡英比郷小川に居り、由りて小川氏を稱す。俗説には、この地方に澤瀉の多く産するを以て、由りてこれを家紋に用ひしと云ふ。今、民間小川氏を稱するものに、往往この紋章を用ひるは、蓋、滿政流の後裔に係るものか。重房の子を重清といふ。同國春日井郡山田庄に移り、山田氏を稱す。山田氏、亦この紋章を用ひたり。後小川を改めて水野氏を稱す。その後裔に和泉守忠重あり、その子を日向守勝成といふ。父子共に徳川氏に仕へて功あり。後その一門繁衍して大名となりしもの四

家、麾下の士に列せしもの五十家あり。いづれも澤瀉紋を用ひたり。

水野氏の外、大名にこの紋章を用ひしものに、毛利・土井・

奥平・酒井○田羽 稻垣・堀○信濃 木下○豊後 三浦の諸氏あるも

これを用ひしその數も亦少なければ、ここにはこれを省くこととせり。

澤瀉紋



京都花園妙心寺福海院
福島正則石塔所刻
(澤瀉紋記所載)

豊臣秀次この紋章を馬標に居ゑしこと、御指物揃に見えたり。後世木下氏○豊後日田領主亦この紋を用ひたれば、蓋、この紋章は木下氏の家紋なりしもの如し。木下氏と氏族關係を有せる福島正則も、亦この紋章を用ひたり。是等の事實より考ふるときは、澤瀉紋は木下氏一門と密接なる關係を有するが如きも、文獻の上には未だ適確なる證左を得ず。

各論

○澤瀉紋所用姓氏一覽表

市川	米倉	古川	岡田	池田	大橋	幡野	蔭山	水谷	澤井	堀越	酒井	松平	松平	松平	名
義光流	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏	清和源氏
澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉
稻垣	飯野	安藤	橋本	野村	本野	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
立澤	追澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤	抱澤
瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉

五五〇

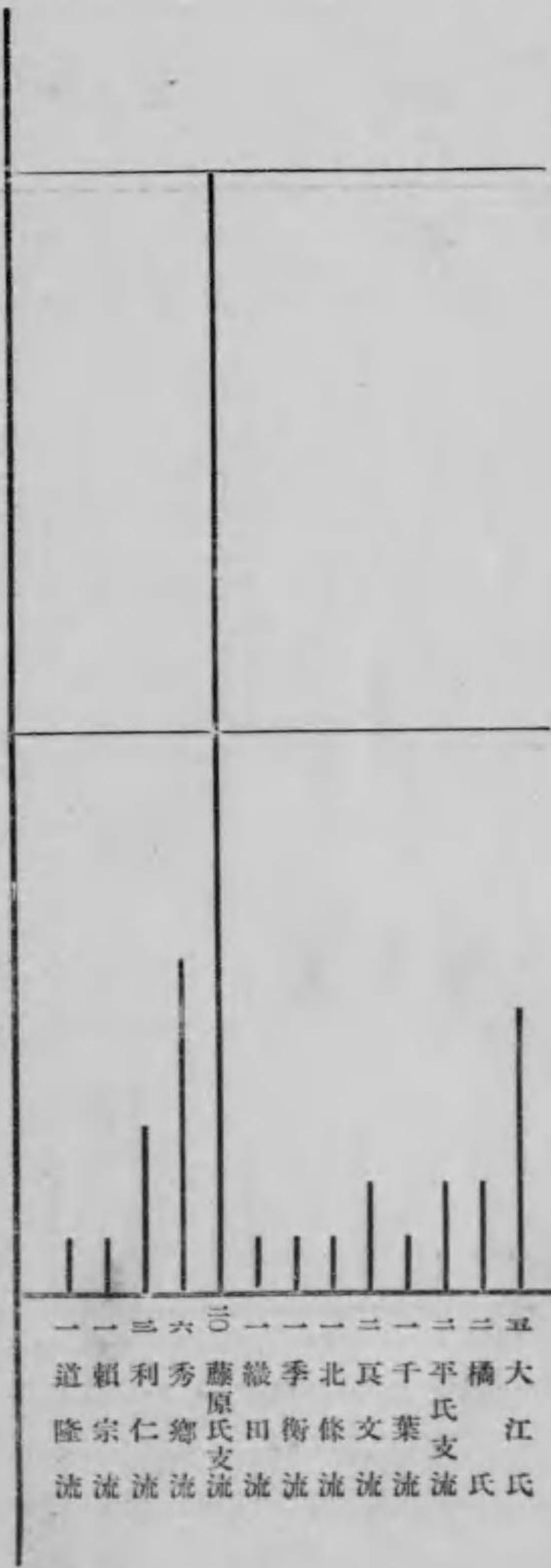
關平	木下	町田	花村	小川	前島	大塚	村田	大塚	大塚	間宮	男谷	高山	中村	清水	水田	齊田	石丸
平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏	平氏
澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉	澤瀉
倉村	水高	中橋	神山	五神	尾神	羽太	都太	堀太	堀太	堀太	堀太	堀太	堀太	堀太	堀太	堀太	堀太
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
花澤	追澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤	同澤
瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉	瀉

五五一



○澤瀉紋所用諸氏一覽表

各	石	遠	中	中	石	川	坂	瀧	篠	神	笠	松	三	名	奥	内	福
論	來	藤	西	山	津	上	井	野	崎	尾	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎
氏	藤	原	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流
抱	花	澤	花	餅	丸	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤
澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤
瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧
大	水	早	黑	荻	毛	大	永	山	毛	下	蘆	三	半	布	木	原	
瀨	野	瀨	野	瀨	野	瀨	野	瀨	野	瀨	野	瀨	野	瀨	野	瀨	野
藤	橋	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流
澤	花	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤
瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧	瀧



分布 澤瀉紋を用ゐしものは、木下を始として、福島・水野・土井・奥平・酒井・松平・○大給 淺野等、概して尾張三河より出身の豪族に、多く用ゐられたるを見れば、この二州は、澤瀉紋の分布地と稱することを得べし。

第十一章 橋

名稱 橋紋は橋の葉と實とに象れるを以て名づく。

意義 橋とは柑橘類の總名にして、今は柑子といふものに、その名を残せり。古傳に據れば、垂仁天皇の御代、多遲間毛理といへるもの、常世國より、これを傳來せりといへり。而してこれをタチバナと稱するは、その傳來者に因みて名づけられたる、多遲間花より轉訛せるものなりと云へり。然れども、土佐室戸崎山中、薩摩開聞岳には、今も自然生のものあれば、この植物が果して、外國傳來のものに係り、又その名稱が古學者の云ふが如きものなりしか、尙研究の餘地ありといふべし。

上古この植物の觀賞せられたるは、その葉は常緑にして四時滴る如く、その花は芳ばしく、その實も亦美しくして、且甘味を有せしによる。されば萬葉集には、これを賞するの歌を載せ、後世に至り宮城には、必ず紫宸殿前に栽えて、これを觀賞し給ひたりき。

奈良朝の頃、聖武天皇は、深くこの植物を愛でさせ給ひ、和銅元年十一月、敏達天皇の皇孫葛城王に姓氏を賜ふに當り、この植物の名を以つてし、且つ左の勅語を下し賜へり。

橋果子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不凋、與珠玉爭光、交金銀以逾美、是以汝姓者賜橋宿禰也。

以上の勅語より推すも、如何に橋が、當時に賞美せられしかを知るべし。

○橋の觀賞せられし理由

○橋氏の名を賜はりし理由

橘を文様に用ゐたることは、藤原氏時代より行はれたるものにして、年中行事、法然上人繪傳等には既にこの文様を畫けるを見る。従つて、紋章もこの文様より轉じたるものなることは、その形狀の相類似せるを以てこれを知るべし。而して、この紋章を用ゐるもの橘氏に多きは、右に述べたる故事に因めることは、橘氏系圖續筆書類從一六四所收に、左の如く記せるを以て知らる。

○橘氏が橘を家紋とせる由來

山中 家紋橘 和同元年一月廿五日、左大臣橘諸兄、元明天皇列宴會、賜於浮杯之橘、勅曰橘者是菓物之長、則爲汝姓、故紋圖之。



(私所藏繪文代古)

右の紀事に依りて、橘氏が橘を家紋とせることの紀念的意義に本づけることを知るべし。

橘紋



藥師寺掃部助之隆 (見諸家紋所)

然れども、ここに注意すべきは、橘紋は右の如く、この史實に因みて用ゐられたるものなれども、この時に始まりたるものにはあらずといふ事是なり。

歴史 橘紋その始を詳にせず。見聞諸家紋には藥師寺氏、及、小寺氏の紋章としてこれを掲げたり。但、小寺氏の紋は、橘と藤花とを合せたるものにして、橘のみを用ゐたるにあらず。戰國時代、九州に於いて柴田氏も、亦この紋を用ゐしこと、豐薩軍記に見えたり。左の如し。

○嫡庶に依れる幕の差異

柴田名字を橘として、敏達天皇より五代の孫梅宮大明神の流をくんで、尤も堆かし。今その末葉區區に分れたりといへども、當國に於て、柴田の旗頭なるは某なり。然るに、庶子の禮能は、太守の御寵愛あさからざる故により、我我を蔑如にし、幕の紋に至るまで、總領式の五のかゝりに三ふさ橘を付け、恣に振舞、我我は外様の者となりし事は、惜しき次第なり。徳川氏時代に至り、大名には井伊氏の一門、久世・黒田・松平肥前島原の諸氏これを用ゐ、麾下の士にはこれを用ゐしもの九十餘家あり。

形狀種類

橘紋は、果實の數によつてこれを呼び、一橘より五橘に至る。葉は五葉を普通として、その二葉は全部を示して、果實の下部に對生し、三葉は必ず果實の後に隠れて、葉の先端を現はすのみ。今これを表示すること、左の如し。

- 甲、實と葉とより成るもの
 - 一、一橘 五葉一果を有するもの
 - 二、三橘
 - イ、一幹三枝を有しその頂端各一果を有するもの
 - ロ、三枝中央の一點より三方に射出して、その頂端各一果を有するもの
- 乙、實と花と葉とより成るもの
 - 三、四橘 四枝中央の一點より四方に射出して、その頂端各一果を有するもの
 - 四、五橘 五枝中央の一點より射出してその頂端各一果を有するもの

橘の紋の種類



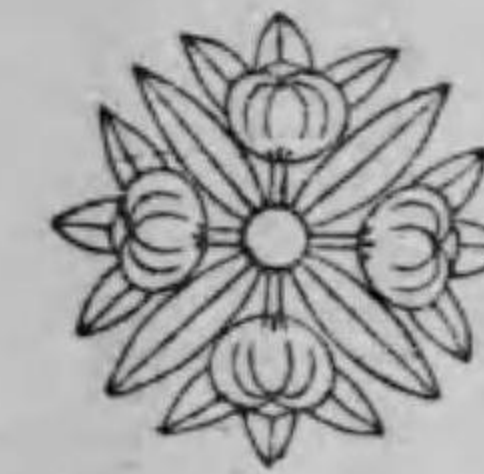
橘盛三



橘三



橘



橘四



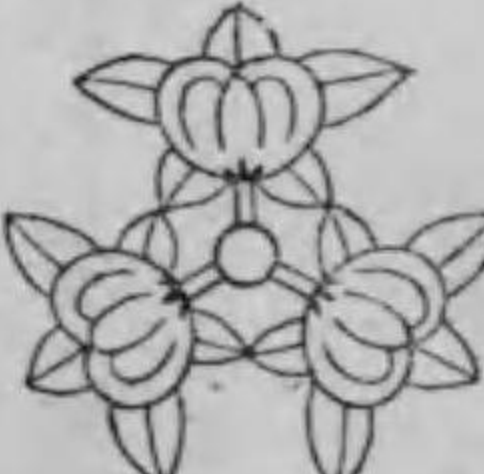
橘三



橘向



橘五



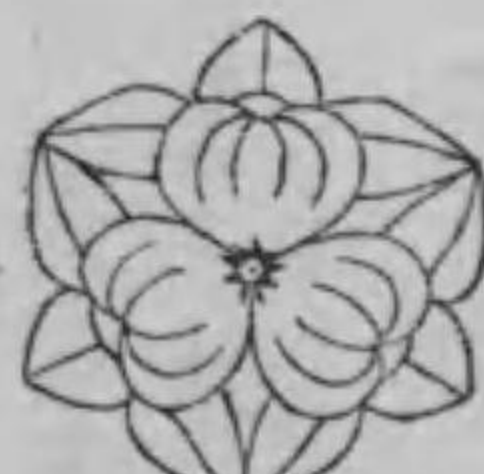
(田黒)上同



橘違



丸橘割三



橘三合尻



橘花

○橘氏の衰徴

姓氏關係 橘氏は橘に因みて名づけられたるものなれば、従うてこの氏に屬するものが、この紋章を用ゐるは當然なりとす。元來橘氏は敏達天皇の皇孫より出で、四姓の一に數へられ、藤原氏、源平二氏と相並びたる著姓なりしも、藤原氏の排陥する所となり、遂に廟堂の上一人の橘氏を有せざるに至りたり。而して、この紋章を用ゐるものの比較的少なりしは、家門の衰へたるに因る。唯その餘裔の地方に下りて、武家となりしものにして、これを用ゐたりしものなきにあらざれども、武功の優れたるもの少なりしが故に、従うて史籍にその名を留めたるもの亦少なし。藤原氏の出なる井伊氏の如きは、この紋章を用ゐるものとして著名なるものとす。井伊氏のこの紋章を用ゐることにつき、寛永諸家系圖傳に左の紀事あり。

○井伊氏の家紋につきての傳説

井伊の元祖備中大法名寂明、家傳にいはく、一條院の御宇に井中より化現の人なり、略中井より出生する故、井桁を以つて旗幕の紋とす。其保出生のとき、井のかたはらに橘一顆あり、此ゆるに神主橘をもつて其保が、産衣の紋につけたり。これにより、今にいたるまで橘を衣類の紋とすといへり。

右の紀事に據れば、井伊氏の橘紋を用ゐるは、右の神秘的傳説によれるものにして、謂はゆる紀念的意義に本づける紋章とす。又、日蓮宗寺院のこの紋章を用ゐるは、井伊氏と氏族的關係を有するに本づく。これに關して、新撰長祿寛正記に、左の紀事あり。

同月十八日 ○寛正四年八月 日親申シケルハ、サレバ開山日蓮ハ、日本無雙ノ法華經ノ行者ナレバ、

○日蓮と井伊氏との關係

○日蓮宗寺院が井筒ニ橋紋を用ゐる理由

各論

五六〇

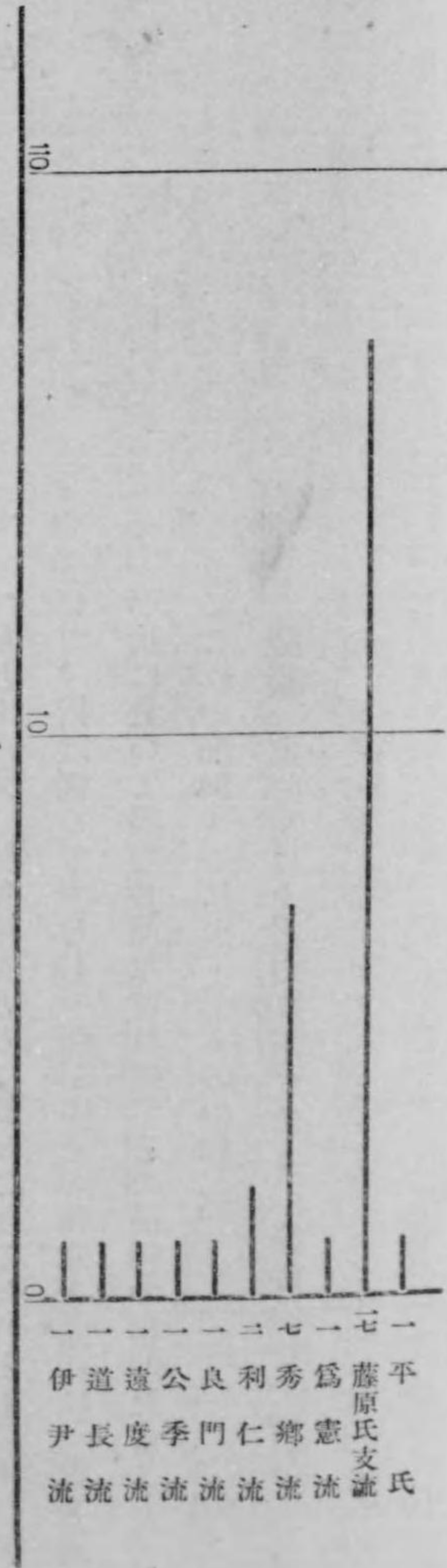
諸宗ヨリヘンシユウノ思ヲナシケルニヤ、其行狀ヲ元亨釋書ニモ不被入、高僧傳ニモ是ナシ。普ク其始ヲ不知故ニ誤多シ。俗姓ハ藤原、閑院左大臣冬嗣公御子良門ノ二男、兵衛佐利世、其子少納言共良ノ後胤也。共良四代孫備中守共資、京ヨリ下向シ、始テ遠州村櫛ニ居住ス。共資五代ノ孫赤佐太郎盛遠、其一男ヲ井伊良直、其子重忠、此重忠ノ時、伊勢平氏ニ與力シテ安房國長狹郡東條片海市川村ニ被配流テ配所ニテ生ル子、今ノ日蓮上人是也。

右の紀事に據り、日蓮が其始祖を井伊氏と同うせることを知るべし、從うて日蓮宗の寺院が、井筒ニ橋の紋を用ゐるは、此關係に據るものとす。然るに鹽尻八四には、日蓮の井伊氏と同祖にあらざる事を辨じ、貫名の名あるを以て寛永系圖により之を偽作せしものなるべしとて、注畫讚に日蓮を三國氏と記せることを論據として、これを力説せるも、既に寛正記に載せられたれば、寛永系圖に據りて偽作せしものにあらざることは論を俟たず。唯、注畫讚に三國氏とあるは、その外姓を冒せるものなるか未だ考を得ず。その姓氏はともかくもとして、全国各地の日蓮宗寺院が井筒ニ橋を寺紋として用ゐるは、全く以上の關係に本づけるものとす。

徳川氏時代、筑前の黒田氏三橋紋を用ゐたり。もとこの紋は、播磨の豪族小寺氏の家紋なりしこと、見聞諸家紋に見えたり。黒田職高小寺氏に仕へてこれを賜はり、寛永以前迄この紋章を用ゐたりしことは、黒田家御紋由緒考に、左の如く記せるを以てこれを知るべし。

忠之公、台命に依りて御系圖を撰び玉ひしに、家紋藤丸の内三橋、今用白餅、

欠



欠

第十二章 梶

名稱 梶紋は、梶の根幹枝葉に象れるを以て名づく。梶又穀の字を用ゐるも、植物名彙には、構 *Broussonetia Papyrifera Vent.* を用ゐたり。桑科に屬する植物にして、稀に楮の字を用ゐることあるも、楮 *Broussonetia Kamioeki Sieb.* とは稍異なれりとす。共に布、及、紙の原料に供せられたるを以て知られたり。



○梶紋と楮紋との混同に用ゐる

す。共布、及、紙の原料に供せられたるを以て知られたり。葉は、いづれも卵形若くは裂状をなす。而して紋章は、この裂状のものに象れるものとす。梶の楮と異なる點は、梶には剛毛を生じ葉身は楕形をなして葉柄に着けるも、楮はこれに異なれりとす。又、梶も楮もともに紋章に用ゐたれども、梶は多くして、楮は極めて少なし。而してその紋章を見るに、梶も楮も形状に於いて異なる所なければ、その植物の相似たるより、遂にこれを混同するに至りしもの如し。

意義 梶の皮は上古白和幣を作り、祭神の時、幣帛として用ゐ、又その葉は櫛と同じく御食を獻つる器具に代用せられたるものなり。藤原氏時代に於ては、乞功奠を修する時、必この葉を用ゐて、これに詩歌を書し、以

て二星を祭りたり。この時代の作に係る四天王寺所藏の扇面寫經には、官女の乞功奠を修する机上に、この梶葉を畫きたるものあり、以てこれを證すべし。又、平家物語には、

あきのはつかせふきぬれば、ほしあひの空をながめつ、あまの戸わたるかぢの葉に、おもふ事かくこころなれや

とあるも、亦乞功奠に梶葉を用ゐしことを證すべし。其他、歌林四季良材にも、六日といふ夕には、あすのためとも、それがしながしの山より峯よとものして、梶の葉とりにやり

とありて、如何にこの頃の子女が、梶葉の採集に心を用ゐしかを知るべし。

梶葉文様



(載所藝論言納大伴)

かく梶葉は乞功奠の要品として用ゐられたるが故に、従うて、この梶葉は世人の知る所となり、新奇を趁へる時代の事として、やがて衣服の文様にも用ゐられたることは、伴大納言繪卷物にも見えたるにて知るべし。

足利氏時代將軍の七夕祭に於ける式服には、この文様を用ゐしこと、殿中以下年中行事に見えたり。又この梶葉は、櫛と同じく食器として神事に用ゐられたるが故に、やがてこの文様は、神職の間に用ゐられ、遂に紋章となりたることは、猶、櫛葉が神官の紋章として用ゐられたるが如きものにして、職業を表徴せる紀念的

意義に本づける紋章とす。

歴史 梶葉紋の初めて記録に見えたるは、吾妻鏡とす。同書治承四年九月十日の條に、左の紀事あり。

○諏方明神梶葉紋直垂を着して夢想に現はる

○諏方住吉の二神穀葉松枝の旗を揚ぐ

○諏方明神穀葉の藍摺の水干を着す

甲斐國源氏武田太郎信義、一條次郎忠頼以下、開石橋合戰事、奉武衛欲參向于駿河國、而平氏方人等在信濃國云云、仍先發向彼國、去夜止宿于諏方上宮庵澤之邊、及深更、青女一人來于一條次郎忠頼之陣、稱有可申事、忠頼乍怪招于火爐頭、謂之、女云吾者當宮大祝、薦光妻也、爲夫之使、參來、薦光申源家御祈禱爲抽丹誠、參籠社頭、既三日不出、里亭爰只今夢想着梶葉文直垂、駕葦毛之勇士一騎、稱源氏方人、指西揚鞭畢、是偏大明神之所示給也、何無其恃哉、右の紀事に據るときは、當時、梶葉は諏方明神の神紋として、既に用ゐられたるを知るべし。又諏方大明神繪詞中にも左の紀事あり。

○上 扱同十月新羅御發向の時、○中 諏方住吉二神穀葉松枝の旗をあげて先陣に進み給へば、群鳥虚空に飛かけり、大魚波に浮び出で、兵船を守りて忽異域に至る。○下 桓武天皇御宇、東夷安倍高丸暴惡之時、將軍坂上田村九、延曆二十年辛巳二月、勅奉玉はりて、追討の爲に、山道をへて奥州に下向、是則征夷大將軍の始也。○中 信州に至り給ひし時伊那郡と諏方郡の堺に、大田切と云所にて、先一騎の客參會す、穀葉の藍摺の水干をきて、鷹羽の篋矢を負ひ、葦毛なる馬にのりたり。將軍誰人を問給ふ。當國の住人なり、殊に宮仕

の志ありて參向すと兵客答ふ。○下

右の紀事に據れば、諏方の神紋たる梶葉は神功皇后以後既に用ゐられたるが如きも、此書は足利時代の作に係り、従うて此の紀事も神話の追記に係りたるものなれば、勿論これを信するに足らざるなり。然れども梶葉紋を諏方明神の神紋として、用ひたることは事實なりとす。右の如く梶葉紋は、諏方の神紋として用ひられたるが故に、従うてこれを信仰せし信濃の豪族に、この紋を用ゐるもの多きは、猶、大三島神社の鎮座地たる伊豫の豪族が多くその神紋を用ゐたるが如し。而して信濃の豪族中にこの紋を用ひしもの多かりしことは、總設第十章第三節の條に見えれば、ここにはこれを略すべし。

尙、大塔軍記、應永七年庚辰九月廿四日、信州更級郡布施郷合戰次第の條にも左の紀事あり。

○上 布施城後芳田崎石川取陣、各相分十一手、方方取陣、思思旗笠驗幕文梶葉文社誌とあり。是亦以て信濃豪族の中に、この紋を用ゐしものありしを知るべし。

又鎌倉大草紙、永享十二年正月廿二日の條に、

○上 大名小名馳あつまり、結城の城に楯籠る、本より構嚴しけれども、俄に又大堀をほり櫓を搔せ、見せ勢を出し、御旗を打立、白旗・赤旗・二引・左巴・釘責・梶の葉の紋書たる旗、其の數風に翻て満満たり。

とあり。永享の役は、結城氏を始め、その附近の諸豪が春王安王を奉じて、籠城したるものにして、

○梶葉は諏方明神の神紋

○信濃の豪族に梶葉紋を用ゐしもの多き理由

○大塔軍記に見えたる梶葉紋

○鎌倉大草紙に見えたる梶葉紋

○結城城に籠りたる兵士の梶葉紋

關東幕注文に據るに、永祿の頃、上野總社衆に諏訪氏あり、桐生衆に安威氏ありて、いづれも梶葉紋を用ひたれば、當時結城に籠りたるものにして梶葉紋を用ひたるものは、思ふにこの二氏の祖先ならんか。

戰國時代に至り、この紋を用ゐるもの漸く史籍に散見せり。羽織原合戰記には諏訪下條山邊西牧氏あり。見聞諸家紋に梶葉紋を用ひるものに、丹比・物部の二氏あり。

見聞諸家紋に
たえる梶葉紋



丹比



神家物部



太田上野介光

徳川氏時代に至りて、この紋を用ゐるもの、大名には諏訪・保科・松浦の三氏あり。麾下の士にこれを用ゐるものは、四十餘家あり。

形状種類 梶紋は大別して葉を以つて成るものと、葉と幹と根とより成るものとの二種とす。葉は五出を普通とするも、稀に七出のものあり。由りてこれを替梶葉かひがはといふ。特に主葉脈の太くして又上部缺刻の深きものあり。平戸松浦氏これを用ゐしを以つて、名づけて平戸梶葉といふ。葉と幹

梶葉紋の種類

と根との三部より成るものを特に根有梶ねありといふ。諏訪氏のこれを用ゐたるを以つて、諏訪梶すゐといふ。

甲、葉のみより成るもの

一、梶葉 平戸梶

二、替梶葉

乙、枝と葉とより成るもの

一、三盛梶

二、三寄梶

三、頭合梶

四、尻合梶

五、梶葉車

丙、根幹枝葉より成るもの
諏訪梶



遠梶



平戸梶



三盛梶



諏訪梶



三寄梶



梶菱



梶葉車



抱梶

姓氏關係 梶葉紋は諏方明神の神紋として用ゐられたるものなるが故に、これを氏神とせるこの地方の豪族の、これを用ゐたるは勿論にして、清和源氏頼季流の出なる保科、滿快流の出なる知久・諏訪部・諏訪有賀の諸氏いづれもこれを用ゐたり。諏訪氏は世々同神社に奉仕して、一門繁衍して七家となり、稱してこれを七祝と云ひ、いづれも梶葉紋を用ゐたり。駿河の阿部氏、亦、滿快流より出でて、この紋を用ゐしは、信濃より出でたる關係に本づく。又、藤原氏支流の出なる重田・中澤宮崎・末高神の諸氏が、いづれも信濃より出でて、この紋を用ゐしも、亦、この關係に因ると知るべし。

分布 梶葉紋は諏方明神の神紋たりしを以て、此の神社の鎮座し、又この神を崇拜せる豪族の居りし地方には、この紋章の分布を見る。而して其の最も多く用ゐられたるは信濃にして、甲斐・越後・駿河・相模等に鎮座あるこの神社には、いづれもこの紋章を用ゐざるはなし。

鎌倉時代の初、島津忠久信濃鹽田庄地頭となり、深く諏方明神を信仰し、其後、薩摩に移るに及び、諏方明神を鹿兒島に勧請して、これを封内の總鎮守となしたり。これより封内の豪族この明神を崇拜すること頗る渾く、三國名勝圖會に載せられたる諏方神社を擧ぐるに、無慮數十を數ふるを得べし。

されども島津氏は家紋として、一族近親に限り、十文字を用ゐしが故に、梶葉を用ひしものなかりしと雖も、その家臣中には、往往これを用ゐるものあり。小松・諏訪・赤松三氏の如きは是なり。中に

も、小松氏の如きは、もと寢覺氏と稱し、南北朝の初、既に此の紋を用ゐしこと、新編寢覺氏世錄正統系圖に、左の如くこれを記せり。

尊氏賞清成之軍功、賜旗一旒、白絹上有八幡大菩薩之字、下寢覺氏紋楮葉相向圖、及卿之實名花押。

南北朝の頃南風競はず、信濃の豪族にして宮方に屬し、志を得ざりしもの、去りて中國四國の海島に根據を占め、瀬戸内海より、遠くは朝鮮支那の海上に飛躍したり。中にも村上氏の如きは、勢力最熾んに、稱して海賊大將軍といふ。是に於て郷國なる諏方明神を海上保護の神として勸請せしかば、これより諏方明神は、神戸諏方山を始めとして、肥前長崎・薩摩山川津等の要港に祀らるに至り、從うて梶葉紋は遠く四國九州の地方に至るまで、その分布を見るに至れり。長崎の諏方神社は戰國時代に至り、基督教のため一時頽廢せしも、徳川氏時代に至りて再興せられたり。

平戸の松浦氏の梶葉紋を用ゐるも、その家傳にはもと梶谷に居りしに因みてこの紋を用ひしといふといへども、松浦氏の如きも、亦海上に活動せしものなれば、海上保護の神として、諏方明神を信仰して、これを用ゐしにあらざるか。

阿波・讃岐に四宮氏あり、いづれも梶葉紋を用ゐたり。中にも讃岐の四宮氏は海賊として武名ありしものなれば、その家紋の梶葉を用ゐるも、諏方明神の信仰に本づけるが如し。尙、阿波には芥川氏あり、亦この紋を用ゐたり。蓋、阿波には諏方明神の祀らるるもの少なからず。芥川氏のこの紋

○彌寢氏の家紋

○諏方明神の中國四國九州地方に祀られたる理由

○松浦氏の家紋

章を用ゐるは、その由來詳ならざるも、是亦信仰の關係に本づきしにはあらざるか。

これを要するに、梶葉紋は、諏方明神の神紋たりしが故に、この紋章を用ゐるものは、その初、信濃より出でたるものなるか、少くとも曾て諏方明神の崇敬者たる關係を有せるもの如し。

但、梶川・梶田・梶野等の諸氏にして、梶の字を名字に用ゐるもの、この紋章を用ゐるは、謂はゆる指事的紋章として、その名字に因みて用ゐたるものにして、他に何等の意義あるにあらず。

○梶紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
窪	島	清和源氏義光流	梶	梶葉	川	井	清和源氏爲義流	梶	龜甲内梶葉		
大	木	清和源氏小笠原支流	梶	梶葉	中	島	清和源氏支流	梶	梶	上	葉
秋	山	清和源氏頼季流	梶	梶葉	松	浦	嶋	嶋	同	上	葉
保	科	清和源氏満快流	梶	梶葉	向	山	同	同	隅切角内梶葉		
知	久	清和源氏満快流	梶	梶葉	大	野	同	上	梶	梶	葉
諏	部	同	梶	梶葉	土	橋	同	上	梶	梶	葉
安	部	同	梶	梶葉	松	宇	多	上	梶	梶	葉
有	賀	同	梶	梶葉	居	未	勘	上	梶	梶	葉
諏	訪	同	梶	梶葉	岩	同	同	上	梶	梶	葉
梶	田	清和源氏満季流	梶	梶葉	堀	川	平氏清盛流頼田支流	同	同	上	上

欠

欠

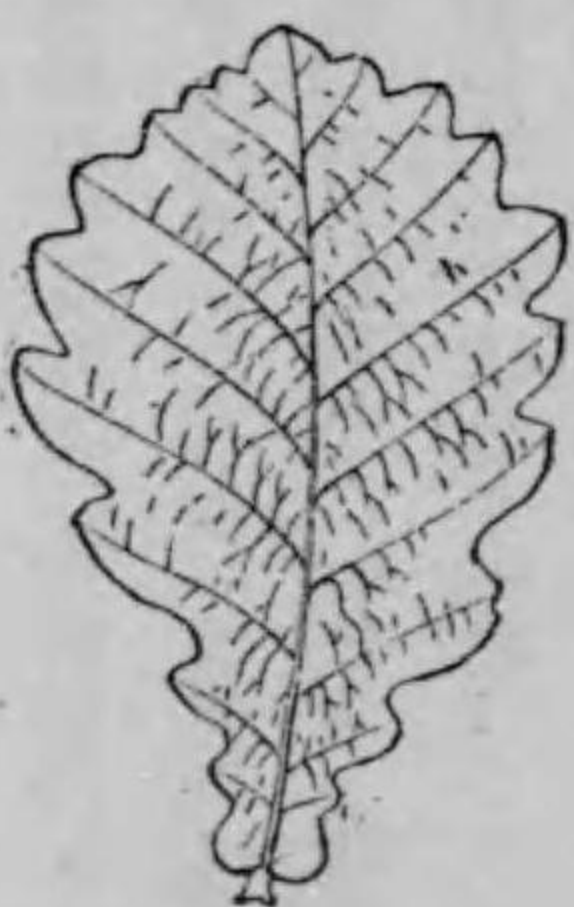
第十四章 柏 三角柏

名稱 柏紋は柏即ち檜に象れるを以て名づく。元來柏の文字は、松柏科に屬する扁柏・花柏・側柏等の種類に用うべきものにして、殼斗科に屬する檜に充つべきものにあらざるも、古來久しくこの文字を用ゐ來れるが故に、ここには姑く慣用に從ふこととせり。

意義 柏を家紋とせるは、瑞祥的若くは紀念的なる二様の意義に本づけるが如し。

抑この柏たる、その葉潤く加ふるに葉肉厚くして、物を載するに適せるを以て、太古これを食器に代用したるものにして、而してこれをカシハと名づけたるは食器としてこれを用ゐたるによれるものとす。古語に食膳を掌る者

檜 葉



れを稱して膳夫といふも、亦同じ意義なりとす。而して本邦人が、この柏葉を以て、食器に代用せしことは、當時、外國までその名を知られたるものにして、隋書にはこれを記して、倭國俗无盤俎

以檜葉用手鋪と云へるを以て知るべし。而して上代食器に代用せられたるは、この檜、及、椎に限られたるものにあらずして、其葉潤く葉肉厚ければ、いづれの植物をも、これに代用したるものにして、古事記仁徳天皇の條には、天皇の皇后磐媛が、神嘗祭執行の御準備として御綱柏を取ら

○カシハの名は食器に用ゐられたるを以て名づけらるる
○柏を用ゐし事は外國までその名を知らる

○椎の葉も亦食器として用ゐらる

○食器に用ゐられたる樹葉の種類
○柏がその名を獨占せし理由
○柏は古儀として尙用ゐらる

せ給ひし事を記せり。御綱柏は、今云ふカクレミノにして、その葉潤く且その肉厚きを以て用ゐられたるものとす。其他、側柏・厚朴・楸等すべて葉の潤き植物に、カシハの名稱あるは、上古いづれも食器として用ゐられたるに由れるものとす。中にも、柏即ち榧は、最もその使用に適したるものなるが故に、後世に至り、他樹を凌ぎて、その名を獨占するに至りしものとす。中古製陶の術進歩するに至りしも、柏葉は尙舊儀に依りて神事に用ゐられたりし事は、類聚三代格大祓、及、延喜式造酒司・大膳司・大炊寮に、葉柏貢上の事を載せ、又、天子一代の盛典たる大嘗會に於いては、今尙、柏を用ゐて葉碗或は葉盤を作らせ給へるにてもこれを知るべし。

○柏は葉守の神として尊重せらる

右の如く柏葉は食器として神事に使用せられたりしより、自然にこの木を尊重するの風を生じ、藤原氏時代の頃より、これを以つて葉守神の鎮座するものとなし、源氏物語柏木には、
かしは木にはもりの神にまさすとも人ならずべきやどのこすへか
又狹衣物語には、

かしはきの葉もりの神になどてわが雨もらさじとちぎらざりけん
其他、枕草子にも、

かしは木ははもりの神のますらんもいとかしこし

などとあり。かく神聖視せられたるものなるが故に、楳葉と同じく、尊重せられたる植物なりしを以つて、新奇を衒ひ華美を競う時代には、やがてこれを衣服の文様にも用ゐたりしこと、當代の作に

○柏葉を衣服の文様に用ゆる

○柏葉は多く神職の家紋として用ゐらる

係る繪卷物等に散見せり。而してこれを紋章に用ゐるは、何人のこれを始めしか未だ詳ならざるも今、尙、神事に與かりし神職の家に、これを家紋とするもの多きより考ふるも、この紋章の、主としてこれを取扱ひたりし神職の家によりて、用ゐられたるを想像すべし。

歴史 柏紋其始を詳にせず。前九年繪卷光貞陣中の楯に、三葉柏を畫けるあり。前九年役の頃、紋章を用ゐしことは、無疑はしきも、この繪卷の成りしは鎌倉時代に當れば、この紋章の當時既に行はれたりし事を知るべし。奥州葛西實記に據るに、文治五年、葛西清重が陸奥入部の當初、これを家紋に用ゐしことを記せり、左の如し。

繪卷物に見えたる柏文様



○葛西氏家紋の由来

略 爰に關東下總國住人葛西三郎清重、依戰功賴朝公賜奥州五郡。同年十一月中旬、關東を立、東海を船にて、牡鹿郡石卷へ着岸、初て入領地見之祝とて、陸地にて酒宴を催す。酒宴半ばの事なるに、虚空より三葉の柏吹下り、清重手へ控えたる盃に影うつり、席に落つ。清重太郎盃の臺にして、猶酒宴を祝し、目出度とて家の紋にせり、葛西の三柏の紋是也。

右の紀事に據れば、葛西氏の三葉柏紋は、文治五年に始まりしが如きも、然れどもこの葛西實記

は、後年の編著に係りしものなれば、必ずしも信を置くに足らざるも、葛西氏が三葉柏を家紋に用ゐしことは、事實にして、その根原も亦久しかりしを想ふべし。今、一關中尊寺に文明中葛西氏の納めたる西國巡禮結願の納札あり。いづれも三葉柏の紋を居るたり。これに因りて考ふるも葛西氏の三

葉柏の紋章を用ゐしことは、戰國時代以前にありしを證すべし。太平記一四には熱田大宮司の三葉柏の紋章を用ゐしことを記せり、左の如し。



○上 又北ナル山ニ添テ三葉柏ノ旗ノ見ヘタルハ敵カ味方カト問ヘバ、熱田大宮司百騎許ニテ侍奉ル。

○熱田大宮司柏紋を用ゐる

○羽豆城の遺址より發見せられたる柏紋 ○見聞諸家紋に見えたる柏紋を用ゐし諸氏

見聞諸家紋に



○千秋 野間 林上 千秋氏の外、尙柏を用ゐしものに、野間・上林・山内・朝日のは、柏丸を用ゐたり。然れども、羽繼原合戰記には、葛西氏の外

○關東に於ける柏紋を用ゐし諸氏

見えたる柏紋



見る所なし。關東幕注文には、岩下衆の齋藤・山田の二氏は六葉柏、宇都宮衆の藤付氏は、柏丸を用ゐたり。徳川氏時代に至り、大名にこの紋を用

ゐしもの山内・牧野・中川・蜂須賀の四氏、麾下の士には比較的多くして百三十餘家あり。

形状種類 柏紋は普通葉を以つて形成せらる。稀に實、及、枝を附けたるものあり。而して實の附

きたるを實附柏といひ、枝の附きたるを枝柏といふ。今これを葉數に依りて分類するときは、左の如しとす。

- 甲、一葉のもの
 - 一葉柏
- 乙、二葉のもの
 - 二葉柏
 - 一、對柏
 - 二、抱柏
 - 三、違柏

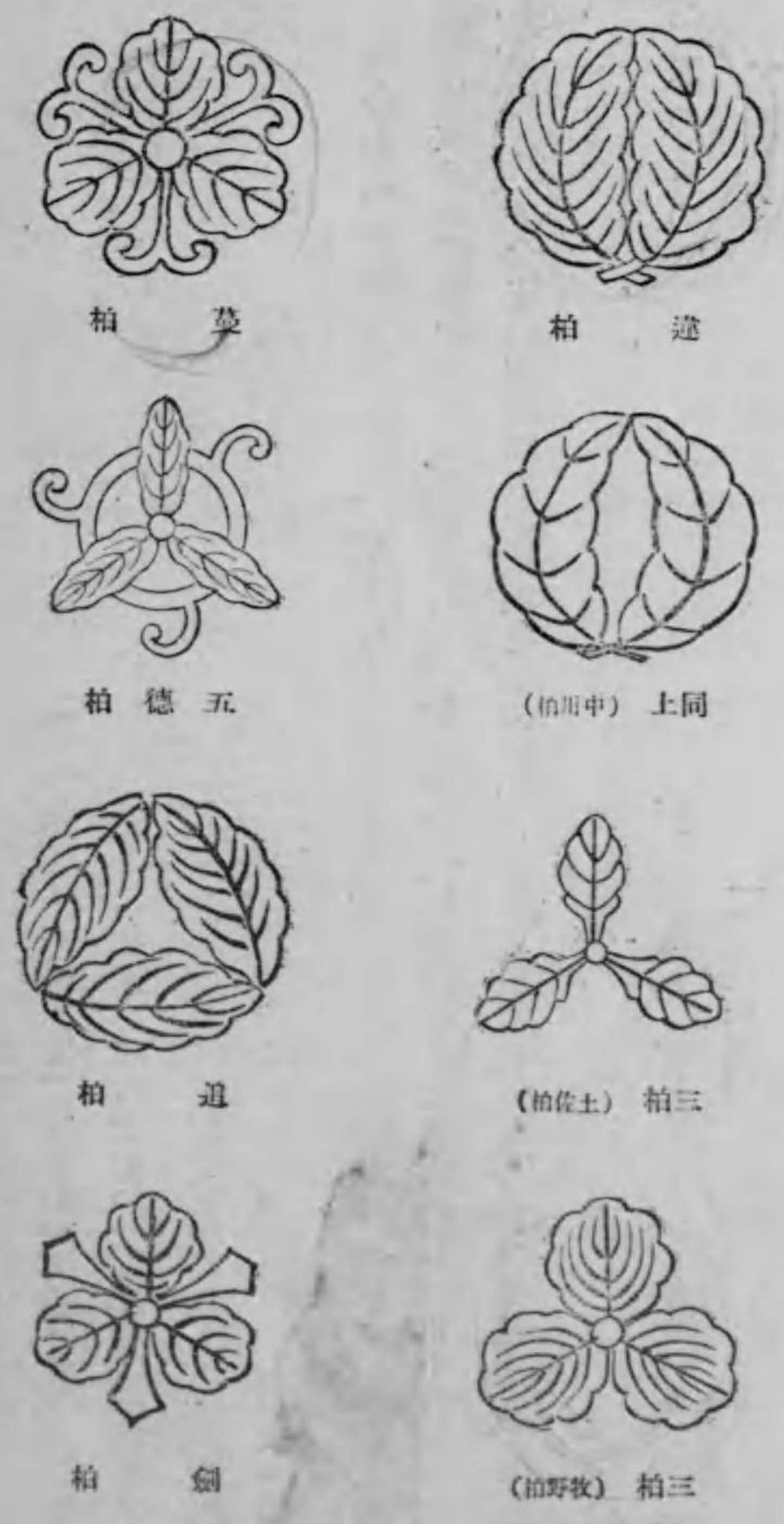
- 丙、三葉のもの
 - 一、三枚立柏
 - 二、三葉柏
 - 三、柏巴
 - 四、追柏
 - 五、劍柏
- 丁、四葉のもの

各論

一、四葉柏
二、輪違柏
戊、五葉のもの
五葉柏

己、六葉のもの
六葉柏
庚、九葉のもの
九葉柏

柏の紋



種類



以上の外、立木の柏に象れるものを木柏、蔓を附けたるを蔓柏、實に象れるを柏實といふ。又、結柏と稱して、三葉柏に似たる結形を示せるものあり。往往三葉柏を用ゐるもの替紋として用ゐられたり。

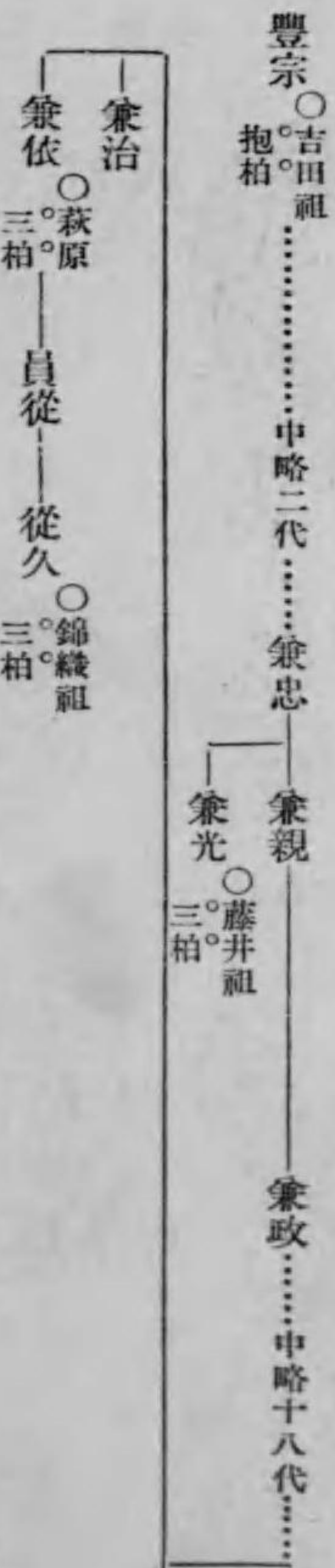
姓氏關係 柏は、古儀として神事に用ゐられたるが故に、従うて柏紋は神職の家に多く用ゐられたり。今その重なるものを擧ぐるに伊勢の久志木氏は世世皇大神宮に奉仕せり。その家紋柏を用ゐたり。尾張の千秋氏は、熱田大宮司として、熱田神宮に奉仕せる舊族なり。その家紋柏を用ゐしこ

○柏紋の神職の家に用ゐられし實例

とは、既に述べたるが如し。備前吉備津宮の社司たる大守氏は、曾我物語に名高き吉備津大藤内の後にして鎌倉以来の舊族たり。その家紋庵ニ柏を用ゐたり。筑前の宗像氏は、宗像大宮司と稱して世世宗像神社に奉仕し、その家紋一柏を用ゐたり。以上の諸家は、いづれも世襲の神職にして、皆柏紋を用ゐたりき。

公家に於いて、柏紋を用ゐしものに、ト部氏あり。ト部氏、亦朝廷に仕へて、世世神道を掌りたり。ト部氏は、藤原鎌足より出づ。鎌足六代の孫を、豊宗といふ。神祇伯に任じ、ト部姓を賜はる。後、吉田氏と稱す。一門繁衍して、藤井・萩原・錦織の三家となり、いづれも柏紋を用ゐたり。

ト部家略系



○徳川氏時代
柏紋を用ゐし
大名

武家に於いて、柏紋を用ゐしもの、徳川氏時代に於いて、山内・蜂須賀・中川・牧野の四氏あり。山内氏は首藤經俊の後にし。經俊、鎌倉幕府に仕へ、一門繁衍して諸國に散在し、その家紋いづれも柏を用ゐたり。

○柏紋由来の
第一説

山内氏の柏紋を用ゐし由来に就きては、類従本山内系圖これを記せること左の如し。

經俊 刑部丞大夫、伊勢守 ○護字 保延三年誕生、略中 嘉祿元年六月廿一日、行年八十九死、今年出家、法名頓宗永悟。此人ノ時マデ、紋一文字也。然而平氏餘流蜂起之時、合戦無利、而勢州佐佐良島退去時、大神宮神膳ニ備フ三角柏ヲトリテ、笠シルシニ用キテ、合戦勝ケル故柏ヲ紋ニ用之。

○右由来につ
きての不審

右の紀事に據れば、山内氏の柏紋を用ゐしは、平氏餘流の蜂起せし時、即ち元久元年にありしが如し。然れども爰に怪しむべきは、佐佐良島は伊勢とあるも、その實は、志摩の一孤島にして、人の居住すべき所にあらず。又、經俊が何のためこの孤島に居りて、ここを退去せしか甚だ不審なり。又、神前に備へたる三角柏をとりて、これを笠験として勝利を得たりしにより、之を紀念に家紋に定めたりと云へども、この三角柏は、即ち古史に見えたる御綱柏にして、山内氏の用ゐる柏とは、全く別物にして、植物分類學上は五加科に屬し、カクレミノ又ミソブタ *Dendropanax Japonicum* Seem. と稱するものなり。而してこの三角柏はその名の示すが如く三出状をなし、葉の形狀に於いても、亦柏葉と著しく異なるものなり。もし、經俊が、果してこの三角柏に象りしものならんには、山内氏の家紋は、この三角柏に類似すべきなるも、實際に於いては穀斗科に屬する櫛に似たるが故に、この説信じ難し。然れども、この三角柏は實際にこの地方に産し、これを用ゐて謂はゆる柏の占をなせることも、亦明德記に見えて、人口に膾炙することなれば、思ふに、後人が經俊の平氏

○柏紋の由来の第二説

○右由来につきての不審

○柏紋の由来の第三説

○右由来につきての不審

○右由来につきての不審

の餘黨を伊勢に平げし事實に附會して、この説を立てたりしにはあらざるか。

然るに、土佐山内系圖の説に據れば、藩祖一豊の父盛豊の時、丹波に於いて、或る戰場に於いて柏枝を指物として奮戦し、勝利の後、枝に残れる柏葉三枚なりしかば、これに因みて三葉柏を用ゐたりといへども、盛豊は、天文永祿の間に活動せし人なるにも拘はらず、これに先だつて成りし見聞諸家紋には、既に山内氏の家紋として柏紋を載せたるを見れば、山内氏の柏紋を用ゐしは、盛豊の時にあらざること論を俟たず。

然るに、別本山内系圖には、更に次の如き説を掲げたり。

○上 略 明德二年、山名播磨守滿幸叛逆矣。其頃、當家遠祖山内猪右衛門、領丹波之内、以屬于山名。十二月廿三日、將軍義滿公與山名滿幸、戰于京都内野、于時猪右衛門以柏爲指物、大逞武威焉。三葉柏之紋、此時始乎。敗走潛尾州、天文前後啓蟄起家云云。

この説に據れば、山内氏の三柏紋は、明德二年に始まると云ふにありて、これを前説に比するときは、見聞諸家紋の紀事には牴觸する所なきも、鎌倉時代の初に於いて、全国各地に分居せる山内氏の一門が、今日に於いて、尙、いづれも同一紋章を用ゐるより考ふるときは、山内氏の柏紋を用ゐしは、少くとも鎌倉時代の初にあらざるべからず。何となれば、もし、山内氏にして、一門各地に分居せし後に於いて、紋章を定めたらんには、各地に於ける山内氏の後裔が、いづれも同一紋章を用ゐること能はざればなり。然るに、東海に於ける山内氏も、奥羽に於ける山内氏も、中國四

○柏紋由来の第四説

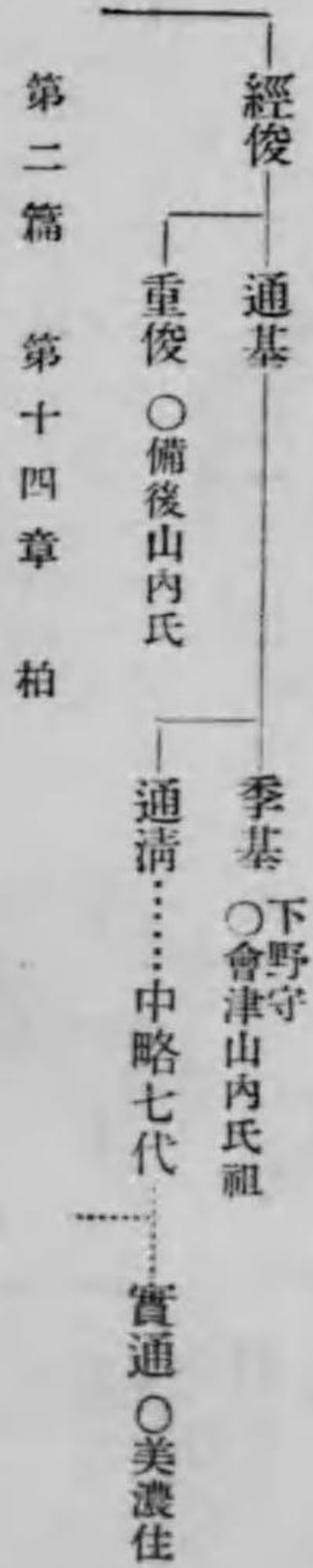
國に於ける山内氏も、恰も符節を合せたるが如く、同一紋章を用ゐしより考ふれば、山内氏が柏を家紋とせるは、その各地に分居せざる以前たらざるべからず。果して然らば、山内氏が柏を家紋に用ゐたりしは、何れの時代にありしかといふに、異本山内系圖には、更に次の如き説を掲げたり。

傳記曰、保元頃當家結婚于熱田大宮司、○千家紋中白與三浦同、云云、或書曰大宮司秀施之紋三葉柏也。

この説記述する所明瞭ならずといへども、保元の頃、千秋氏と婚を結び、その關係より千秋氏の家紋を用ゐたりし事をいふものの如し。千秋氏が柏紋を用ゐし事は、前條述べたるが如く事實なれば、山内氏の柏を家紋とせるは、この時代にありといふも不可なきが如し。當時、武家の家紋を用ゐし事は、史籍には未だ見る所なきも、これを距る十四五年の後なる壽永年間に於いては、武藏の豪族たる熊谷見玉二氏の如き、既に家紋を用ゐたるものあるより考ふるときは、山内氏がこの時代に於いて、既に家紋を用ゐたりしといふ事も、強ちに否認すべきにあらざるべし。

戰國時代に於いて山内氏を稱せしもの尾張・遠江・美濃・陸奥・播磨・備後・丹波・伊豫の八國にあり。而してその用ゐる所の家紋を見るに、いづれも三柏を用ゐたり。是等の事實に徴するも、山内氏のこの柏紋を用ゐし事の、既に鎌倉時代にありしを證すべし。

○山内氏略系



親清……中略五代……是時 河内守 播磨室郷地頭職

盛豐 侯爵山内氏祖

○尾張住

親通 遠江山内氏

○遠州飯田住

親泰 首藤三郎左衛門尉

○越前敦賀住

通俊……中略三代……秀景

○上州住

安景

○播州住

山内氏の外、徳川氏時代の大名にして、柏紋を用ひし者、尙、蜂須賀・牧野・中川の三氏あるも、その同族の繁衍せしもの少なく、又、文獻の徴すべきものなければ、ここにこれを記すを得ず。

柏は、又、恵比須の神紋として用ゐられたり。而してこれを用ひし事に就き、未だ定説なし。森島中良の反故籠には、これに就きて、左の説を掲げたり。

○夷の神紋三
柏は役者の紋
より轉れるも
のなりと云ふ
説

夷の紋には三ツ柏を付る事、元來四宮源八郎といふ役者、元祿何年やら、顔見せに夷の役に、大當なりければ、其歳、淺草市の佛師の思付にて、木彫の夷の胸へ、源八郎の紋の三柏を書て賣るに、例年より能く賣たりと、其狂言を見たる古老の話せし由。故人一粒萬倍語りき。予、古本の評判記を閲するに、源八郎が紋は、丸に三柏なり、丸なしにも付たるなるべし。去れば本畫に夷の紋を書たるは見當らず。畫草紙の夷の紋は、皆柏を畫く故、今世に至りて、世俗夷の定紋と心得、夷講などの三寶も瓶子も、殘らず三ツ柏を付く、これ信長祇園へ寄附の品に、定紋の木瓜附有しを、後世天王様の御紋なりといふに同じ。

右の説に據れば、恵比須神の紋は、俳優四宮源八郎の家紋の轉れるものとなせども、この説、蓋、當らざるが如し。何となれば、元祿の頃、恵比須神の本社たる攝津西宮に於いては、此頃既にその社殿に於いて、この紋章を居ゑたるが如ければなり。谷泰山が東遊草には、泰山か西宮に參詣せし事に就いて左の紀事を掲げたり。

○西宮の恵比
須神社には三
柏紋を居ゑた
り

略上 西宮三社正南に向ふ。西に三葉かしわの紋あり。素蓋雄尊也。中にともゑの紋有。天照大神也。東に三葉かしわの紋有、蛭子也。

右の紀事に據るときは、此頃西宮なる恵比須神社に於いては、既に柏紋を居ゑたるを知るべし。而して、泰山が江戸に上りしは、元祿十七年にして、この歳三月に改元ありて寶永元年となりたれども、彼の源四郎の家紋に由りて、恵比須の紋を創めたる時代を距ること甚だ遠からざれば、斯かる短日月の間に、江戸に流行したる恵比須の神紋が、その流行を遠く上方に及ぼし、而もその本社たる社殿にまでこれを居ゑたりといふことは容易にこれを信するを得ず。余の考ふる所に據れば、柏は前に述べたるが如く、古來神事に用ゐられたるを以て、從うて神聖の物と認められたるが故に、社殿の神紋を擇ぶに當り、是等の意義に本づきて用ゐたるものにして、他に理由ありしものにあらざるべし。

堀	久	横	服	飯	長	宝	久	長	堀	澤	金	渡	星	小										
屋	野	尾	部	塚	田	間	部	本	子	邊	野	谷												
同	同	同	同	平	平	平	平	同	同	同	未	嵯	宇	宇										
				氏	氏	氏	氏	同	同	同	勘	峨	多	多										
				支	兼	將	度	上	上	上	氏	氏	源	源										
上	上	上	上	流	流	流	流	上	上	上	氏	氏	支	流										
三	六	蔓	三	違	二	枝	柏	木	劍	抱	五	三	二	枝	蔓	蔓	同	三	黑	三	抱	三	違	三
				追															餅	三				
柏	柏	柏	柏	柏	柏	葉	實	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	上	柏	柏	柏	柏	柏	柏
石	竹	高	森	松	兼	森	青	山	鶴	磯	五	高	倉	宇	田	高	豐							
原	内	林	村	松		木	内	田	貝	味	橋	橋	川	中	瀝	前								
同	同	同	同	同	藤	同	同	同	同	同	同	同	藤	藤	藤	藤	平							
					原								原	原	原	原	氏							
					氏								氏	氏	氏	氏	支							
					支								秀	利	仁	門	宮							
上	上	上	上	上	流	上	上	上	上	上	上	上	流	上	流	流	流							
同	三	一	二	一	違	抱	二	違	抱	違	二	若	三	三	劍	三	若	三	違	抱	四	三	抱	
上	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏

第二篇 第十四章 柏

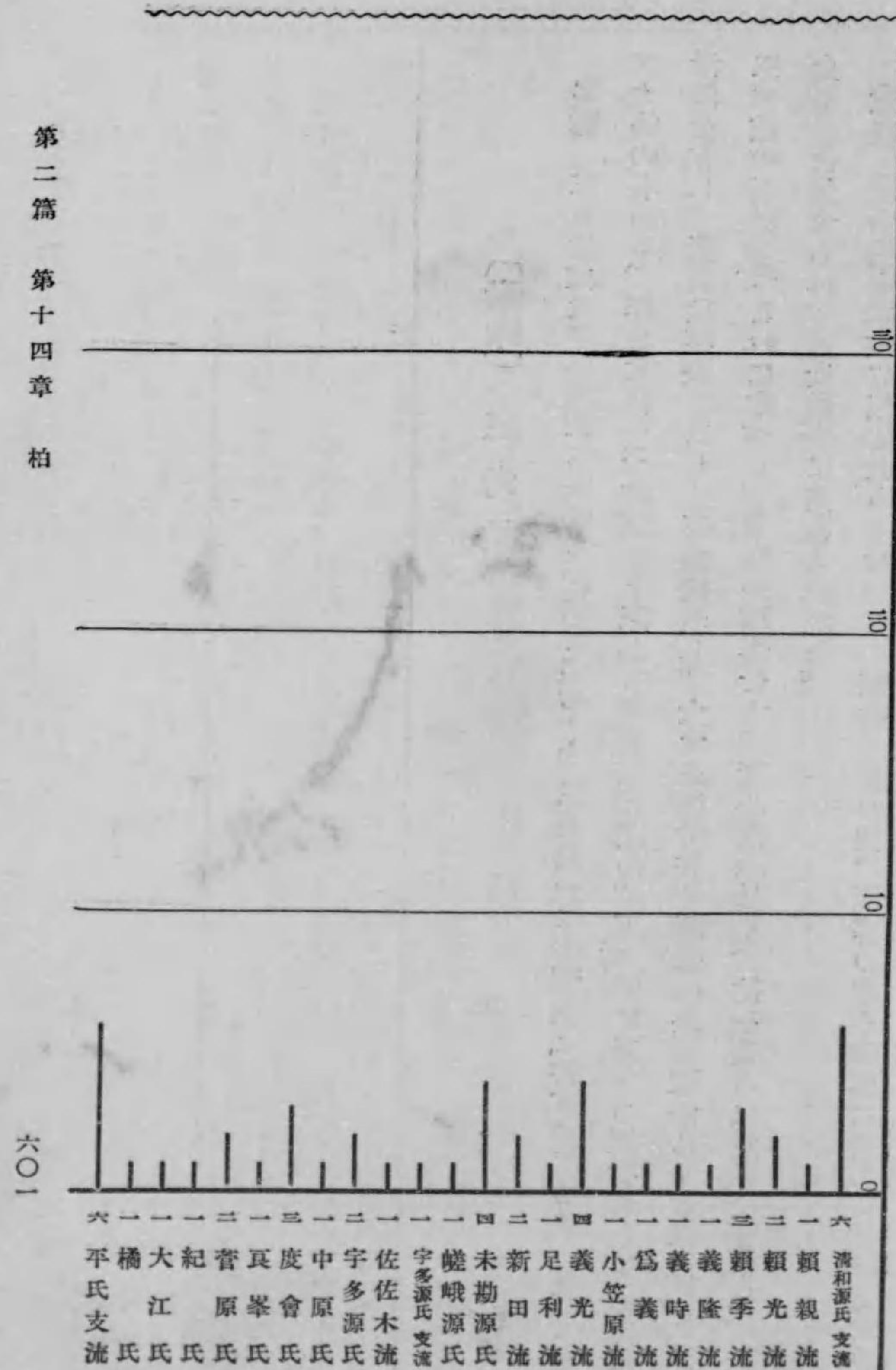
五九九

清	野	壺	窪	山	鑽	羽	西	今	藤	錦	萩	吉	中	名										
水	澤	井	田	本	目	田	村	井	井	織	原	田	門	字										
清	義	清	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同										
和	光	和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同										
源	流	源	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同										
氏	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲	爲										
義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義										
流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流	流										
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上										
同	同	三	黑	龜	六	三	蔓	柏	庵	同	三	木	同	同										
			餅	甲	角	內	三		三															
			內	內	內	內																		
			三	三	三	三																		
上	上	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	上	柏	柏	上	上										
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上										
村	森	三	辻	森	小	牧	蜂	落	中	窪	上	井	神	森	木	名								
					長	須																		
井	川	橋		谷	野	賀	合	川	田	林	上	尾	會	字										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同								
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上								
同	三	一	二	一	違	抱	二	違	抱	違	二	若	三	三	劍	三	若	三	違	抱	四	三	抱	
上	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏

○柏紋所用姓氏一覽表 (○を附したるは稱號)

各論

五九八



六〇一

○柏紋所用多寡比較表

永松	矢部	神尾	木戸	杉山	吉岡	吉田	横地	市野	淺井	青木	戸田	村上	牧野	指田	山田	笠原	各論			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上			
同	三	抱	蔓	抱	三六 角 內 枝	三 六 角 枝	蔓	違	六	三	抱	抱	同	同	同	同	三			
上	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	上	上	上	上	上	柏			
竹	川	久	長	石	瓦	儀	蜜	境	高	二	野	常	加	相	島	吉	志			
內	井	本	鹽	野	林	我	田	野	橋	見	澤	見	納	原	原	口	藤			
同	同	度	氏	中	同	菅	紀	大	橋	同	同	同	同	同	同	同	原			
																	支			
																	支			
上	上	氏	氏	氏	上	氏	氏	氏	氏	上	上	上	上	上	上	上	流			
同	三	五	菊	三	三	重	違	抱	蔓	三	違	上	右	三	蔓	違	抱	立	三	
上	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏	柏

六〇〇

第十五章 松

名稱 松紋は、松の幹枝葉、若くは松毬に象れるを以て名づく。

意義 松紋は、瑞祥的意義に本づきて擇ばれたるものとす。松は喬木にして、その材は棟梁の用に供すべく、その葉は四時綠色を呈し、霜雪にも渝らず、これを瑞木と稱し、門戸に樹て、歳首の賀に供し、群芳譜にはこれを以て百木の長と稱し、著聞集には、これを貞木と名づけたり。されば、これを文様として、調度器具に施して觀賞したりしことは、平安朝の頃より既に行はれたるものにして、鏡裏の文様、その他當代の作に係る繪巻物等に就いてこれを徴することを得べし。

歴史 松紋その始を詳にせず。大要抄車文の條に、日野氏の車文として松二鶴を掲げたり。當時はこれを車の文様として用ゐられたるものなれば、強ちにこれを紋章の始と見ることを得ざるも、車文に用ゐられたるものは、其後、大抵その家の紋章として用ゐられたるより考ふれば、これを松紋の根原と見るも、亦不可なかるべし。(但、其後日野家に於いては鶴のみを紋章とし松をば用ゐざりき)蒙古襲來繪巻に松を鶴龜竹梅と共に用ゐたるもの見えたれども、松のみ紋章としたるものは、太平記には見る所なし。大塔軍記始めて三本松の紋あり。見聞諸家紋には、出雲の松田丹後守、讃岐の寒川・福家・飯田羽床の諸氏三本松を用ゐ、香西氏は三階松二根笹を用ゐたり。又、南海通記二讃州藤原系圖に紋三笠松並に根笹とありて、松紋はこの地方に多く行はれたるが如し。徳川氏時代に

○松二鶴の文様

○見聞諸家紋に見えたる松紋を用ゐたる諸氏

至り、大名には西尾氏櫛松を用ゐ、永井氏松葉、及、松毬を用ゐ、麾下の士にはこれを用ゐしもの五十餘家あり。

形状種類

松紋はこれを大別して、根幹枝葉より成るものと、枝葉のみより成るものと、單に葉、若くは實のみより成るものと

繪巻物に見たる松紋様



源氏料紙文様



隆能源氏



紫式部日記

上を用ゐることは甚だ稀なれども、西尾氏の定紋なる櫛松の如きは、七株を用ゐたり。老松に象りたる松紋は、その枝を級狀に形成す。その級数は三級なるを普通とす。これを稱して、三階松といひ、又三枝松といふ。三枝部氏のこの紋を用ゐたるが故に、名づけたるものにして、その名字に因めるものとす。而して此紋形をなせる枝には、右方に偏するものと左方に偏するものとあり。もし右方

○櫛松
○三枝松の名義

○老松と若松

○右三階と左三階

○子日松の義
○老松と若松との區別

○五釵松と唐松との區別

○松毬紋の種類

に偏するときは右三階、左方に偏するときは左三階といふ。而してこの級狀にして左右に偏する所なく、恰も笠を三個重ねなるが如き形狀を成せるものは、これを稱して三笠松と云ふ。
若松紋は一に子日松といふ。これ往時子日に引ける松は、いづれも幼松なりしを以つてなり。普通の松紋、即ち老松紋と若松紋との相違は、老松は恰も狩野派の松の畫に見えたるが如き形狀をなせども、若松紋に於ては、その枝葉大率寫實的なりとす。従うて老松の如く、この紋には級狀をなせるものなし。

松葉紋は二葉を普通とすれども、五釵松に象れるものは五葉を用ゐる。稀に多葉を叢生するものもあり、これを稱して唐松紋といふ。唐松とは即ち落葉松 *Tarix leptolepis* Gord. にして、その葉多數を叢生す。

松毬紋は、松毬に象れるものにして、これには側面より見たるものと、上方より見たるもの、即ち鳥瞰視せるものと二種あり。而して數に應じてこれを呼べることは、他の紋章の例に於けるが如し。

甲、老松に象るもの

- 一、一本松
- イ、枝葉の級狀をなさざるもの
- ロ、枝葉の級狀をなすもの

- い、三階松 (正形 二笠松)
- ろ、注連掛松 (歪形 右三階 左三階)
- 二、二本松 (二寄松)

三、三本松

- イ、三株並立せるもの
- ロ、三寄松 (根合 頭合)
- 四、五本根合松 松車
- 五、櫛松

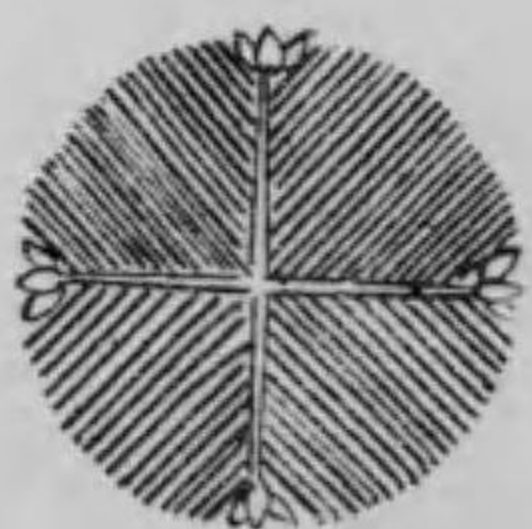
乙、幼松に象れるもの

- 一、抱若松
- 二、對若松
- 三、若松丸
- 四、割若松

丙、松葉に象れるもの

- 一、一松葉

(一其) 類 種 の 紋 松



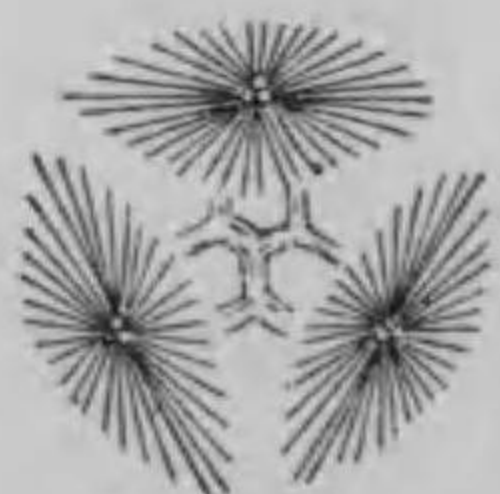
四若松



櫛松



二寄松



三唐松



抱若松



三寄松

見聞諸家紋に見えたる松紋



(松階三=岩=霧)
香西



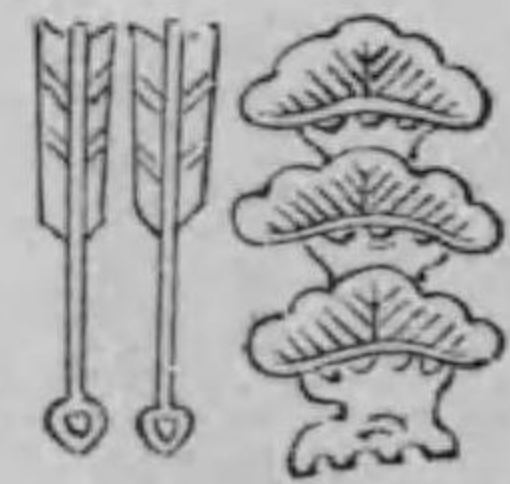
(松階三)
羽床



(水=松階三)
福家



(松本三=字文三)
寒川



(矢=松階三)
飯田



(松本二=丸)
松田丹後守興



(松階三内ノ丸)
大野



(松階三)
新居

姓氏關係 松紋は、讃州藤氏の代表家紋とす。讃州藤氏とは、中納言中御門家成の後に係る。家成、鳥羽天皇の御代讃岐守に任せらる。その一門繁衍して、大野・羽床・香西・福家・西隆寺の五家となる。其他、豊田・柞田・柴野・平尾・有岡・平田・玉井・竹田・成宗・本庄等の諸氏あり。いづれも松紋を用ゐたるを見れば、蓋、その庶流に出でたるもの如し。見聞諸家紋には、尚、飯田氏を挙げ、その家紋として、三笠松ニ二本箭を掲げたり。同一系統の紋章なるより考ふるときは、是亦讃州藤氏なるべし。其他、松尾・松田・三枝部諸氏の、この紋を用ゐしは、いづれもその名字に因めるものにして、

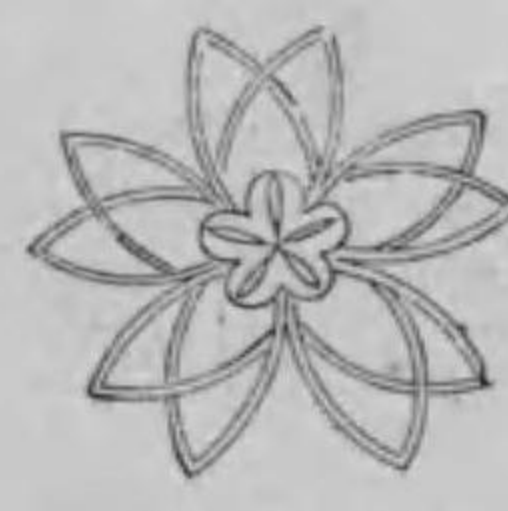
各論

- 一、二松葉
- 二、松葉菱
- 三、三松葉
- イ、松葉丸
- ロ、六角松葉
- ハ、松葉車
- 四、五葉松葉
- 五、唐松葉
- イ、三唐松
- ロ、岩ニ唐松
- ハ、三割唐松
- 丁、松毬若くは松毬と葉に象れるもの
- 一、立松毬
- 二、向松毬
- 三、松葉ニ松毬

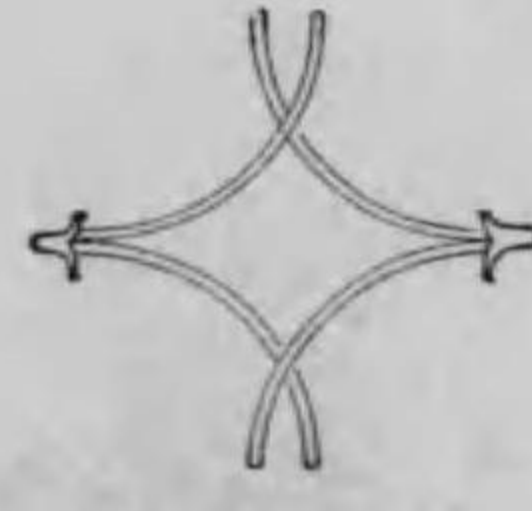
松紋の種類(其二)



松葉松=松毬



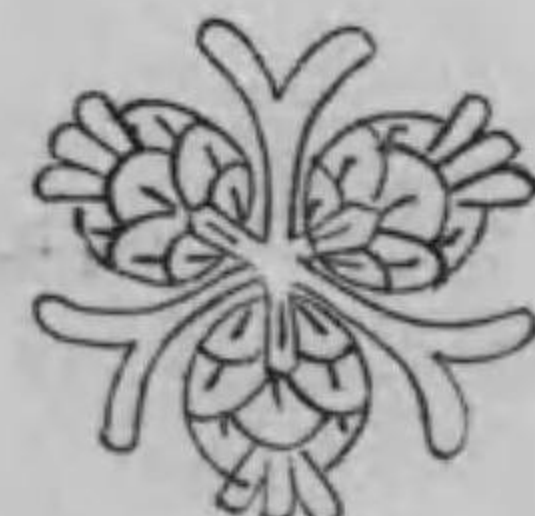
松葉



松葉菱



(中松)
向松毬
(松葉家紋所載)



松葉三=松葉三



松葉梗

謂はゆる指事的意義に本づけるものとす。
 又、紀伊の田邊・自良二氏の用ゐたる扇ニ松紋は、その祖熊野別當湛増が用ゐし、扇ニ松字紋印より出でたるものにして、これは第四篇第二十二章扇條に譲ることとせり。

○讚州藤氏略系



○松紋所用姓氏一覽表 (○を附したるは稱號)

名	字	出自	自紋	章	名	字	出自	自紋	章
五	條	菅原氏	三階松	松	西	尾	清和源氏支流	折松	松
鎮	目	清和源氏義光流	左三階松	松	名	會	同上	三折松	松
牛	奥	清和源氏武田支流	三階松	松	赤	村上源氏赤松支流	同上	龍丸	松
幸	田	清和源氏頼親流	同上	松	進	同上	同上	浮線	松
西	田	清和源氏滿快流	同上	松	橋	同上	同上	岩	松
小	島	清和源氏滿政流	同上	松	川	未勘源氏	同上	龜甲内若	松

名	字	出自	自紋	章	名	字	出自	自紋	章
河	合	同上	抱松	丸	石	川	同上	注連	松
松	尾	同上	同上	松	長	賀	同上	三階	松
宮	村	平氏	三階松	松	原	田	同上	三階	松
小	池	同上	同上	松	山	同	同上	三階	松
尾	崎	平氏	同上	松	原	同	同上	三階	松
日	野	藤原氏真夏流	同上	松	同	同	同上	三階	松
長	澤	同上	同上	松	鳥	同	同上	三階	松
六	角	同上	同上	松	山	同	同上	三階	松
林	田	藤原氏利仁流	同上	松	同	同	同上	三階	松
松	田	藤原氏秀郷流	同上	松	同	同	同上	三階	松
松	村	同上	同上	松	同	同	同上	三階	松
天	野	藤原氏爲憲流	同上	松	同	同	同上	三階	松
小	川	同上	同上	松	同	同	同上	三階	松
中	根	藤原氏支流	同上	松	同	同	同上	三階	松

第十六章 竹(笹)

○紋章にては竹と笹とを混同す

○竹の觀賞

名稱 竹紋又は笹紋は、竹若くは笹に象れるを以て名づけたるものにして、竹とは普通江南竹^{キョウナンチク}、竹等の如き植物を云ひ、笹とは越王竹^{エツオウチク}・馬篠^{ウマノ}・五枚篠等の如き植物即ち箬竹類^{カサノチク} Bambusa Veitchii Carr. を云ひ、その種類を異にするものなれども、紋章に於いては、殆どこれを混同し、或は竹丸を呼んで笹丸と云ひ、或は竹ニ雀を呼んで、笹ニ雀と稱して一定せず。又、實際笹ニ岩の如く箬竹類に象れるもありて、その種類を異にするものあれども、これを選びし意義に至りては、蓋、同一のもの如ければ、由りて便宜上、爰にこれを合説することとせり。

意義 竹紋は笹紋と同じく、瑞祥的意義に本づけるものとす。抑、竹は松梅と共に、歳寒三友と稱せられ、和漢ともにこれを觀賞したるものにして、唐の白居易は養竹記を作りて、その徳を稱し、吳筠は竹賦を詠じて、その節を愛せり。我國に於いても、仁徳天皇は竹を栽ゑて觀賞し給ひ、雄略天皇は竹の歌を詠じてその風姿を賞し給へり。其他、萬葉集・本朝無題詩等竹を賦するの詩歌少なからず。かく觀賞を受けたる植物なるが故に、早くよりこれを文様として用ゐ、桐鳳凰と共に黃櫨染の御袍の文様として用ゐられたることは、第二篇第二章桐條に述べたるが如くにして、而して桐とともに家紋としてこれを用ゐたるは、この植物が歳寒三友と稱せられたるが如く、その節操あると且その實は瑞禽鳳凰の食餌とせられたると云ふ古傳説とに本づき、桐と同じく瑞物として認められ

繪卷物に見たる竹及笹文様



春日驗記



伴大納言



隆能源氏



上人然法



一遍上人



法然上人

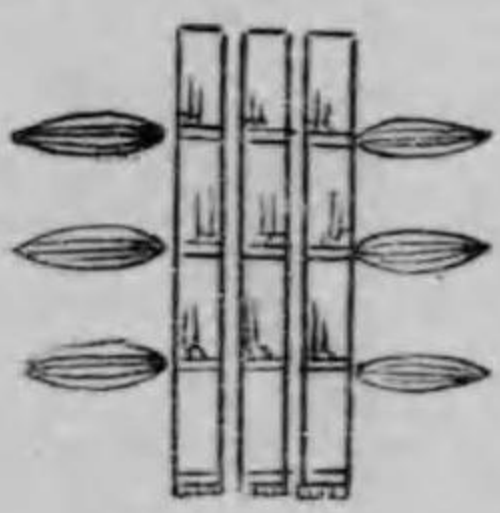


(古文化様類集所載)

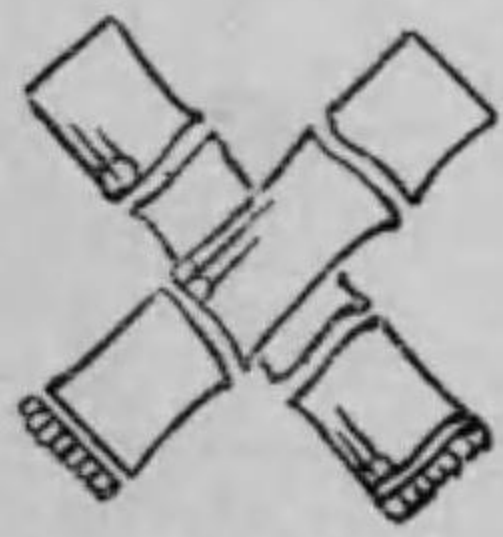
たるに由れるものとす。されば、年中行事・源氏物語等の繪卷等には、既に竹丸、及、九枚笹等の文様を畫けるありて、その形狀殆ど後世家紋として用ゐられたるものに比して髣髴たるものあり。降りて鎌倉時代の初には、既に車文として篠圓を用ゐたりしこと大要抄に見えたれば、やがてこの文様が、轉じて家紋として用ゐらるるに至りし事は、他の車文の多くが、大率その家紋に轉れるより見ても、これを類推するに足るべし。

歴史 竹紋未だその始を詳にせず。明徳三年、相國寺塔供養記に、公家に於いては、萬里小路大納言、及、權右少辨經豊の下襲に、いづれもこれを居ゑたることを載せ、又、武家に於いては、東下總守師氏が、直垂に竹丸、粟飯原九郎左衛門尉平將胤は、直垂、及、鞍に根笹を居ゑたる事を載せ

見聞諸家紋に
見えたる竹紋



(竹本三) 粟飯原



(竹運) 河内



守野下倉朝



島大神上 守前越石明

たり。降りて、東山時代に至り、見聞諸家紋には、朝倉下野守の家紋として、竹丸ニ龜甲、明石越前守・上神・大鳥の三氏が竹丸ニ桐を載せたり。而してこの竹丸ニ桐を用ゐたるが如きは、桐ニ鳳凰を用ゐしと同じく、黄檗染の御袍の文様に用ゐられたる故事に、本づけるを知るべし。其他、單に竹幹

を用ゐしものには、粟飯原氏の三本竹、河内氏の直達切竹あり。徳川氏時代に至りては、この種の紋章を用ゐしもの比較的多く、寛政重脩諸家譜に據るに、大名麾下を通じて、竹丸は約十家、笹丸は約百八十家を數ふべし。斯く笹類の紋章の多く用ゐられたるは、蓋、この紋章の瑞祥的意義を有せる紋章たりしたためのみならず、笹龍膽を以て、笹と龍膽との合成せるものと誤認し、従うて笹は清和源氏の家紋なりと云ふ俗説を生じ、この説に誤られて、斯かる結果に至りしもの如し。

形状種類 竹紋は、大概葉と幹とより成れりといへども、單に幹のみを用ゐるものもあり。而して其幹を環狀に畫けるものを竹丸と稱し、直線に畫きたるものを單に竹紋と稱せり。而してこの竹紋には直立せるものと、横に置かれたるものとあり。又、幹の兩端を矢筈形に切込みたるが如くしたるものは、特に名づけてこれを切竹といふ。又、根株の形狀を示せるものを、根竹、又は株竹といふ。又、竹紋には、他の紋章の例に見るが如く、他の紋章を副へて、更に一個の紋を形成したるものあり。例へば、竹ニ雀・竹ニ虎・竹ニ岩等の如きは是なり。中にも、竹ニ雀の如きは、歴史上著名なるものなれば、特に節を分つて、次にこれを説くべし。今左に竹紋の分類を表示すべし。

甲、竹幹を直線に畫けるもの

一、垂直に立てたるもの

イ、一本竹 株竹又生竹

ロ、二本竹

ハ、三本竹

二、横に置かれたるもの

三、交叉せるもの

イ、違竹節

ロ、違根竹

乙、圓形をなせるもの即ち竹丸(笹丸)

一、莖と葉とを用ゐるもの

イ、三節九葉

ロ、三節十五葉

ハ、五節廿五葉

二、單に葉のみより成るもの

イ、三枚笹

ロ、六枚笹

ハ、七枚笹

ニ、九枚笹

ホ、十五枚笹

ヘ、廿五枚笹

丙、物を副へたるもの

一、竹ニ雀

イ、竹丸ニ雀

ロ、株竹ニ雀

竹紋及笹紋の種類



三枚笹



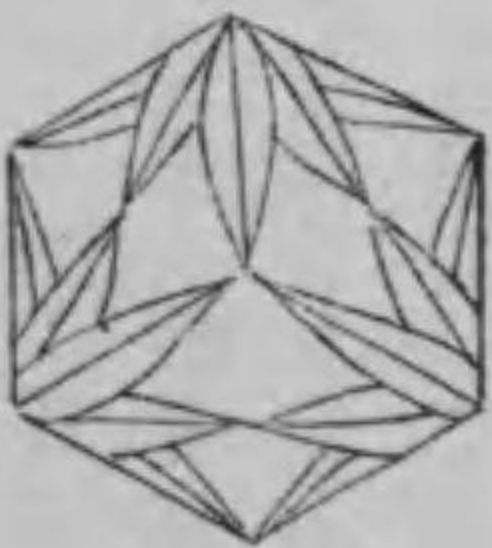
五十枚笹丸



根竹



九枚笹丸



龜甲笹



車笹

類



雪笹



飯笹

- 二、竹ニ虎
- 三、竹丸ニ龜甲
- 四、竹丸ニ桐
- 五、笹ニ岩
- 六、笹ニ雪

○千葉氏もと松竹を家紋とせり

○竹及笹は平氏良文流に比較的多く用ゐられたり ○紀氏の家紋

姓氏關係

竹は下總千葉氏の一門たる東栗飯原の二氏これを用ゐたり。異本千葉系圖の記する所に據れば、千葉氏は、初、松竹○五葉竹也或は鶴丸を用ゐしも、後、月星に改めしといふ。前文引用せる明德三年相國寺塔供養記に、東氏は竹丸、栗飯原氏は笹丸を用ゐしことを記せり。然るに、見聞諸家紋を見るに、栗飯原氏の紋として三本竹を掲げたり。明德に笹丸を用ゐ、永正に三本竹を用ゐたりとすれば、この間に改變せしものか。徳川氏時代、麾下の士に、小幡

旗に居たる竹丸紋



紀伊高野山興山寺藏所 (載所種十古集)

矢橋、岡田、小池、馬場の諸氏ありて、いづれも平氏良文流に出で、その家紋に株竹、竹ニ虎、又は竹丸等を用ゐたり。是等の事實に徴するときは、竹、及、笹は平氏良文流に比較的多く用ゐられたるを知るべし。

紀伊國懸神社宮司は、紀氏と稱し、同國に於ける舊族なり。

その紋竹丸を用ゐたり。集古十種所載高野山興山院所藏の旗に、竹丸を畫けるものあり。紀伊に於

て竹丸の家紋を用ひしもの、他に見る所なければ、この旗、蓋、紀氏の奉納に係るものか。竹丸ニ桐を用ひしものに、明石・土神・大島の三氏あり。その出自を詳にせざるも、共に同一形式の家紋を用ひるより考ふれば、蓋、民族的關係ありしものか。土佐安藝郡葦生村に明石氏を稱するものあり。又竹丸ニ桐を用ひたり。續南路志これに就きて左の紀事を掲げたり。

明石掃部は、兄カンニウト共ニ、大阪落城之節ト申歟、御國横山郷庄谷相村ニ落チ來リ、ウツクボニ住居ス。以後、公文某ヲ爲養子、其所ヲ譲リ、葦生郷下田村八反卅代ニ居住ス。其節哉、同所ノ南ノ山ニ祠ヲ建、所持之金佛ヲ籠メ、則天王宮ト號ス。今ニ子孫之者共、氏神トシテ、六月九日神事ヲ勤來ル。右金佛ハ、前方盜被取、今ハ無之、扱又カンニウ坊ハ、五臺山大島ニ居住スト云傳。

右の紀事に據るときは、耶蘇教信者にして、且、大阪籠城の將校として名高かりし明石掃部全登は、大阪落城の後、土佐葦生の山間に隱遁せしもの如し。見聞諸家紋に掲げられたる明石氏の家紋を見るに、竹丸ニ桐を用ひたり。今續南路志中明石氏の系圖に記されたる家紋を見るに、亦同じく竹丸ニ桐を用ひたり。横山は安藝郡にあり、山重なり谷深うして、是等隱遁者のために屈竟の隱遁處たるのみならず、その携ふる所の金佛を祀りて、天王宮と號するが如きは、蓋、聖母の像を祀りたるものにして、他の基督信者にも往々聞く所なれば、思ふにこの明石氏はその家譜に記せる如く、明石全登か若くはその一門に係るもの如し。

○明石全登の隱遁説

○明石全登隱遁説に對する批判

○竹紋所用姓氏一覽表 (○を附したるは稱號)

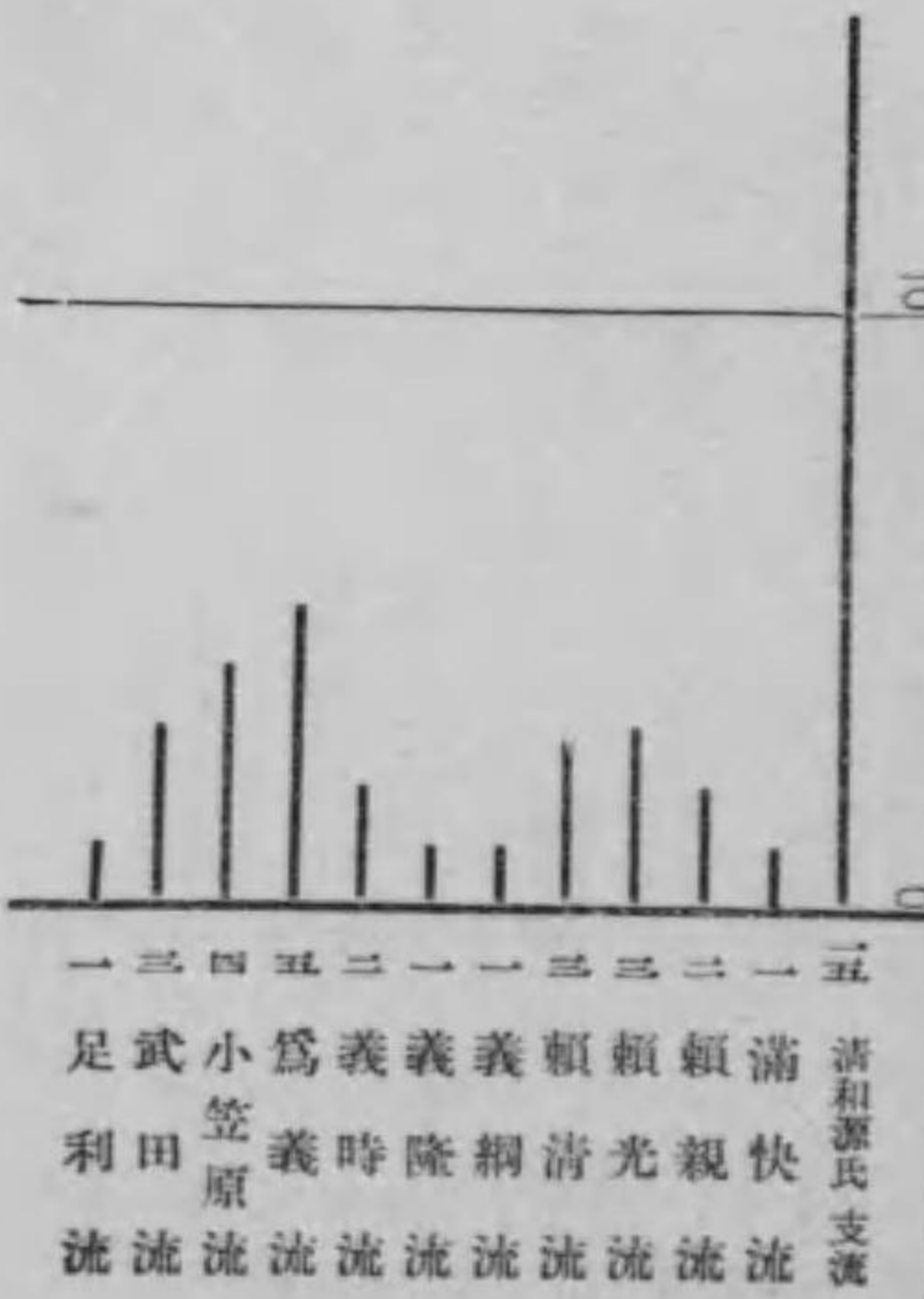
名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
○清	開	寺	藤原氏良門流	竹	丸	進		村上源氏赤松支流		岩竹	丸
最	上		清和源氏足利支流	竹		小	幡	平氏良文流秩父庶流		立竹	丸
岡	田		清和源氏義光流	竹丸ニ鳩ニ月		大	竹	平氏支流		七立竹	丸
太	田		清和源氏頼親流	違竹節		鳥	藤原氏秀郷流	違		葉五附切	丸
牛	田		清和源氏滿政流	葉附切竹		中	島	藤原氏秀郷流		竹	丸
飯	田		清和源氏滿快流	一本竹		伊	熊	藤原氏支流		二本竹	丸
松	井		宇多源氏佐佐木支流	山ニ竹		山	藤原氏支流	上		竹ニ雪、違竹	丸
土	屋		宇多源氏庶流	九節竹丸		藤	田	藤原氏支流		梅ニ雪、違竹	丸
渡	邊		嵯峨源氏	小切竹		堂	同	上		生	丸
						會	田	橋		氏	丸

○笹紋所用姓氏一覽表 (○を附したるは稱號)

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
松	平	竹谷	清和源氏義家流	五枚根笹		松	平	長澤	清和源氏義家流	九笹	丸
松	平	深澤	同	同		山	名	清和源氏新田支流	七根	笹	丸
松	平	能見	同	同		志	賀	義家流	同	根	丸
小	澤	同	上	飯	雪	高	林	同	上	同	丸
				飯	笹					十五枚	笹

宇田川	清和源氏支流	十五枚	菅
田屋	同	九枚	菅
奥村	同	九枚	菅
秋月	同	九枚	菅
久保	同	九枚	菅
間宮	同	九枚	菅
建部	同	九枚	菅
磯野	同	九枚	菅
日置	同	九枚	菅
笹瀬	同	九枚	菅
伊吹	同	九枚	菅
佐木	同	九枚	菅
志賀	同	九枚	菅
大類	同	九枚	菅
中川	同	九枚	菅
同平	同	九枚	菅
馬場	同	九枚	菅
同平	同	九枚	菅
矢橋	同	九枚	菅
同平	同	九枚	菅
鳥居	同	九枚	菅

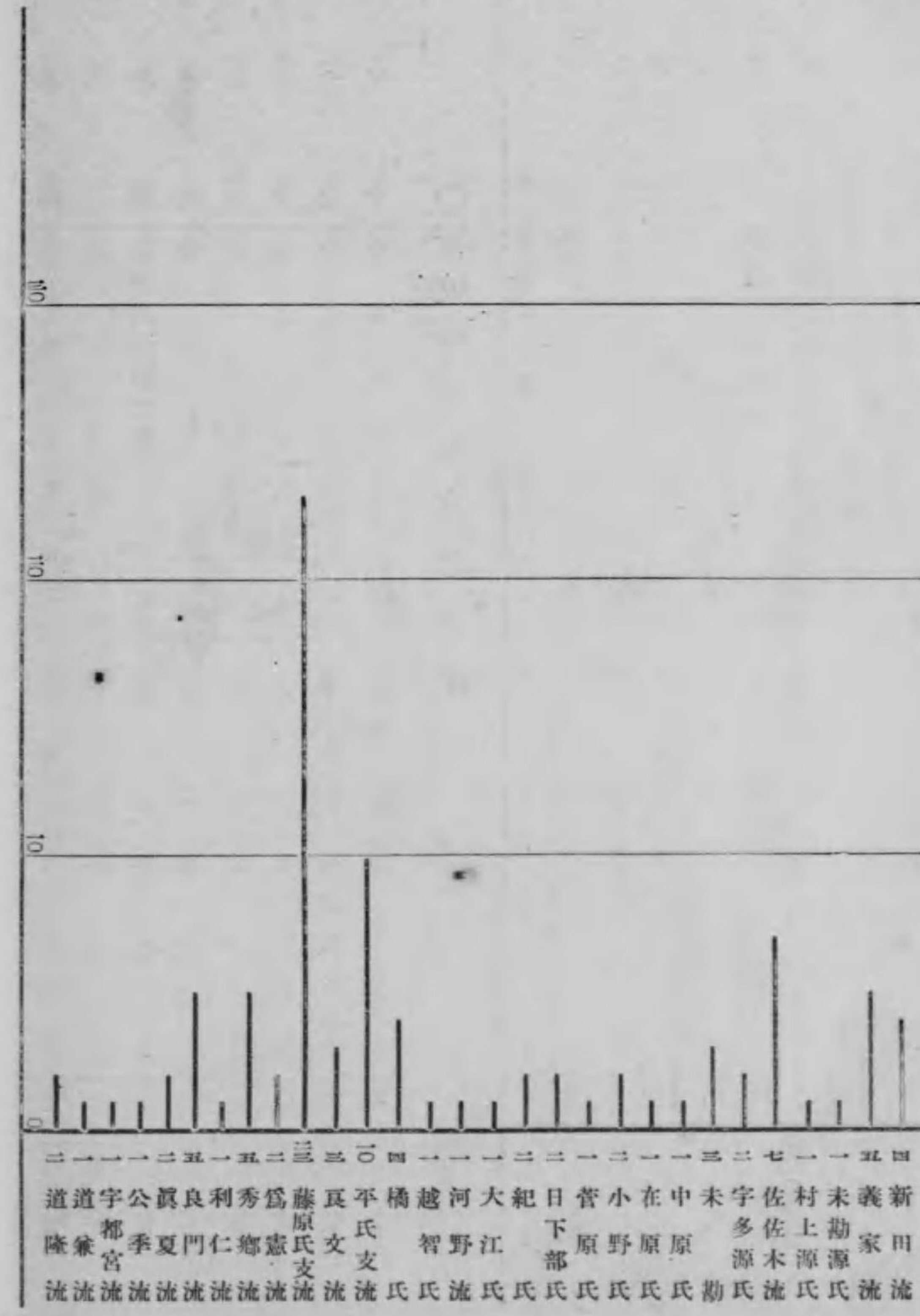
各論	清和源氏新田支流	九枚	菅
小野	同	九枚	菅
仁木	同	九枚	菅
上田	同	九枚	菅
野山	同	九枚	菅
石川	同	九枚	菅
圖司	同	九枚	菅
松井	同	九枚	菅
森井	同	九枚	菅
石川	同	九枚	菅
櫻井	同	九枚	菅
服部	同	九枚	菅
津部	同	九枚	菅
入野	同	九枚	菅
福地	同	九枚	菅
中島	同	九枚	菅
秋山	同	九枚	菅
岩波	同	九枚	菅
上田	同	九枚	菅
村田	同	九枚	菅



○笹紋所用多寡比較表

朝倉	宮城	石川	堀田	牟禮	稻葉	林野	小野
倉日	城大	川同	田紀	禮在	葉越	林越	小野
下	江						
部							
氏	氏	上	氏	氏	流	氏	氏
三	同	九	九	九	三	同	九
		枚	枚	枚	枚		枚
笹	上	笹	笹	丸	丸	上	笹
○藤	○下	細	野	柳	柳	石	太
冷	泉		口	世	生	野	垣
波	藤	同	同	未	菅	中	日
大	原						
中	氏						
臣	長						
氏	家						
	流	上	上	勘	氏	氏	氏
同	雪	雪	根	同	雪	雪	丸
			根				枚
上	笹	笹	笹	上	笹	笹	笹

成細	山西	淺竹	酒戶	中	高岡	柴波	館野	川野	内村	林藤	六角	日野	各論						
瀨井	田川	井尾	井田	根	橋	部	野	野	村	藤	藤	藤							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同							
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上							
同	同	雪	六	同	九	五	雪	九	雪	飯	九	同	笹						
		根	枚		枚	枚													
上	上	笹	笹	上	笹	笹	丸	笹	笹	笹	笹	上	丸						
橫	竹	三	山	松	杉	宮	西	棍	向	關	本	宮	青	幸	小	長	杉	蘆	
山	内	木	中	井	山	内		野	山	川	賀	川	山	田	林	川	山	屋	
小	同	同	同	橋	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	藤	
																		原	
野																		氏	
																		支	
氏	上	上	上	氏	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	流	
雪	九	五	岩	三	同	同	九	雪	同	同	九	竹	根	同	笹	根	雪		
根	枚	枚	根	雪			枚				枚	丸					根		
笹	笹	笹	笹	笹	上	上	笹	笹	上	上	笹	笹	上	丸	笹	笹	笹		



第一節 竹ニ雀

名稱 竹ニ雀紋は、竹と雀とより成れるを以て名づく。

意義 竹に雀を取り合せたるは、猶梅に鶯を取り合せたるが如きものにして、早くより觀賞せられたるもの如し。溝口禎二郎氏の實見談に據るに、正倉院御物の廢物中に、竹ニ雀を彫刻せるものありといふ。竹ニ雀の文様の、既に奈良朝時代に行はれし事を知るべし。又、本願寺所藏卅六人集の下繪にも竹ニ雀を畫きたるあり。而してこの歌集は、元永・永延の頃に成りたるものなれば、藤原氏時代に於いても、亦、この文様の行はれたるを知るべし。而して家紋に竹ニ雀あるは、蓋、この文様より轉れるものにして、尙美的意義の紋章とす。

竹ニ雀の文様



(様文紙料藤原師岡山開)

○六波羅黨竹ニ雀を車文とす

○竹ニ雀文様の初見

歴史 竹ニ雀の文様として用ゐられたるは、鎌倉時代の初にして、大要抄には六波羅黨の車文として、これを掲げたり。而して當時六波羅黨とは平頼盛の一門を指せるものなり。然れども、この家は幾もなくして絶えたるが故に、この一門には、未だこれを家紋として用ゐたるものありしを見ず。而して始めてこれを家紋として用ゐたりしは、勸修寺家にし

て、同家經房の時にありとす。車文抄は、これに就いて左の如く記せり。

○竹ニ雀は勸修寺經房始めてこれを用ふる

經房卿者、最初侍中拜賀之時、車袖文岩ニ松千鳥、○坊城大丞爲隆也、已來相傳歟。貫主之後、文雀丸三所居之、各三委見治承四年山槐記、經房卿後葉皆以用竹雀紋。

○見聞諸家紋に見ゆる竹ニ雀紋

右の紀事に據るときは、勸修寺はもと雀丸のみを用ゐたりしが、經房の時に至り、竹ニ雀を用ゐしより、以後經房の後裔は、いづれもこれを用ゐしもの如し。然れども、この紋章はもと公卿の家紋として用ゐられたるものなるが故に、武將に於いては、勸修寺家と關係ありし者の外に、之を用ゐざりしが故に、太平記等の戦記類には、全く見る所なし。見聞諸家紋には、此紋を用ゐしもの上杉氏、及、大和の箸尾氏とす。關東幕注文には、深谷御幕市田御幕は竹ニ雀とあり。深田・市田はともに武藏にあつて、當時、上杉氏の居所なれば、いづれも、即ち上杉氏を指せるものとす。

徳川氏時代に至り、この紋章を用ゐしもの、公家に於いては、右の勸修寺家の一門、武家に於いては、上杉伊達最上・山口の四氏あり。麾下の士には宅間・加加爪・櫻井・新井等の數家ありて、いづれも上杉氏との關係に本づけるものとす。又二本竹ニ雀を用ゐしものに、大名、及、麾下の士に鳥居氏ありて、こは勸修寺家と没交渉のものにして、又その起原を異にせり。

形状種類 竹ニ雀の紋は、大別してこれを二種とす。一は竹幹を環状となし、その環内に雀を配せるもの、一は竹幹を直立せしめこれに雀を配せるものとす。前者は勸修寺家の紋章の如きものにして、即ち竹丸ニ雀是なり。後者は鳥居氏の紋章の如きものにして、單にこれを竹ニ雀といふ。又竹

竹ニ雀飛



伊達氏家紋
(載所傳紋御名傳)

には、節を有するものと、然らざるものとあり。葉にも園點を施せるものと然らざるものとあり。園點はこれを名づけて露點といふ。この點の數と位置とに依りてこれを區別す。見聞諸家紋に載せられたる上杉氏の紋を見るに、竹丸は五節を有し、葉は廿五枚にして、丸の内二羽の飛雀を容れたるも、現今上杉氏を用ゐるものは竹丸は無節にして、葉は九枚なり、又伊達氏の紋は、もと上杉氏より傳へたるものなれども、二本の竹を用ゐて、竹丸を形成せるものにして、各幹四節十數葉を左右に出し、特に露點を施したり。その支封たる伊豫宇和島伊達氏の家紋は、各幹三節を有し、節毎に葉を出したり。

次に竹幹を直立せるものには、多くは二株を有し、雀も亦二羽を配したり。總べて雀には飛翔の姿勢に象れるものと、靜止の姿勢に象れるものとあり。勸修寺家系統の用ゐるものは、大率飛翔の姿勢を示したり。故にこれを竹ニ舞雀又竹ニ飛雀と云ふ。鳥居氏を用ゐしものは、靜止の姿勢を示せるものとす。又雀にも三羽のものと二羽のものとあり。勸修寺家一門即ち公家の用ゐしものは、いづれも三羽なるも、上杉氏鳥居氏即ち武家の用ゐしものは、二羽に限れるが如し。而して、二羽を有するものは、一羽は口を開き、一羽は口を閉ずることを故實とす。

甲、竹を以て圓形を成せるもの (竹丸)

各論

一、有節のもの

イ、一羽の雀を配せるもの

ロ、二羽の雀を配せるもの

ハ、三羽の雀を配せるもの

二、無節のもの

イ、一羽の雀を配せるもの

ロ、二羽の雀を配せるもの

乙、竹幹を樹てたるもの（株竹）

左右二株を有し、二羽の雀を左右に配せるもの

もの

姓氏關係 竹ニ雀は、勸修寺家の代表家紋とす。

勸修寺家は、閑院左大臣冬嗣公の六男良門の後に由り、その一門頗る繁衍し、甘露寺・清閑寺・池尻・梅小路・芝山・坊城・穂波・中御門・萬里小路・岡崎・中川・堤・上杉の諸家いづれもこれより出でたり。左にその略系を示す。

竹ニ雀の紋の種類



竹ニ雀三飛



同上（葉三）
（紋所板按御召御）



竹ニ雀一飛
（紋所按家語紋見）



竹ニ雀



同上（葉五）



竹ニ雀二飛

勸修寺家略系

○勸修寺家流の略系



今公卿鑑・雲上明覽に據りて、以上諸家の紋章を見るに、本宗たる勸修寺家は、竹丸ニ三羽雀、甘露寺・萬里小路・中御門・芝山・池尻・梅小路・岡崎・穂波の八家はいづれもこれと同紋なり。其他、葉室は初は竹丸ニ割菱を用ひしも、後に割菱を省き、清閑寺は竹丸、坊城は竹を省きて單に三羽雀丸を用

○葉室清閑寺
寺坊城の家紋
は竹ニ雀より
出づ

ゐたり。而して葉室以下三家の紋は、いづれも竹ニ雀の紋を分解して、その一を用ゐしものにして、紋章としては全く別稱のものなるも、その氏族關係より推せば、竹ニ雀の紋より別れたるものなることを知るべし。

○上杉氏の竹
ニ雀紋

以上諸家の外、武家にしてこの紋章を用ゐしものに、上杉氏あり。上杉氏は亦勸修寺家の後に出づ。勸修寺朝頼の子、甘露寺爲輔の後裔に重房あり。丹波天田郡上杉庄を食み、由りてこれを氏とす。建長四年宗尊親王に従ひて鎌倉に來り、後土着して謂はゆる兩上杉氏の祖となる。上杉憲實の時、鎌倉管領持氏と隙を生じ、その結果持氏は敗死せしも、憲實は深くこれを悔み、關東を去りて周防に赴き、大内政弘に寄食し、父子の誼を結び、紋章を大内氏に傳へたりし事、既に總說第十一章家紋移轉の條に述べたるが如し。

○山口氏の家
紋はその根原
を上杉氏に發
す

大内氏が、竹ニ雀の家紋とせし事は疑問なるも、政弘の第二子に、周防權介持盛といふものあり。その孫を多門院任世といふ。尾張に赴き、愛智郡星崎等覆寺に居る。其子盛幸に至りその郷貫に因みて氏を山口に改む。その孫重政に至り、徳川氏に屬し、大坂從軍の功に依り、常陸牛久に封せられたり。而して山口氏が竹ニ雀の家紋とせしは、大内氏の後裔たるに由るものなれば、則ち山口氏の家紋はその根原を上杉氏に發せるものといふべし。

○竹ニ雀紋奥
羽諸大名の間
に授受せらる

其後、上杉氏はその家紋を伊達氏に傳へ、伊達氏、亦、之を最上氏に傳へ、かくて竹ニ雀紋は、關東奥羽の間に轉轉せしことは、いづれも、亦既に記述せし所あるを以つてこれを略すべし。又、勸修

寺宮津入道宏の第二子にして、修理亮重兼といふものあり。上杉兵庫頭憲房の養子となり、後宅間氏を稱し、その子孫武藏、及、越後に住し、徳川氏時代に至り、仕へて麾下の士となり、その家分れて四家となり、いづれも竹ニ雀を用ゐたり。

又、上杉氏の始祖重房七代の孫修理亮政定といふもの、今川範政に仕へて駿河に住し、氏を加加爪と稱し、その後裔政豐の時、徳川氏に仕へ麾下の士となり、その家分れて三家となり、いづれも竹ニ雀を用ゐたり。

相模地方には、今も民間往往竹ニ雀紋を用ゐるものあるは、上杉氏の關係に因るものにして、新篇相模風土記○鎌倉大船村の條に、甘糟小三郎と云ふものありて、竹ニ雀紋を居ゑたる古鞍を所藏し、その家傳には、これを上杉氏より賜はりたりと云ふ。又、同國中郡曾屋町には、武氏といふものあり。三浦氏支流に係るといふ。その家紋、亦、竹ニ雀を用ゐたり。思ふに上杉氏の關係に因るもの如し。

分布 竹ニ雀紋は、公卿に於いては、勸修寺家一門、武家に於いては、上杉氏のこれを用ゐたる紋章なるが故に、従うてその分布は勸修寺家、及、上杉氏の關係ありし地方に限られたり。即ち公家の勸修寺家は京都に限られ、武家の上杉氏は相模を本據とし、武藏・上野・越後・奥羽に及ぼしたり。然れどもこの紋章は、牡丹に次ぎて名譽の紋章として取扱はれたるものなるが故に、これを授受せしものは長尾○上伊達最上等の豪族に限られて、臣下にこれを賜はりし事も、他の紋章に比して

六三二
少なかりしが故に、巴・九曜等の紋章の如く、遍く地方的の分布を示すに至らざりき。

第二節 雀

名稱 雀紋は、雀に象れるを以て名づく。

意義 雀紋は分類上當然動物門に屬すべきものなるも、もとの紋は、竹ニ雀紋より分派したるものなるが故に、これを用ひし意義・歴史、及、姓氏關係等も、竹ニ雀と同一なるが故に、便宜竹ニ雀紋の附録として、その敘述を省くこととせり。

類種の紋雀



雀對



雀羽三遊舞



雀羽三



雀服

形狀種類 竹ニ雀紋は、これを分つて二種とし、一を單に雀と云ひ、一を服雀（ふくすずめ）と云ふ。服雀とは、肥え太れる雀を象れる假想的の文様をいふなり。前者は、その數に従つて二羽雀・三羽雀等あり。服雀は、唯一種あるを見るのみ。

○竹ニ雀紋及雀紋所用姓氏一覽表

（○を附したるは得號）

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
○甘露寺	藤原氏良門流	竹ニ三羽飛雀	上	上	上	吉	江	藤原氏良門流	竹ニ三羽飛雀	上	上
○勤修寺	同	同	上	上	上	新	井	義和源氏新田支流	竹ニ二羽飛雀	上	上
○萬里小路	同	同	上	上	上	最	上	義和源氏足利支流	同	上	上
○中御門	同	同	上	上	上	野	上	義和源氏小笠原支流	同	上	上
○坊城	同	同	上	上	上	居	野	義和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○芝山	同	同	上	上	上	鳥	居	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○池尻	同	同	上	上	上	本	居	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○梅路	同	同	上	上	上	伊	間	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○岡崎	同	同	上	上	上	金	達	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○穗波	同	同	上	上	上	伊	未	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○堤間	同	同	上	上	上	鳥	勘	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○宅間	同	同	上	上	上	同	源	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○加爪	同	同	上	上	上	太	氏	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○加山	同	同	上	上	上	上	氏	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○北山	同	同	上	上	上	田	氏	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○鼓山	同	同	上	上	上	村	坂	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
○高島	同	同	上	上	上	江	藤原氏爲憲流	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
			上	上	上	堀	藤原氏爲憲流	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
			上	上	上	竹	藤原氏爲憲流	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
			上	上	上	梨	藤原氏爲憲流	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上
			上	上	上	神	藤原氏爲憲流	清和源氏爲義流	竹ニ二羽止雀	上	上

大	松	伊	各
草	村	達	論
同	同	藤原氏爲憲流	
上	上	竹ニ羽飛雀	
同	同	上	
上	山	櫻	
		井	
	口	藤原氏爲憲流	
	多	切竹ニ止雀	
	多	竹ニ羽飛雀	
	良	上	
	氏		
	同		
	上		

第十七章 稻

○稻を家紋とせるは概して穂積氏なり

名稱 稻紋は、稻の葉と莖と穂とに象れるを以つて名づく。

意義 稻は國民必須の食物なるを以て、太古より嘉穀と稱し、新穀の實る時は、先づこれを以て神を祭りて、報賽の意を表することとせり。而してこれを家紋に用ゐたるは、大率、穂積姓より出でたる鈴木氏なるより考ふるときは、稻穂の紋章は、嘉穀たる瑞祥の意義を有する上に、穂積と稱せる姓に因みて、用ゐられたるものにして、謂はゆる指事的意義をも兼ねたるものとす。

歴史 稻紋の始めて史籍に見えたるは、羽繼原合戦記にありとす。即ち、同書に熊野鈴木ハ稻丸ニ稱也とある是なり。戦國時代に至り、諸國の鈴木氏にして、この紋を用ゐるもの漸く多く、徳川氏時代に至り、大名にしてこれを用ゐるものに龜井氏あり。麾下の士には、四十餘家を數ふべし。

形状種類 稻紋には穂を有せる稻草に象れるものと、稻草を束ねたるに象れるもの即ち束稻との二種ありとす。而してこの束稻より成れるものは、概して圓形即ち稻丸を成せるものとす。而してこの束稻には、他の紋章に見るが如く、配列の仕方によりて、抱違對の別あり。概して圓形をなせるが故に、普通これを稻丸といふ。又、この稻丸は外廓となりて、更に他の紋章を容れたるものあり。

甲 束ねざるもの

各 論

- 一、三本より成るもの 三本立稻穂
- 二、五本より成るもの 五本立稻穂

乙、束ねたるもの (束稻)

- 一、一束より成るもの
- イ、莖と穂とを一方にのみ出せるもの
- ロ、左右に莖と穂とを出せるもの
- 二、一束より成るもの
- イ、抱 稻
- ロ、違 稻
- ハ、對 稻
- 三、三束より成るもの 三束稻

稻 紋 の 種 類



○鈴木氏の本貫

姓氏關係 稻紋は鈴木氏の代表家紋として用ゐられたり。鈴木氏が如何にして稻紋を擇びしかといふに、是を知らんには、先づ鈴木氏の由來に就いて述べざるべからず。元來鈴木氏は紀伊を本貫とし、熊野の神人より出で

○鈴木氏と熊野權現との關係

たるものなり。熊野權現緣起に據るに、鈴木氏に關して左の紀事あり。

○熊野權現に稻を進めしに由つて穂積の姓を賜はる

孝昭天皇五十三年、化人あり岩基限の北新の御山におゐて、十二所權現を崇めたまへり、これを新宮と號す、垂跡の初、權現龍蹄に乗じて、千尾の峰に降臨す、奉幣の司氏人をめさるときに、漢の司符將軍の嫡子眞俊す、み出、權現を新宮鶴原明神の前、十二本の榎木のもとに勸請したてまつる。これによりて榎本の姓をたまはる。二男基成猪子並に餠餅をたてまつる、これによりて丸子の姓をたまはる。三男基行御妹として稻をすゝむ。これによりて穂積姓をたまふ。是より嫡子眞俊を榎本と號し、二男基成を宇井と號し、三男基行を鈴木と號し、神社に仕へたてまつる。

この説正史に見えざれば、俄に之を信する事能はざるも、既に源平盛衰記に見えたれば、早くも行はれたる古傳説にして、史實は兎も角も、姓氏を研究するに就きては有力なる資料なりとす。即ち右の説に據れば、榎本に熊野權現を勸請し奉るによりて、榎本の姓を賜はり、又、亥子餅を奉るによりて丸子の姓を賜はり。妹餠を奉るによりて、穂積の姓を賜はることは、固よりさることながら、穂積の姓を賜はるにより更にこれを鈴木と稱するに至りては、その理由なくんばあらず。余の研究する所に據れば、ススキと稱する語も、穂積と稱する語と、同意義にして、畢竟するに穂積の姓は、ススキと稱する語に本づきて、後世に至りて附會せられたるものなるが如し。今、左にその理由を述べべし。

○ススキといへる語は穂積といへる語と同意義なり

○ススキといふ方言の分布

熊野地方の方言に、稻穂を積みたるものを稱して、これをススキといふ。而してこの方言は熊野を中心として、大和伊勢より海を隔て、遠く土佐に及べり。即ち稻を積みたるものをススキと稱せるが故に、その氏を鈴木と稱し、その姓を穂積と稱したるなり。日本紀、及、姓氏錄の記する所に據れば、穂積氏は櫛玉神饒速日命の後、鬱色雄命、孝元天皇の御代、この姓を稱するを見れば、穂積姓はこれより出でたるものとせり。熊野の鈴木氏が、果してこれより出でたるかは疑問なるも、もし假りに、その縁起に記されたる如しとすれば、鈴木○鈴木はススキの當字と稱したるが故に、穂積氏に附會したるにはあらざるか。

○鈴木氏が稻穂を家紋とせし理由

右述べたるが如く、稻を積みたるものを方言ススキと云へるが故に、名字を鈴木と稱し、名字を鈴木と稱したるが故に、姓を穂積と稱したるものとすれば、鈴木氏が稻穂を以つて、その家紋とせるは、謂はゆる指事的意義に本づけるものにして、當然の事なりといふべし。

○鈴木氏の全國に繁衍せし理由

鈴木氏は、紀伊熊野の如き僻陬より起りしといへども、その一族は繁衍して、全國到る所に、その名字を稱せざるものはなく、従うて又この紋を用ゐざるはなし。如何にして鈴木氏が、斯く全国各地に瀰蔓せしかといふに就きては、未だ適確にこれを解決する史料を有せざるも、その主たる原因は、院政以來、熊野權現の信仰盛んに行はれ、全国各地に、その神社の勸請せられ、これと同時に、鈴木氏が、その地に移住したるにありとす。今これに關して、一二の事例を徴するに、三河志に據れば、鈴木氏の參河に移るに當り、猿投神社を修理し、その境内に本地堂を立て、熊野權現

○參河の鈴木氏は紀伊より移住せり

を祀れりと云ふ。徳川氏時代に至り、神主四家ありて、その一家は必ず鈴木氏これに當れりといふ。參河の鈴木氏が、他日大に發展せしは、全くこれに本づけるものとす。又、土佐考證系圖雜記には、この事例につき、左の如き有力なる證左を與へたり。

○鳥谷氏熊野權現を勧請して土佐に移住せり

鳥谷宗順○泰元親卿の御時代足摺村の庄屋職家紋櫛鉢、慕紋下舞白藤丸爾來申傳候ハ、昔紀伊國熊野權現、當國足摺山に御勸請之節、先祖某彼より神にしたがひ、紀伊國藤代より供奉仕渡海之由。

右の紀事に據れば、鳥谷氏の土佐に移りしは、熊野權現の勸請に従へるものにして、その名字は鈴木を稱せざるも、その紋は鈴木氏と同紋を用ゐたれば、その事情方に相同じきを知るべし。尙、新篇武藏風土記一、豊島郡角筭村熊野神社の條に、左の紀事を掲げたり。

○武藏の鈴木氏は紀伊より移住せり

○上應永ノ頃、鈴木九郎某ト云フモノ、紀州藤白ヨリ中野ノ郷ニ來住ス、鈴木三郎重家ノ子孫ニテ、殊ニ若一王子ノ祠官タル餘胤ナリ。

右の紀事に據れば、鈴木氏が熊野權現の勸請に従うて、武藏に移住せしを知るべし。

○下總の鈴木氏
○相模の鈴木氏

又、下總結城郡熊野神社の祠官は、今も鈴木氏と稱し、その家傳には、熊野神社の勸請に従うて移住せるものなりと云ふ。其他、尙これに類せる事例少なからず。余の親しく調査する所に據れば相模足柄上郡川村に熊野神社あり。ここに鈴木氏ありて、その家傳には、この熊野神社を勸請したるものと云ひ、今もその神事の執行には、特權を有すと云ふ。又、同國津久井郡内郷村奥畑に熊野神社あり。而してこの地に榎本鈴木の二氏ありて、いづれも熊野神社を勸請して、紀伊より移

住せるものなりといふ。余の知人に鈴木覺一氏あり、この村の人にして、その家紋束稻丸を用ゐたり。尙、熊野神社と鈴木氏との關係につきて、搜索したらんには、この種の事例を求むること、亦少なからざるべく、従うて鈴木氏が、熊野神社の信仰と共に、全國に瀰蔓せし事情も、亦これを闡明することを得るならんも、不幸にして、今その時を得ず。以上二三の事例を示して、以て全豹を卜することとせり。

鈴木氏の紀伊より地方に移住したるものにして、最も勢力ありしは、これを參河の鈴木氏とす。三河志は、これに就きて、左の如く記せり。

三州鈴木氏は、鈴木三郎重家が伯父僧善阿彌陀佛、三州加茂郡高橋床矢並村に住せしより、代代矢並村同庄一木村等に住せり。其裔移りて酒吞村に住せり。○中姓は穂積、紋は拔穂なり。鈴と弊帛と彼家の馬印なりとかや。

尙鈴木家系譜の記す所に據れば、善阿彌の後裔重則は、元弘中勤王を以て知られたる足助次郎重範の女壻となり、足助氏衰ふるに及び、その遺領を併せ漸く盛となり、數傳の後、左京進重勝の時に至り、その女を松平親忠に納れ、この關係よりして、鈴木氏の一族は、多く松平氏の麾下に屬するに至れり。而して親忠は、即ち徳川家康の高祖父に當れり。他日徳川氏の起るに及び、參河に於ける鈴木氏の家門は、益繁衍し、徳川氏時代鈴木氏にして麾下の士となれるもの、四十家に及べり。本書の發行所たる明治書院の社長鈴木友三郎氏の祖先も、その家傳に據れば、徳川氏の入國に従う

て江戸に來りたるものにして、今の三河町はその祖先の開拓に係り、屋號を三河屋と號したり。

鈴木氏の外、稻紋を用ゐしものには龜井氏あり。而して龜井氏は、戰國時代尼子氏の部將として名を知られたり。龜井系圖は、その出自につきて、左の如く記せり。

龜井者紀伊人而穂積氏也。三代以前往出雲爲尼子家臣長故賜佐佐木氏、家紋四目結。

右の紀事に據れば龜井氏は、紀伊より出でたる、穂積氏にして大成武鑑には、又稻紋を用ゐしを記せるを見れば疑もなく鈴木氏の出なることを知るべし。然るに一説には、龜井氏の稻紋を用ゐしは、その祖某、敵兵の追ふ所となり、稻積の陰に匿れて、虎口を免れしより、これを紀念せんがために用ゐたりと云へども、これ紋章に本づきて、附會せる説にして取るに足らず。

分布 熊野權現の信仰、盛に行はれ、全國各地にこれを勸請して崇敬せしが故に、熊野神社の鎮座せる地方には、いづれも鈴木氏を見ざるはなく、而して鈴木氏を稱ふるものは多く稻穂の紋を用ゐたりき。尙又鈴木氏は稻穂の外に、神・竹・柏・藤・鳥等、概して神祇關係の紋章を用ゐたれば、強ちに云ふべからざるも、就中稻穂を多しとす。但、參河の鈴木氏は、多く藤丸を用ゐたり。要するに稻穂紋は、鈴木氏の繁衍に伴ひ、全國各地に分布したるものなれども、豪族として勢力を有せしもの少なかりしが故に、文獻の徴すべきもの少なし。

○稻紋所用姓氏一覽表

各論		名		字		出		自		紋		章						
魚	根	鈴	大	中	河	小	龜	松	新	池	西	野	高	米	岡	花	大	名
井	本	木	岡	村	尻	西	井	下	新	田	尾	尻	林	倉	田	房	岡	字
同	同	同	同	未	巒	宇	宇	宇	同	同	清	清	義	義	清	義	清	出
				勘	峨	多	多	多			和	和	和	和	和	和	和	自
				源	源	源	源	源			源	源	源	源	源	源	源	紋
				氏	氏	氏	氏	氏			氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	章
上	上	上	上	上	上	上	上	上			上	上	上	上	上	上	上	
同	同	稻	稻	同	稻	抱	井	抱	同	稻	稻	稻	稻	稻	抱	抱	三	
		穗	穗		穗	稻	稻	稻		穗	穗	穗	穗	穗	稻	稻	稻	
上	上	丸	穗	上	丸	稻	丸	丸	上	穗	丸	穗	丸	穗	穗	穗	丸	
布	早	米	龜	木	鈴	浦	稻	大	出	中	近	鈴	蜂	近	鈴	桑	稻	名
施	川	野	井	原	木	野	生	岡	井	條	藤	木	巢	藤	木	鳥	富	字
三	大	橋	同	同	德	同	同	同	同	同	同	同	原	同	同	藤	平	出
					積								氏			原	氏	自
													支			氏	支	自
													流			流	流	自
氏	氏	氏	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	紋
稻	稻	稻	稻	五	抱	抱	抱	抱	抱	同	丸	同	同	同	結	稻	鳴	紋
				本	稻	稻	稻	稻	稻	同	二	同	同	同	稻	子	二	紋
				立	穗	穗	穗	穗	穗	上	稻	上	上	上	穗	稻	稻	章
				稻	穗	穗	穗	穗	穗	上	上	上	上	上	丸	穗	垣	
丸	丸	穗	丸	穗	丸	穗	穗	穗	上	上	上	上	上	上	上	上	上	

第十八章 杉

名稱 杉紋は、杉樹に象れるを以て名づく。

齋義 杉は、松と同じく、その葉四時凋まざるが故に、神社の周圍に植ゑて、その壯觀を添へたり。故にこれを神木として祀るもの少なからず。中にも、大和三輪神宮は、古より杉を神體として祀れることは、日本書紀顯宗天皇の條にも、石上振之神杉、又萬葉集にも三諸之神之神須擬とあるにて知らるべし。而して之を紋章に擇べるは、其葉の四時凋まざる

杉 紋



(載所記谷深)

瑞祥的意義を有せること勿論なるも、又、一には三輪神を祖神とせる大神氏の人々のこれを用ゐたるより見れば、猶、諏訪氏が梶葉紋を用ゐ、菅原氏が梅鉢紋を用ゐたるが如く、信仰的意義に本づけるもなり。其他、杉・上杉・杉浦・杉田等杉の字を名字に用ゐる者の、これを用ゐるは、名字に因めるものにして、即ち指事的意義に本づけるものとす。

歴史 杉紋その始を詳にせず。深谷記に謙信が杉田因幡に杉紋を賜はりしことを記せるを見れば戦國時代既に行はれたるを知るべし。徳川氏時代に至り、寛政重修諸家譜にこの紋章を用ゐるもの十餘家を挙げたり。

形状種類 杉紋は、その數に因りてこれを呼び、一本杉より五本杉に至る。其他、配列の形状に

○石上神宮は杉を神體とす
○杉紋は三輪神を祖神とせるもの之を用ゐたり

各論

よりて、割杉・杉巴・杉菱等あり。

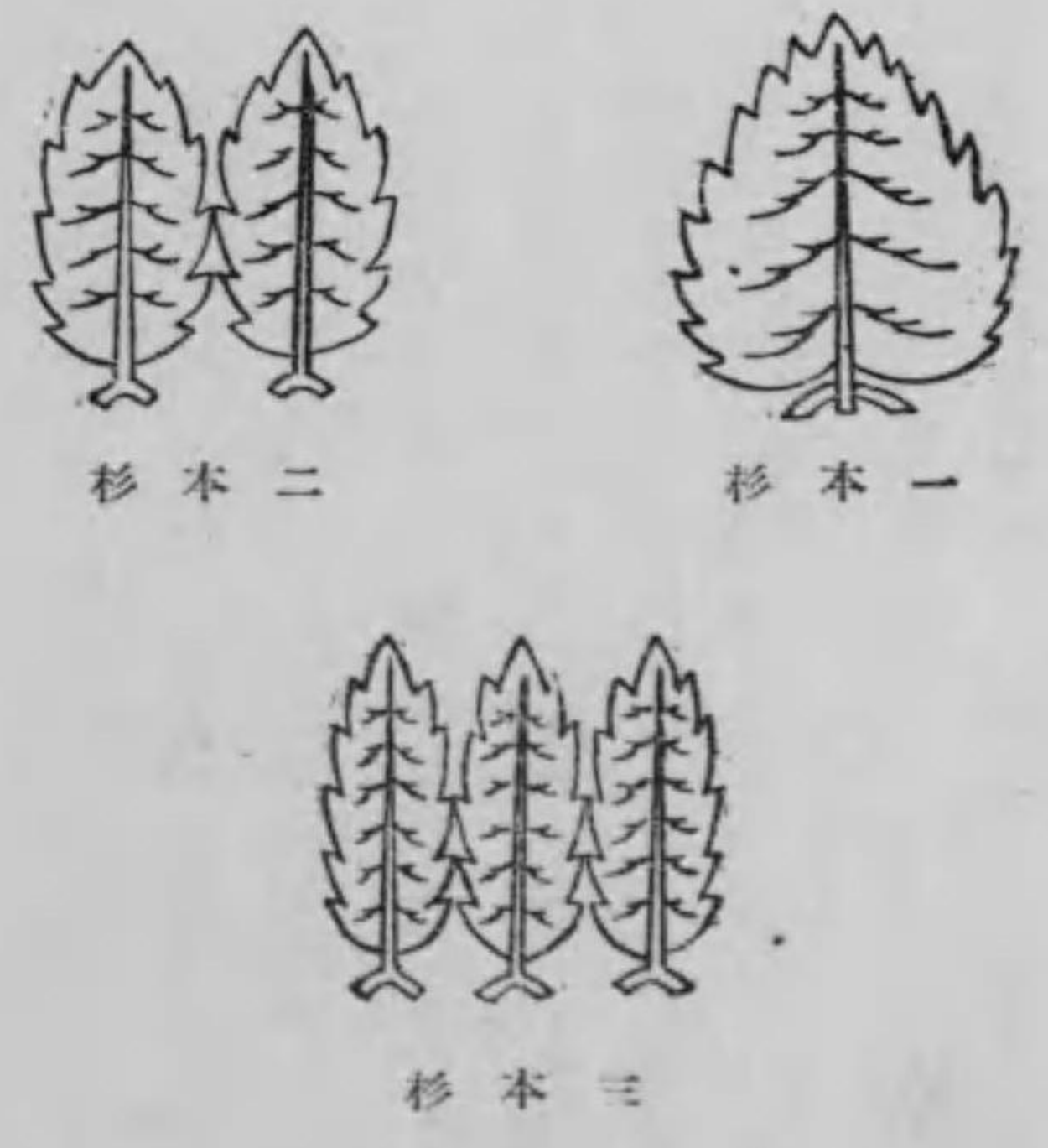
甲、數によるもの

- 一、一本杉
- 二、二本杉
- 三、三本杉
- 四、五本杉 ○重なりたるを重五本杉といふ

乙、配列によるもの

- 一、割杉
- イ、二割杉
- ロ、三割杉
- ハ、三割杉
- ニ、杉巴
- 三、割杉菱

杉の紋の種類



○姥嶽明神の神話は活玉依姫の事蹟と一致す

姓氏關係 杉紋は大神氏の出自に係るもの大率これを用ひたり。大神氏は大和三輪神宮を祖神とす。而してその神宮は杉を神體とするに由れるなり。豊後に緒形氏あり、この紋を用ひたり。源平盛衰記に據るにその祖先は、姥嶽明神の神裔に出でたりと稱し、之に關したる神話も、亦、古事記活玉

依姫の事蹟と、全く同一にして、而も大神氏より出でたりと稱すれば、緒形氏のこの紋を用ひるは當然といふべし。加賀分限帳に、三輪氏ありて、杉紋を用ひたり。云ふ迄もなく三輪神に因めるものなり。寛政重脩諸家譜に大神氏の出なる藤林氏あり。又、同紋を用ひたり。

○杉紋所用姓氏一覽表

名	字	出自	紋章	名	字	出自	紋章
新	見	清和源氏武田支流	三本杉	有	馬藤原氏長良流	一本杉	一本杉
上	林	清和源氏頼季流	同上	岩	瀬藤原氏支流	三本杉	三本杉
小	島	清和源氏支流	同上	杉	浦同	同上	同上
河	原	宇多源氏佐木支流	井桁二本杉	戸	川同	同上	同上
本	多	藤原氏兼通流	一本杉	鈴	林大	積	同上
					穗	氏	同上
					氏	同	同上
					同	同	同上
					上	上	同上
					上	上	同上
					上	上	同上

第十九章 柘

名稱 柘紋は、柘の葉に象れるを以て名づく、柘 *Osmanthus Aquifolium B et H* *Olea* 漢名を杠谷樹、又狗骨といふ。葉は女貞ハナカサに似て小さく厚く、葉邊に大刻あり。その尖硬利なり。九十月の頃、小白花を開く。香氣あること木犀に似たり。柘紋はこの葉に象れるものとす。

○柘は追儼に用ゐらる
○柘には惡鬼退散の功力ありとせり

意義 柘は、往時これを用ゐて矛を製せしこと、日本紀、及、續日本紀に見えたり。延喜式には、大舍人寮より、正月上卯日に比良木杖を進獻せる事を載せ、土佐日記、及、四季物語には、追儼にこれを用ゐしことを記せり。又、關東の俗、追儼にはこれを門戸に挿み、福は内鬼は外と叫びつゝ、煎豆を擲ち、以つて惡鬼を驅除して、幸福を招徠するものとせり。此の如く柘には惡魔退散の功力ありとしたるが故に、之を家紋に用ゐしも、全く此意義に本づけるが如し。中にも柘ニ打豆紋の如きは、克明にこの意義に本づけることを示せるものといふべし。

歴史 柘紋その始を詳にせず。戰國時代に於ては、見聞諸家紋に、安威やすけ新左衛門賢修、神家・上原二氏の紋としてこれを掲げたるの外見る所なし。徳川氏時代に至りて、大名には大關・市橋の二氏、麾下の士には六七家これを用ゐしを見るのみ。

形状種類 柘紋は葉の數によつて、三種に大別す、一柘・二柘・三柘是なり。更にこれを小別して、二柘は抱柘・並柘・違柘の三種とし、三柘は、子持割柘・三柘・三追柘・柘巴の四種とす。又柘を以つて

柘紋の種類

輪狀を形成せるものあり、外廓として之を用ゆ、柘丸是なり。其他、配列によつて種々の名稱あることは、他の紋章に於けるが如し。

甲、一葉を用ゐたるもの
乙、二葉を用ゐたるもの

- 一、抱柘
- 二、違柘
- 三、並柘
- 四、片割抱柘

丙、三葉を用ゐたるもの

- 一、三柘
- 二、三追柘
- 三、柘巴
- 四、柘ニ打豆



○柘紋所用姓氏一覽表

名	字	出自	自紋	章
山本	清和源氏	義光流	抱柘	早川
林藤	藤原氏	利仁流	同	藤原氏
市橋	藤原氏	秀郷流	柘 = 打豆	丹治
小出	藤原氏	支流	三柘	日下部
			柘	日下部
				氏同
				上

第二十章 葛

名稱 葛紋は、葛に象れるを以つて名づく。葛一に地錦と書す。葡萄科に屬する植物にして、葉は掌狀をなし、莖は蔓をなし、節毎に根を生じ、木、及、岩上に纏絡す。晩秋の候紅色を呈し、景致恰も楓に似たるを以つて、一にこれを葛楓といふなり。

見聞諸家
見えたる
葛蔓の紋



意義 葛を家紋とせるは、その風致の美しきに取れるものにして、謂はゆる尙美的意義に本づけるものとす。葛を觀賞せることは、早くより行はれたるものにして、萬葉集を始め、枕草子榮華物語等この植物の風致に就いて、記さざるはなし。従うてこれを衣服器財等の文様に施せることも、亦行はれ、繪巻物にも往々この文様の畫かれたるを見る。而して紋章はこの文様より轉れるものならんも、文獻には未だ見る所なし。徳川氏時代に至り、この紋章の多く用ゐられたるは、徳川氏と關係深き松平氏のこれを用ゐしのみならず、

將軍吉宗の如きも、亦之を用ゐたりき。かく權門勢家に用ゐられたるが故に、自然權威ある紋章の如く認められ比較的多く用ゐらるるに至りしもの如し。又、藝妓娼婦の好んで之を用ゐるは、營にその形狀の優雅たるのみならず、この植物の他物に纏絡して繁茂せることが、狎客と執着離れざること祝福する意義にも通せるが故に由れるものなりといふ。然れども、稀には他の意義に由り

て、これを用ゐしものありし事は、手鑑模様日用目録に、見玉藤五盛時が、江州醒井の山中にて、過ちて谷に落ちたりしが、蔦の蔓に取り付きて命助かりたる吉例により、是より三蔦の紋を用ゐし事を記せども、この説他に見る所なければ、俄に従ひ難しとす。

歴史 蔦紋その始を詳にせず。見聞諸家紋に、椎名・富田・高安の三氏の家紋として、始めてこれを掲げたるを見る。徳川氏時代に至り、この紋章を用ゐるもの多く、大名には藤堂・松平・六郷の三氏これを用ゐ、麾下の士にはこれを用ゐるもの最も多く、百六十家に及べり。

形状種類 蔦紋大別して二種とす。その一は、葉の全縁なるもの、その二は、鋸齒状をなすもの是なり。鋸齒状の特に鋭きもの、これを鬼蔦といふ。而して、以上の蔦にして蔓を有するものと、然らざるものとあり。而して蔓を有するものを蔓蔦といふ。又、蔦花といふあり。甚しく便化して、著しく原形と異なれり。

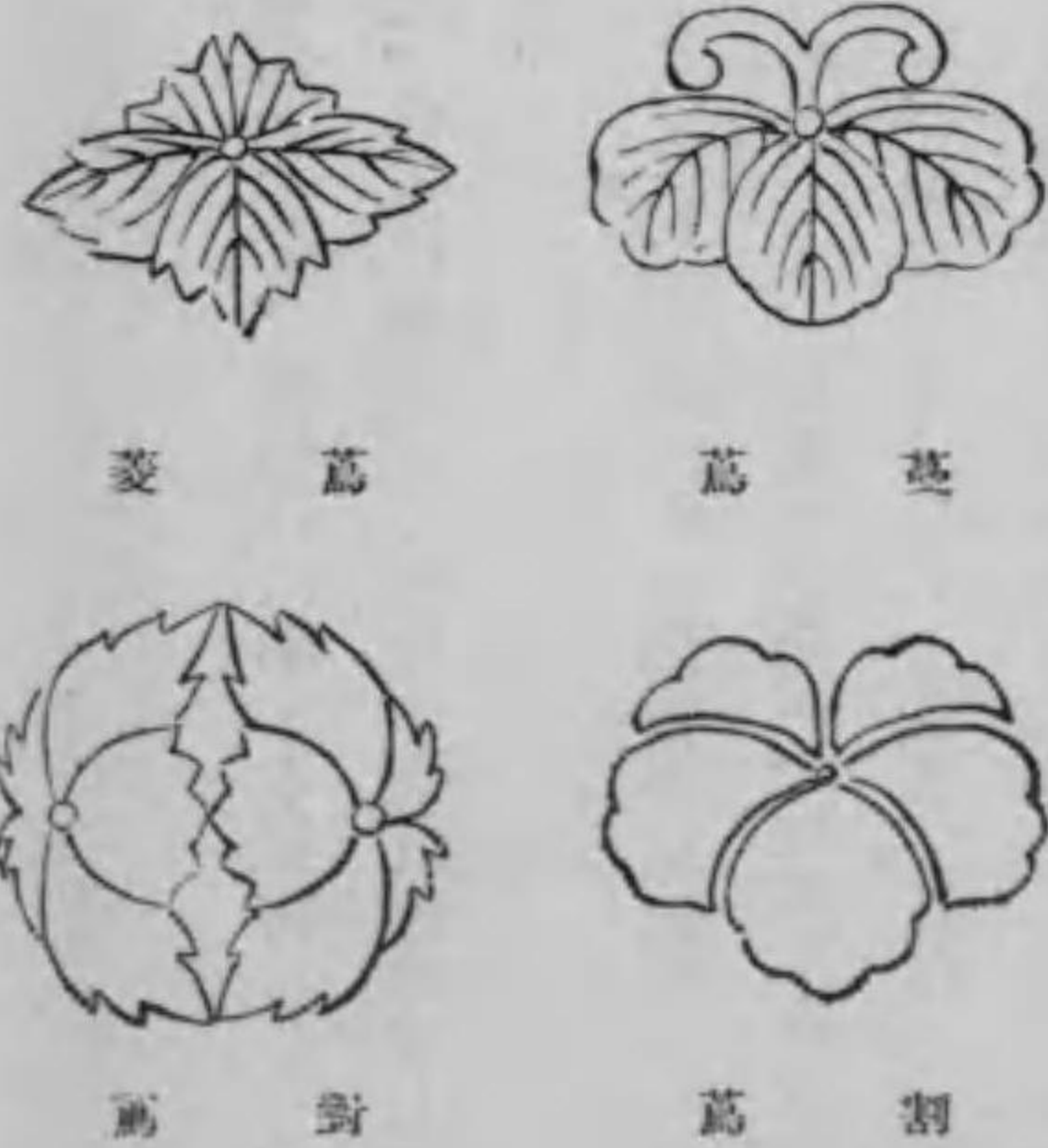
甲、單に葉のみより成るもの

一、一葉より成るもの

二、二葉より成るもの (尻合三蔦)

三、三葉より成るもの

蔦の紋



イ、三盛蔦

ロ、尻合三蔦

ハ、頭合三蔦

乙、葉と蔓とより成るもの

一、蔓蔦

二、浮線蔦

丙、單に花のみより成るもの 蔦花

姓氏關係 蔦紋は松平氏の代表家紋とす。

松平氏もと葵を用ゐしが、徳川氏を憚り、蔦

紋に代へしより、蔦紋は殆ど松平氏の代表家紋となりて、その一門の間に用ゐらるるに至れり。寛政重脩諸家譜は、これに就いて左の如く記せり。

松平大給 家紋 一葉蔦 家傳に、もとは丸ニ三葉葵を用ふ。家乗がとき憚りて、今の紋にあらたむ。然れども、猶出仕の時に、一葉の葵を用ゐる。乗完にいたり、こふ所あつて、營甲に出る時も、その紋を憚らすといふ。

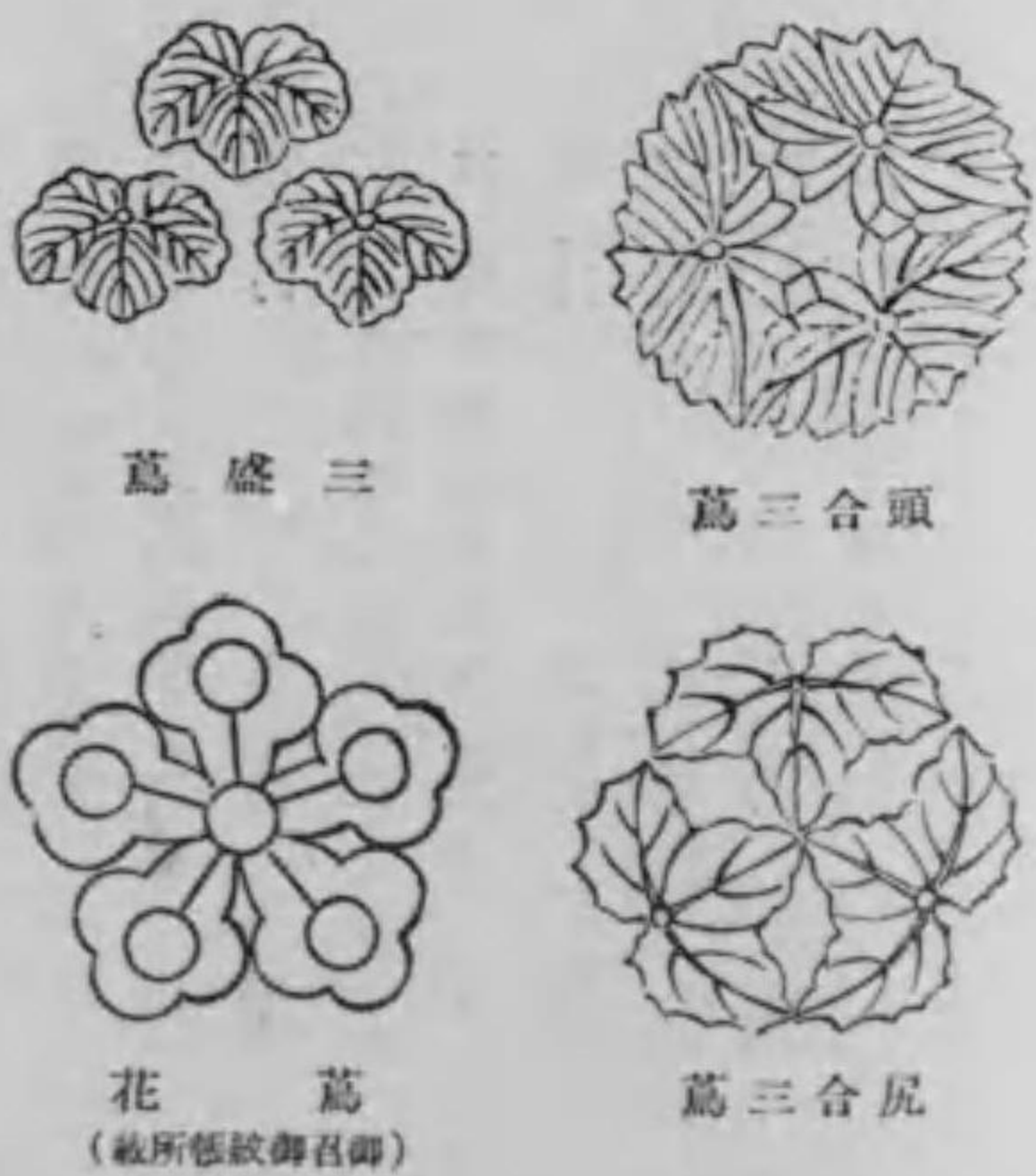
松平竹谷 家紋 丸ノ内一引、蔦葉 五枚根笹 もとは三葉葵を用ふ。

同 形原 家紋 丸ニ利文字 蔦葉 丁子 家傳もと 丸ニ三葉のむかひ葵を用ふ。後に蔦葉、

第二篇 第二十章 蔦

○松平氏葵に代へて蔦を用ゐる

種類



間	德	大	三	板	勝	松	小	杉	植	愛	松	古	白	赤	高	神	奥	仁	科	
宮	力	澤	井	花	屋	井	高	浦	木	知	井	江	井	井	木	尾	村	義和源氏 武田支流	清和源氏 頼親流	
宇多源氏 佐佐木庶流	同	同	多源	同	同	同	同	同	同	同	清和源氏 支流	清和源氏 滿快流	清和源氏 滿政流	清和源氏 頼季流	同	同	同	若	若	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛
上	上	上	上	上	上	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛
鳥	北	木	長	飯	萩	中	大	服	赤	大	渡	有	根	竹	永	吉	木	志	賀	
村	部	島	原	島	石	部	坂	野	未	勘	源	源	源	村	上	源	源	源	源	
平氏清盛流 武田支流	同	同	同	同	同	同	同	同	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛
上	上	上	上	上	上	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛

各論

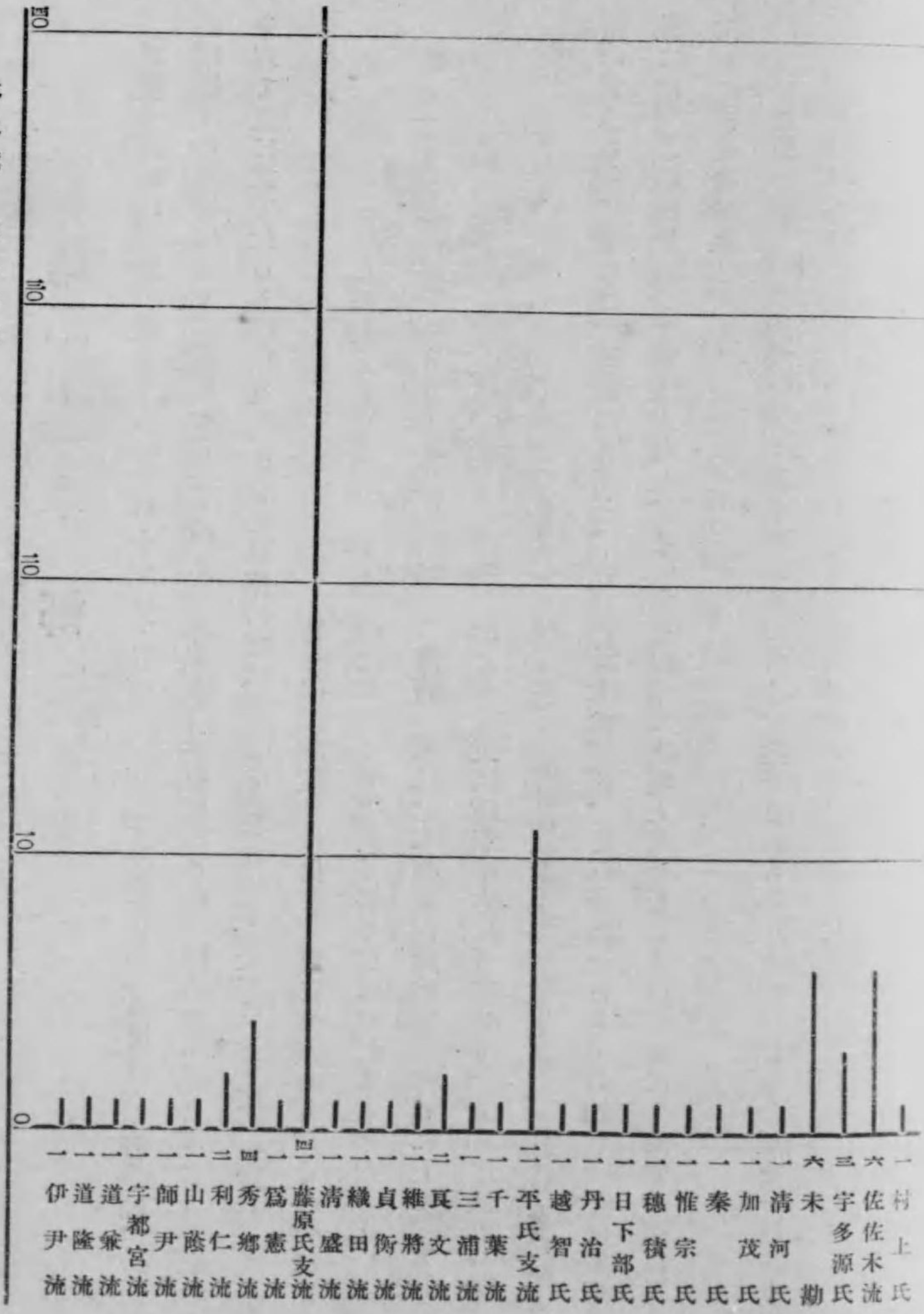
及、九二八丁子に改む。
 以上の外三木松平・宮石松平・瀧脇松平等いづれも葛葉を用いたるは、亦、徳川氏を憚りて改めたるものにして、而して松平氏がいづれも葛紋を用いたるは、全く同族の關係によれるものとする。

○葛紋所用姓氏一覽表

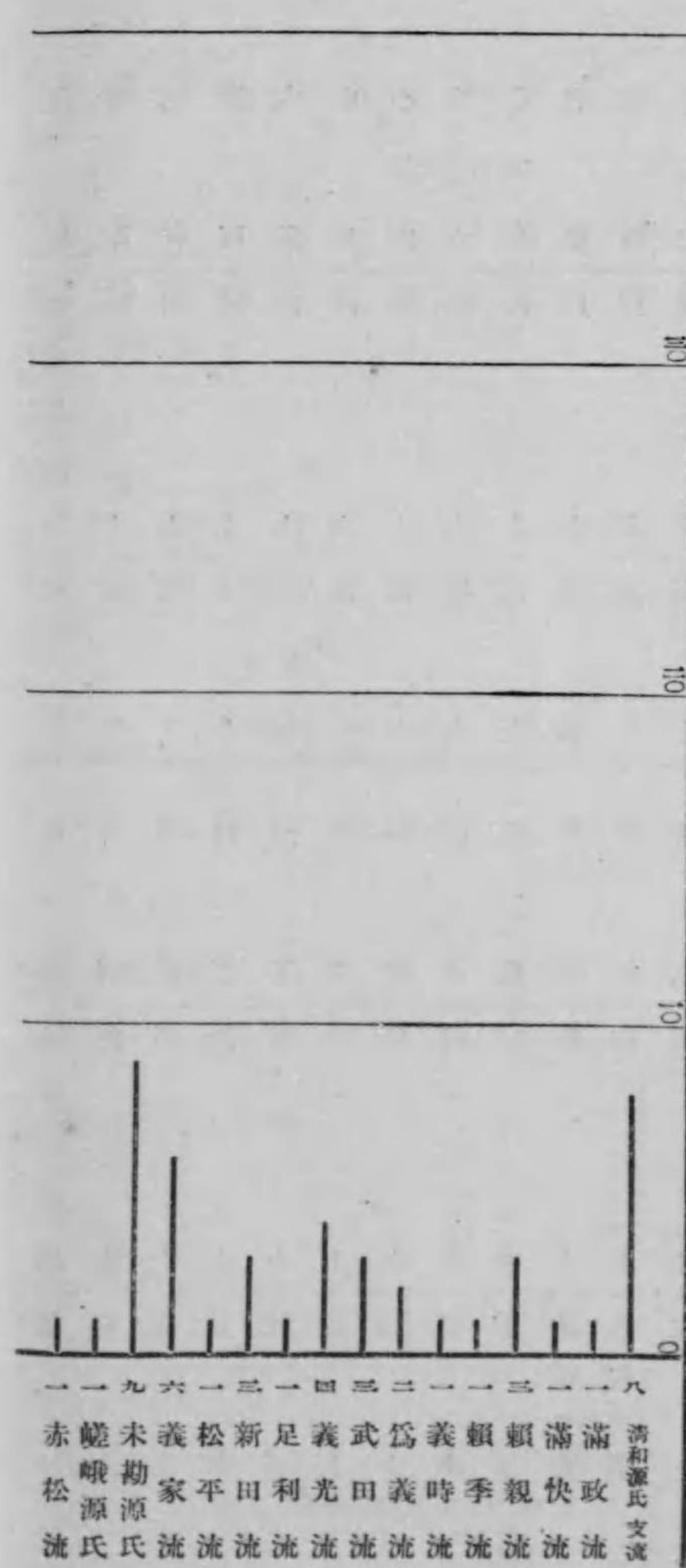
名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
松平三木		清和源氏	義家流	葛	葛	水谷	清和源氏	新田支流	葛	葛	葛
松平大給		同		葛	葛	荒川	義家流	足利支流	葛	葛	葛
松平宮石		同		葛	葛	井川	清和源氏	爲義流	葛	葛	葛
松平形原		同		葛	葛	瓜井	清和源氏	義流	葛	葛	葛
松平石川		同		葛	葛	川爪	清和源氏	義家流	葛	葛	葛
松平竹谷		同		葛	葛	田川	清和源氏	義光流	葛	葛	葛
松平瀧脇		同		葛	葛	井田	同		葛	葛	葛
松平		同		葛	葛	本井	同		葛	葛	葛
松平		同		葛	葛	山井	同		葛	葛	葛
松平		同		葛	葛	武井	同		葛	葛	葛
松平		同		葛	葛	伊井	同		葛	葛	葛
松平		同		葛	葛	菅澤	同		葛	葛	葛
松平		同		葛	葛	小菅	同		葛	葛	葛

石	古	增	田	持	高	柴	藤	相	有	小	速	小	中	大	豐	北	齋	藤
渡	坂	田	中	田	木	田	田	原	壁	切	水	山	川	前	原	村	藤	堂
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	藤原氏支流
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
葛	葛	葛	鬼	同	同	同	同	葛	割	同	同	同	葛	杏	三	同	葛	陰
花	葛	上	上	上	上	上		葛	上	上	上		葛	葛	上		葛	
久	鈴	青	日	石	柴	北	齋	若	杉	大	德	一	青	金	田	守	神	石
永	木	木	下	尾	田	村	藤	林	山	島	永	柳	木	子	原	屋	沼	渡
加	穂	丹	日	越	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	藤原氏支流
			下															
茂	積	治	部	智														
氏	氏	氏	氏	氏	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	葛	三	龜	三	井	藤	同	同	同	同	同	同	同	葛
						甲		内	=	=								
上	上	上	上	上	上	葛	葛	葛	葛	葛	上	上	上	上	上	上	上	上

三	細	若	江	竹	吉	松	和	今	江	垣	矢	中	金	杉	遠	宮	熊	杉	各
井	村	坂	内	川	井	田	堀	守	見	堀	村	田	浦	藤	村	谷	原	原	論
藤	藤	同	同	同	同	橋	同	同	同	同	平	平	平	同	平	平	平	平	
原	原										氏	氏	氏		氏	氏	氏	氏	
道	道										支	支	支		支	支	支	支	
兼	隆	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
流	流																		
鐵	同	同	同	同	同	葛	大	鏡	同	同	葛	鬼	裏	葛	三	葛	裏	葛	
菱							割												
=																			
葛	上	上	上	上	上	上	葛	葛	上	上	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛	
大	葛	神	三	根	速	石	戶	六	伊	關	近	澁	都	青	大	成	鶴	桑	
岡	木	谷	宅	岸	水	卷	田	鄉	藤		藤	谷	築	山	塚	田	殿	島	
同	同	同	同	同	同	同	藤	藤	同	同	同	藤	同	藤	藤	藤	藤	道	藤
							原	原				原		原	原	原	原	兼	原
							氏	氏				氏		氏	氏	氏	氏	流	氏
							支	爲				秀		利	山	伊	師	宇	都
							支	憲				鄉		仁	蔭	尹	宮	宮	支
								流				流		流	流	流	流	支	流
葛	裏	同	葛	鬼	葛	頭	同	同	同	同	同	葛	裏	同	同	同	同	葛	
						合													
						三													
葛	上		葛	葛	上	上	上	上	上	上	上	葛	上	上	上	上	上	上	



○葛紋所用多寡比較表



勝 山 東 野 神 各

瀨 儀 條 保
同 未 泰 清 惟

川 宗

上 勘 氏 氏 氏
同 同 葛 三 葛

上 上 葛

戶 小 松 根

張 知 永 本
同 同 同 未

上 上 上 勘
同 同 同 葛

上 上 上

第二十一章 椰

名稱 椰紋は、椰の枝と葉とに象れるを以て名づく。椰 *Podocarpus Nageia R. Br.* は、公孫樹科に屬する植物にして、漢名を竹柏といふ。邦俗椰の字を用ゐるは、椰の字が那と木とより成れぬを以て之に當てたるものにして、字典には椰の字は別の意義を有せる文字として之を掲げたり。蓋、

竹柏は、其葉竹に似て、縦に葉脈あり、その材は柏に似たるにより、斯く名づけられたるものなりといふ。

意義 椰は、本邦南海岸地方の特産にして、大和紀

伊より、東は伊豆地方に分布せり。大和には春日山に殊に多く、春日神社附近には殆ど椰の自然林をなせり。

余の考ふる所に據れば、國史に名高き、春日の神木は、蓋、これを指せるもの如し。紀伊熊野神社には、この樹を以つて神木となし、その葉を以つて護符となせしことは、既に平安朝の頃に見えたり。古今著聞集に、

熊野へ詣で○中 別當いかでかくばかりの事に、纏頭まいらせんとて、なぎの葉を一枚奉りけり。夢さめて見るに、まさしくなぎの葉手に有けり。まもりに籠○中てぞもたれたりける。

とあり。即ち椰の葉を護符となせしを知るべし。又夫木和歌抄にも、後鳥羽院熊野詣の御時、定



(載所産園物植)

○國史に名高き春日の神木は椰なるべし
○椰は熊野の神木
○椰を護符とす

家卿の詠める歌に、

ちはやふるくまの宮のなぎの葉をかはらぬ御代のためしにぞひくとあり。其他、増鏡五内野の宮の條にも

略○上 くまのの御幸侍りしにもよきかんだちめあまたつかふまつらる○中 辨内侍
おりかざすなぎの葉風のかしこきにひとりみちぬる小車の跡
とありて、熊野權現の椰を神木とせる久しきを知るべし。

右の椰を神木とせることは熊野のみならず、伊豆山權現に於いても、亦これを用ゐて護符となし、災厄を攘ひ、又夫婦の和合を祈りたりしことは、本朝俗談志四に見えたり、左の如し。

伊豆權現は、加茂郡に立ち、神木椰の木凡そ三周り高十丈ばかり。葉厚く堅に筋あり。此葉を所持すれば、災難を遁るとて、守袋に納む。又女人鏡に敷けば、夫婦の中むつまじきとなり。此木他國にては稀なり。

伊豆山なる某寺は、今もこの樹の葉を以つて、海上の平安を祈る護符として、舟子に授與することを聞けり。蓋、椰は國音風の意義に通へる故によれるものか。

又用捨箱上にも、

昔は伊豆大權現を信するもの殊に多かりしとぞ、淋座敷之慰○歌に載せたるなげぶしに、
こんどござらば伊豆のお山のなぎの葉をお山のなぎの葉を

第二篇 第二十一章 椰

○伊豆權現亦椰を神木とす

○椰は災難除

○椰を海上安全の護符とする理由



○椰を家紋と
せるは殆ど鈴
木氏に限る

椰 紋 の 種 類



二 椰 葉



一 椰 葉



違 椰 枝



丸 二 椰 葉

椰葉、二椰葉、違椰枝是なり。
姓氏關係 椰葉を家紋に用ゐしものは、穂積氏の出なる鈴木氏、及、清和源氏満快流の出なる諏訪部氏の外、未だこれを用ゐしものを見ず。

各 論
 とあるは、女の男にいへる意は、彼のお山の椰の葉は守なりとて、鏡の裏へいれおくことありし故なり。
 とあり。又柳樽にも、『椰の葉は芝居の留守に掃き出され』とありて、椰を護符に用ゐしことは、

東國に於いても、亦行はれたることを知るべし。
 椰を紋章に用ゐしは、殆ど熊野神社の神人より起れる鈴木氏に限れるを見れば、この植物が、熊野神社の神木たるに因めるに本づけるものなることを知るべし。而して鈴木氏が、熊野權現と關係ありしことは、既に稻紋の條に述べたれば、ここにはこれを略すべし。
形状種類 この紋章坊間流布の紋帳等見る所なし。雲上明覽、尾張武鑑、及、著者の見聞する所によりて、これを見るときは、三種あるが如し。而して之を枝、及、葉の數によりて分類す。即ち一



(伊藤萬太郎選)



第二十二章 丁子

名稱 丁子紋は丁子の實に象れるを以つて名づく。丁子とは桃金娘科（トウモロコシ科）に屬する植物にして、馬來群島の一なるモルツカ島の原産とす。九月頃枝頭に花を開く。果實は長楕圓形、又は廣卵形の漿果にして、頂に宿存性の萼片を著生し、熟すれば、茶褐色となる。この植物の花蕾を採り乾かしたるものを丁香 *Caryophyllus* と稱し、芳香性の調味薬とす。漢藥には花蕾を公丁香と稱して醫療に供し、果實を母丁香といふ。紋章に取れるものは、この公丁香とす。口繪參照

意義 丁子の我國に渡來せしは、その始を詳にせざるも、平安朝の初より、既に我國に渡來せるものなることは、薰集類抄拾芥抄に、その名の見えたるにてこれを知るべし。

丁子は香料として珍重せられたるのみならず、又これを瑞祥の物とし、七寶の中にもこの名を擧げたり。往時、民間用ゐる所の行燈の燈心などに、丁子形のものを生ずるときは福徳人來の前徴として、これを喜びたりと云ふ。而して丁子を紋章に撰べることは詳ならずといへども、蓋その形の雅致にして斯かる瑞祥的意義を有せるによれるものとす。

形状種類 丁子紋は其數に由つてこれを呼び、一丁子より九丁子に至る。又その配置の形状に由りて違丁子抱丁子・丁子巴・丁子車等の稱あることは、他の紋章の例に同じ。今、數と配列とによりて、これを分類するときは左の如し。

○丁子は瑞祥の物と認めらる

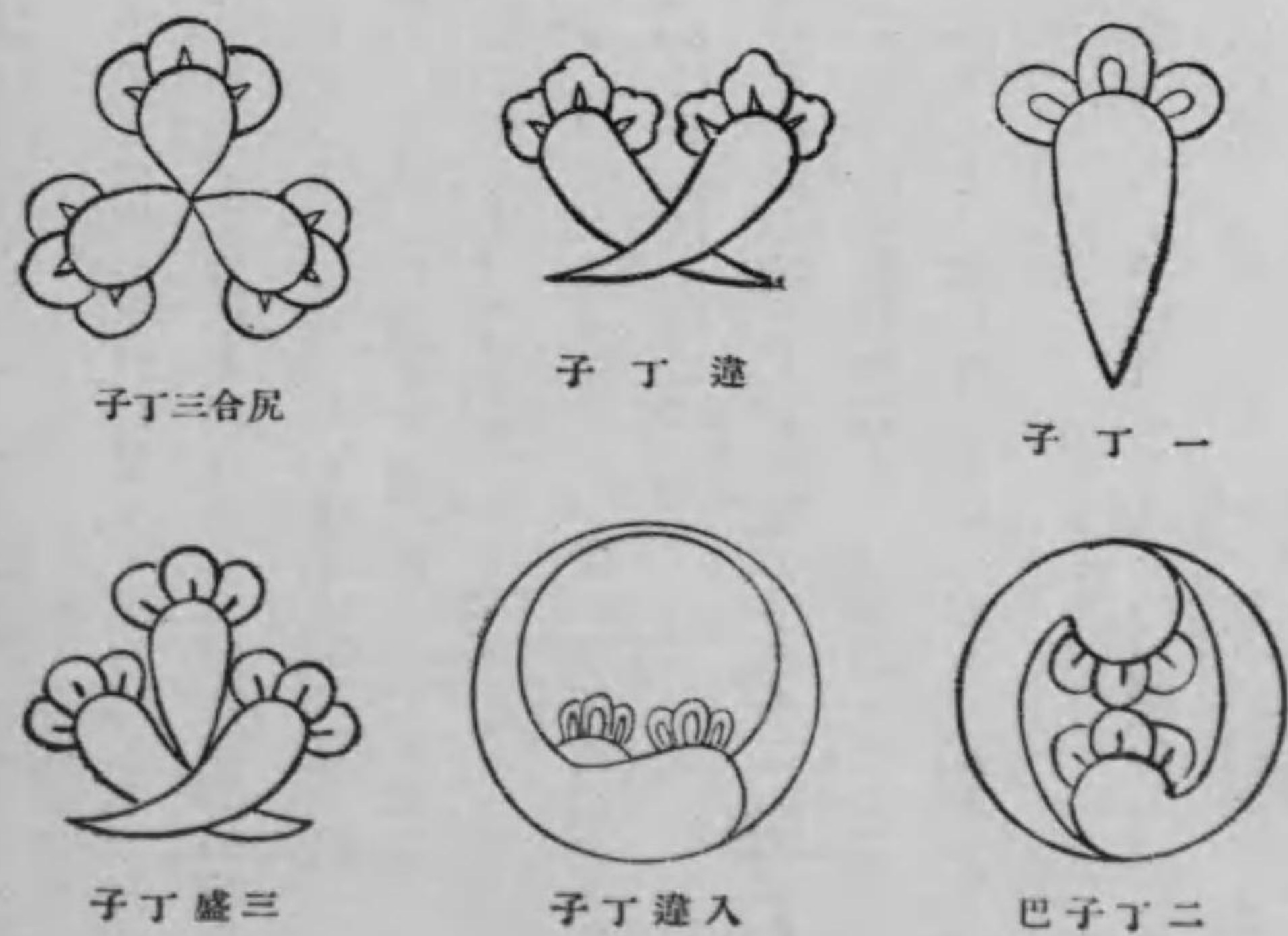
甲、數による分類

- 一、一個より成るもの
 - イ、一丁子
 - ロ、一丁子巴
- 二、二個より成るもの
 - イ、違丁子
 - ロ、抱丁子
 - ハ、入違丁子
 - ニ、二丁子巴
- 三、三個より成るもの
 - イ、三丁子
 - ロ、三盛丁子
 - ハ、三丁子巴
- 四、四個より成るもの
 - 角立四丁子
- 五、五個より成るもの
 - イ、五丁子
 - ロ、五丁子車
- 六、六個より成るもの
 - 六子丁車
- 七、七個より成るもの
 - 七子丁車
- 八、八個より成るもの
 - 八丁子車
- 九、九個より成るもの
 - 九丁子車

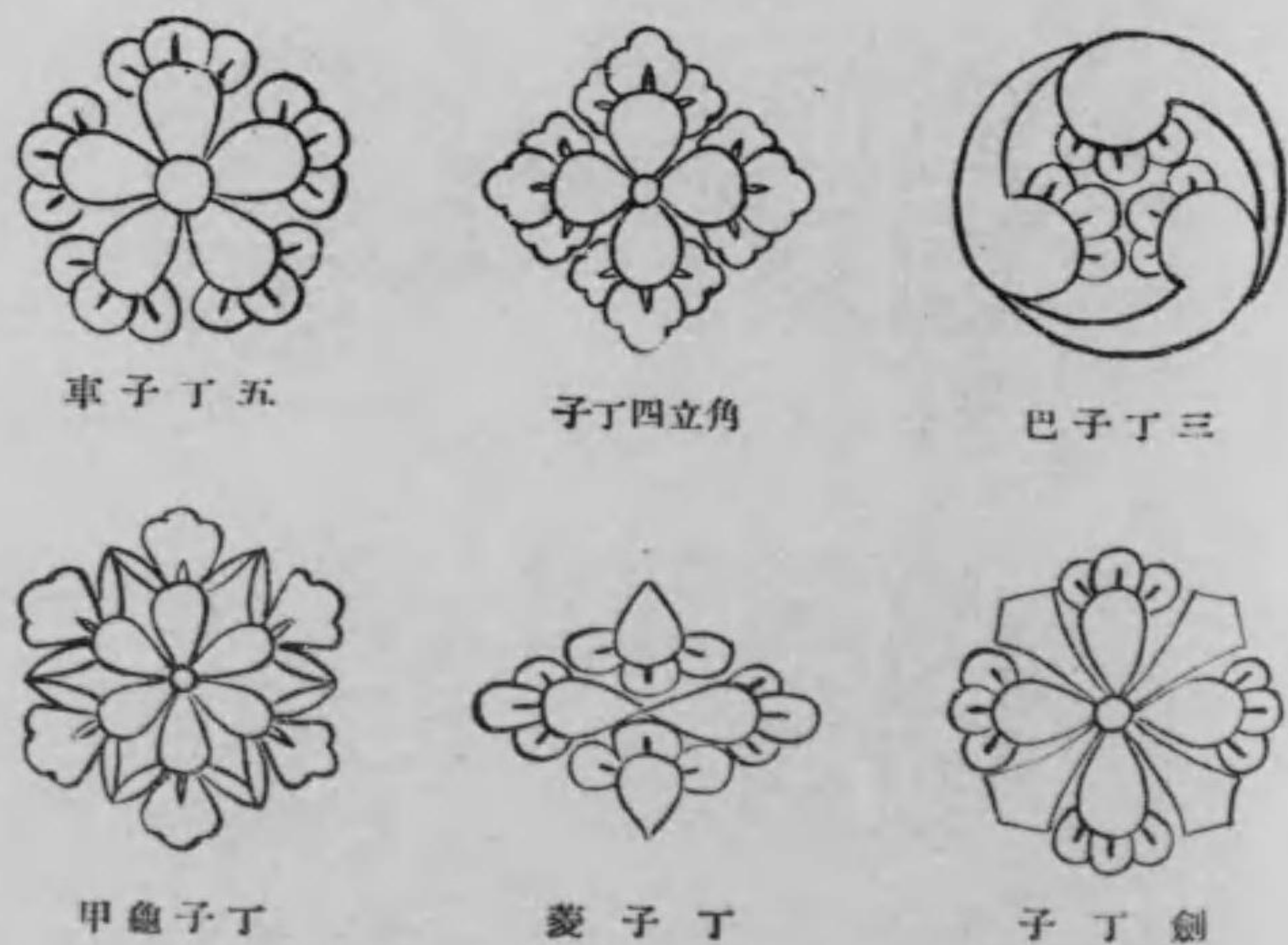
乙、配列による分類

- 一、巴形に配列せるもの
 - イ、一丁子巴
 - ロ、二丁子巴
 - ハ、三丁子巴
- 二、車輪形に配列せるもの
 - イ、尻合三丁子
 - ロ、五丁子車
 - ハ、六丁子車

(一其) 類種の紋子丁



(二其) 類種の紋字丁



名	字	出	自	紋	章
○押小路	藤原氏公季流	同	同	丁	子
松平形原	清和源氏義家流	同	同	花	子
松平長澤	義家流松平支流	同	同	花	子
眞崎	清和源氏義光流	同	同	違	子
志村	清和源氏小笠原支流	同	同	違	子
山田	清和源氏頼任流	同	同	違	子
幡野	清和源氏義親流	同	同	違	子
村松	清和源氏義親流	同	同	違	子
渡邊	清和源氏義親流	同	同	違	子
萩原	未勘源氏	同	同	違	子
小川	同	同	同	違	子
佐野	同	同	同	違	子
石崎	同	同	同	違	子
中村	平氏支流	同	同	違	子

名	字	出	自	紋	章
坂前	本平氏支流	同	同	三	子
田本	藤原氏公季流	同	同	劍	子
本藤	藤原氏都宮支流	同	同	六	子
藤道	藤原氏秀郷流	同	同	五	子
藤原	同	同	同	五	子
松庄	同	同	同	五	子
入松	藤原氏支流	同	同	劍	子
田入	同	同	同	違	子
坂田	同	同	同	違	子
山坂	同	同	同	違	子
尾山	同	同	同	違	子
柄同	同	同	同	違	子
菅同	同	同	同	違	子
滋野	同	同	同	違	子

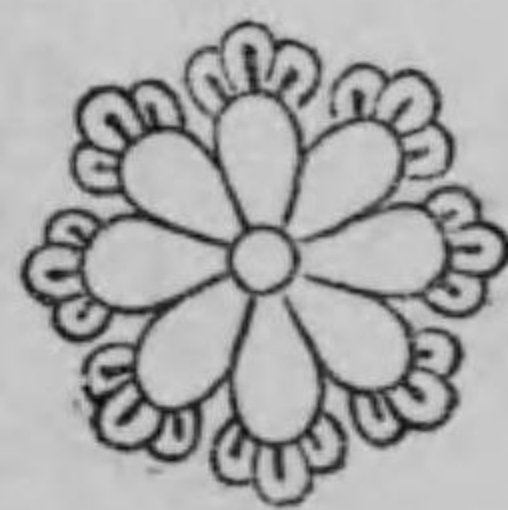
○丁子紋所用姓氏一覽表

(○を附したるは稱號)

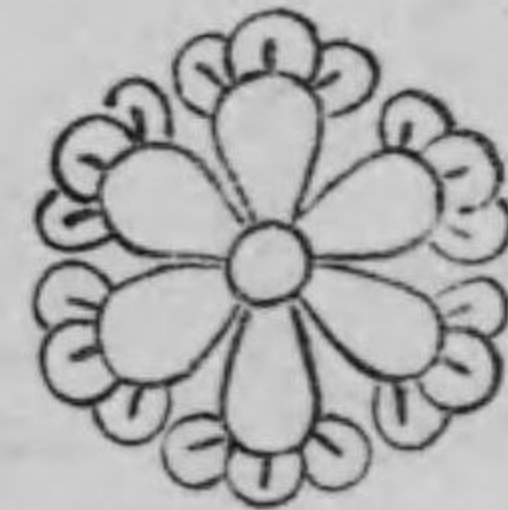
各論

- ニ、八丁子車
- ホ、九丁子車
- 三、縦に配列せるもの
 - イ、一丁子
 - ロ、抱丁子
 - ハ、三盛丁子
- 四、打違へたるもの
 - イ、違丁子
 - ロ、三違丁子
 - ハ、五違丁子
- 五、其他の形に配列せるもの
 - イ、丁子菱
 - ロ、丁子井桁
 - ハ、丁子龜甲
- 丙、他物を副へたるもの
 - 一、劍丁子
 - 二、蔓丁子
 - 三、軸丁子

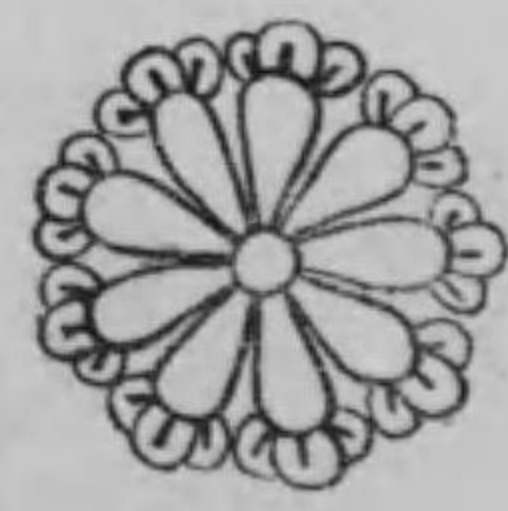
(三其) 類種の紋字丁



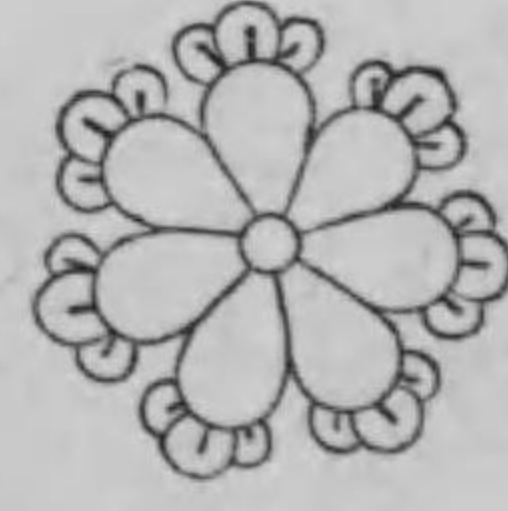
車子丁八



車子丁六



車子丁九



車子丁七

第二十三章 銀杏

名義 銀杏紋は、銀杏の葉に象れるを以て名づく。銀杏一に公孫樹又鴨脚の文字を用ゐる。本草綱目に葉似鴨掌、因名鴨脚とあり。

意義 銀杏を紋章に擇べるは、蓋、その形状の雅致なるに由れるものなるべし。然れども、舊考餘録には徳川氏のこれを用ゐしに就き、銀杏には國音夷朝の訓あれば、四夷を來貢せしむることを祝福するために、これを用ゐしものなるべしと記したれば、瑞祥的意義に本づけるが如きも、この説從ひ難し。

歴史 銀杏紋その始を詳にせず。見聞諸家紋には西郡氏の紋として、これを掲げれば、足利氏時代既に行はれたるを知るべし。徳川氏も初めこの紋章を用ゐしが如し、此事舊考餘録に左の如くこれを記せり。

○徳川氏の祖廟に家康は銀杏紋を居ゑたり



三州岡崎能見郷の松應寺は、瑞雲院殿○贈大納言廣忠卿の御廟所なり。此御廟所は、東照宮の御造營なり。此玉籬の内、外、其外共に劍銀杏の御紋を附させらる。御當家にて此御紋用させらるる事、諸書に未見す。然るに、天文申御造營の御玉がき其外に附させらるる事、其故よしあるべき歟。○中今三縁山安國殿の神木として、銀杏の大木數多あり

○安國殿の銀杏は家康の遺愛なり

るは、元和二年神さり給ひし時、初て宮作りの折から、御遺愛を思召れ仰付られしと傳へり。又按ずるに、葵の御紋は種々の説あれば、劍銀杏は御家の御替紋にて、代々遠く附させらるるが故に、御尊父の御靈前、并に神さり給ひし御靈屋前に植ゑさせ給へるにや。

以上の紀事中、銀杏を以て、徳川氏の替紋と認めたるは、大に意義ありといふべし。余の考ふる所に據れば、徳川氏の葵紋は松平氏の紋にして、家康の紋にあらざること、既に述べたるが如し。もし家康が世に傳ふるが如く、新田氏以來葵紋を用ゐたるものとすれば、その祖廟の紋章の如き、當然その家の本紋を用ゆべきなるも、而もこれを用ゐずして、銀杏紋を用ゐしは、思ふに、徳川氏の紋章は古來銀杏を用ゐしものにあらざるか。蓋、徳川氏が葵紋を用ゐしは、信親の時代にして、即ち參河入國以後の事なれば、其以前紋章を用ゐしこと無きにあらざるべければ、この銀杏紋こそ思ふにその以前に用ゐしものなるべけれ。そのこれをその祖廟に居ゑたるが如きは、以てこれを證すべし。徳川氏時代に至りて、此紋章を用ゐしもの、大名にはこれなしといへども、麾下の士には、十餘家ありき。

形状種類 銀杏紋は、其葉の數に依つて、これを呼び一銀杏より六銀杏に至る。其他、抱違、巴等配列の如何によつて名づくることは、他の紋章の場合に同じ。

甲、一葉より成るもの

一、一銀杏

第二篇 第二十三章 銀杏

○銀杏は徳川氏の家紋

名	姓	出	自	紋	章
○飛鳥	井	藤原氏	花山院流	十	六銀杏
大	石	清和源氏	爲義流	三	銀杏
岸	同	同	上	井筒内	銀杏
土	方	清和源氏	頼親流	三	銀杏
林	同	清和源氏	満快流	同	上
町	田	未	勘源氏	抱	銀杏
大	柴	同	上	三	銀杏
澁	江	平	氏支	銀	杏
水	鳥	藤原氏	秀郷流	三	銀杏
間	部	藤原氏	支流	同	上

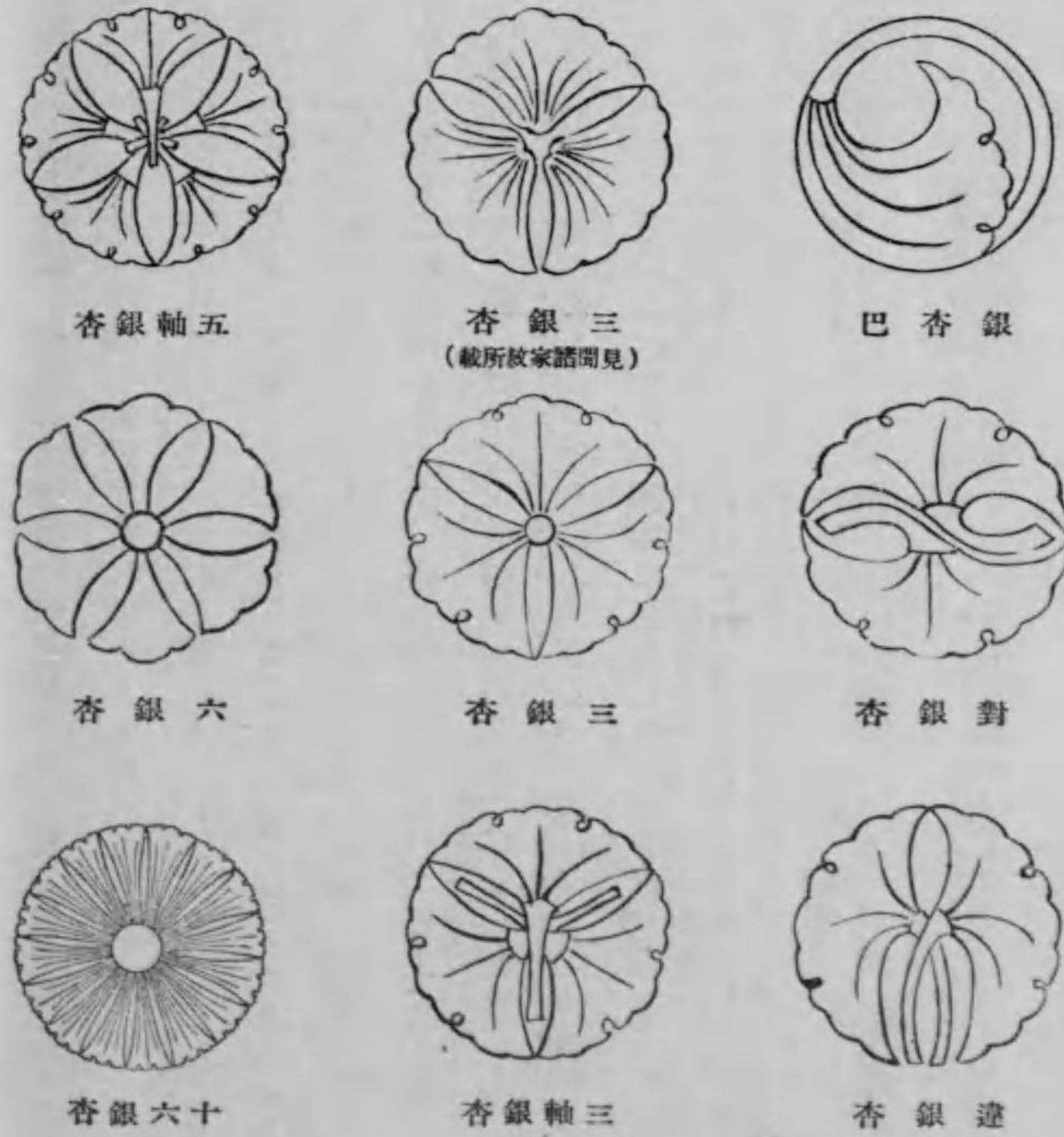
名	姓	出	自	紋	章
森	平	藤原氏	支流	三	銀杏
野	田	同	上	同	上
村	同	同	上	同	上
坪	同	同	上	同	上
大	岡	同	上	同	上
青	木	同	上	同	上
大	丹	同	上	同	上
長	神	同	上	同	上
谷	部	同	上	同	上

○銀杏紋所用姓氏一覽表 (○を附したるは稱號)

姓氏關係 銀杏紋は、各姓氏に通じて用ゐられたるが故に、代表家紋として認むるを得ず。公家に於いては、飛鳥井家獨この紋章を用ゐたるのみ。而して戸主は十六銀杏、嗣子は十二銀杏、小兒は六銀杏、其他の家族は八銀杏を用ゐ、家臣等の功勞者には三銀杏を與へしといふ。

- 各論
- 乙、二葉より成るもの
- 一、二銀杏
 - 二、抱銀杏
 - 三、對銀杏
 - 四、違銀杏
- 丙、三葉より成るもの
- 一、三銀杏
 - 二、劔銀杏
 - 三、三軸銀杏
- 丁、四葉以上より成るもの
- 一、四銀杏
 - 二、五銀杏
 - 三、六銀杏
 - 四、八銀杏
 - 五、十六銀杏

銀杏紋の種類



第二十四章 田字草

名稱 田字草は、田字草の葉に象れるを以て名づく。田字草は、學名を *Marsilia Quadrifolia* といふ。その葉の形、田の字に似たるを以て、これを田字草といふ。又、四葉萍ともいふ。紋章にては俗にこれを四葉カタバミといふ。見聞諸家紋には次圖の如き紋章を掲げて萍の字を題したり。萍は一般にウキクサと訓んで、この種の植物の總名に用ゐたれば、その形状より考ふるも、田字草に象れるものたるや明かなりとす。萬葉集枕草子に見えたる花勝見といふもの、亦同じくこの植物なるべしといふ。天野政徳隨筆二はこれに關して、左の説を掲げたり。

○花勝見につきて天野政徳の説

花かつみはいにしへよりせち／＼有て、一定なしがたく、されば今政徳おもふ處を試にいはん、萬葉集四に、

をみなへし咲澤に生る花かつみかつとも知らぬ戀もする哉

とあり。是ぞ歌にある始にて、物に見えたるは枕草子に、綾の文にてもこと草よりはをかしと見えしは、蕨かつみにてとあるは、田字草の事なりとあり。

○花勝見につきて伊勢貞丈の説

伊勢貞丈も、亦花勝見を以つて、田字草なるべしと云ひて、政徳の説を賛して曰はく、

古代の歌にもかつみとも、花かつみとも詠るは、四葉草田字草の事なり、花かつみといふは花形蕨の轉訛か、その葉四ひらにて、花の形に似て水草なれば、花かた蕨といふ。たとつと

は普通也といへり。

又、政徳隨筆には、或る説として左の一説を掲げたり。

いにしへは、蕨をも花かつみと唱へたと見えて、四條家の家紋とせらるるは此四葉草也。彼御家にも是を花かつみと云へり。

○漢孫に似たる花勝見

以上の説に據るときは、花かつみは、俗に四葉カタバミを云へるが如し。但、今花かつみといふは、上野榛名池畔に生ずる漢孫漢孫に似たる植物を指せるものなりと云ふ。又、續世續・散木集・古今著聞集・八雲御抄・袖中抄・無名抄・藻鹽草等に載せられたる花勝見は、菖蒲に代用せられたるものなれば、田字草とは全く別種なりとす。尙、花勝見に就いては、狛諸成・屋代弘賢・多賀宗政・藤塚知明・松平定信諸氏の考説あるも、要するに花勝見には、同名異種ありしがため、混同せられたるものにして、今、四條家の用ゐる、俗稱四葉カタバミは、田字草に象れるものたるや明かなりとす。然るに、此頃余は友人宮内省參事官酒卷芳男氏を介して、四條家にその家紋の名稱を問ひしに、これを月見草と呼ぶと答へられたり。然れども、月見草 *Oenothera Biennis* L. は柳葉菜科に屬する植物にして、花は四瓣を有するも、著しく田字草とその形状を異にせるのみならず、且、この植物は、近世の舶來に係り、その各地に蔓延せしも、六七十年以來の事なれば、四條家が昔よりこれを家紋に用ゐたりし事は疑はしといふべし。而して四條家が、往時これを花勝見と呼びし事は、政徳隨筆にも見え、且カツミとツキミとは、その國音近似する所あれば、蓋、カツミをツキミに誤まりしにあらざる

○月見草といふは蓋花勝見といふ説

か。

意義

田字草紋、即ち花勝見紋は、文様より轉れるものにして、尙美的意義に本づける紋章とす。

繪卷物に見たる花勝見文様



(中年行事所載)

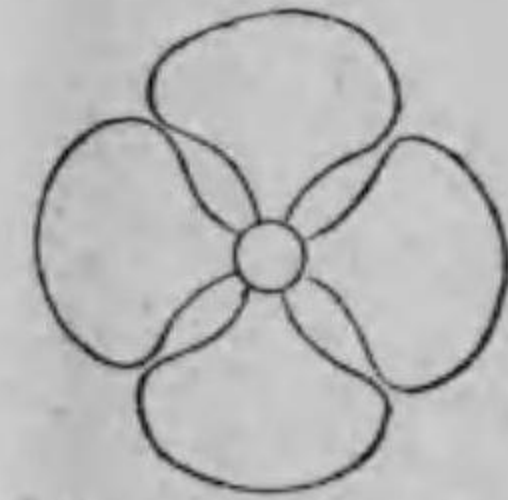
田字草を文様に用ゐし事は、藤原氏時代より既に行はれしものにして、年中行事・伴大納言繪卷を始め、藤原氏時代より鎌倉時代に成れる繪卷物に、數々この文様を見る。而して是等の文様の中には、その根に象れるものすらありて、實際の田字草と酷似するものあれば、愈以て花勝見の田字草に象れるものたることを知るべし。

形状種類

田字草紋、即ち花勝見紋は、酢

漿草紋と同じく、その構成極めて簡短なるが故に、その種類甚だ少なし。これを分つて二種となす。其一は寫實的にして、田字草と異

田字草紋の種類



萍
依藤豐前守
(見聞家所載)



花勝見
(雲上覺所載)



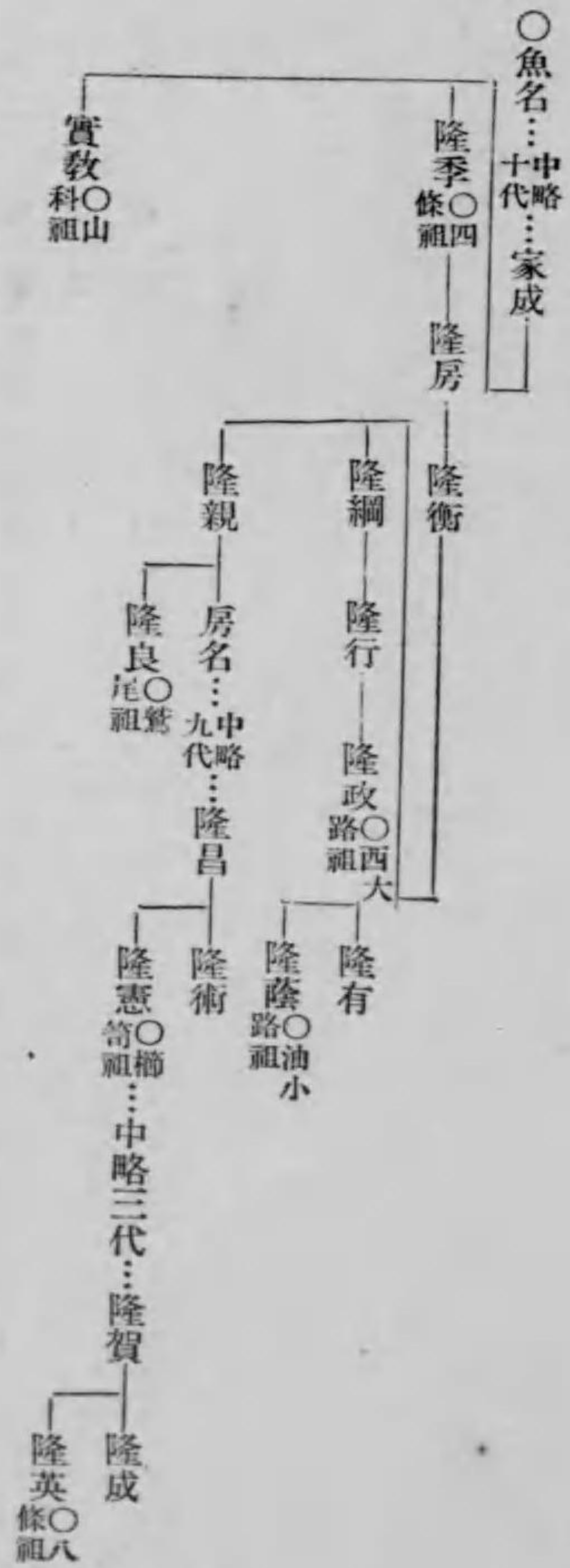
花勝見丸

なれども、其二は前者に花蕊の如きものを加へて紋章化したるものとす。

姓氏關係

田字草紋は、公家に於いては四條家獨占の紋章とす。四條家は左大臣藤原魚名より出で、その後裔繁衍して、櫛笥・八條・西大路・油小路・鶯尾・山科の六家となる。その一門中鶯尾家を除くの外、いづれもこの紋章を用ゐたり。

○四條家略系



武家に於いては、この紋を用ゐしものに、清和源氏義家流新田支流の新井氏の外、他に見る所なし。この家にては、これを田字草紋と呼べり。

○田字草(花勝見)所用姓氏一覽表 (○を附したるは稱號)

名	字	出	自	紋	章	名	名	出	自	紋	章
○四	條	藤原氏魚名流	花勝見	上	上	○油小路	藤原氏魚名流	花勝見	上	上	上
○櫛	筒	同	同	上	上	○西大路	同	同	上	上	上
○八	條	同	同	上	上	新井	清和源氏新田支流	田字草	上	上	上

第二十五章 虎杖

○虎杖の古名

名稱 虎杖紋は、虎杖の花と葉とに象れるを以て名づく。虎杖 Polygonum Cuspidatum S, et Z. は、蓼科に屬する植物にして、古名タジビといふ。今も播磨地方にては、ダンヂと稱して古名を傳へたる所ありといふ。早春恰も筍に似たる新莖を生ず。中空にして節あり。山童これを採りて皮を剥ぎ、鹽に和してこれを食す。酸味あり。秋日小花を開き、實を結ぶ。

杖 虎



(植物園所蔵)

齋義 虎杖は、その花と云ひ、その葉といひ、ともに風姿の見るべきなきも、歴史上早くその名を知られたることは、日本紀反正天皇の條に左の紀事あるを以てこれを知るべし。

○反正天皇に關したる虎杖の故事

略上 天皇初生於淡路宮、生而齒如一骨、容姿美麗、於是育井曰瑞井。則汲之洗太子時、多遲花落于井中、因爲太子名也。多遲花今虎杖花也。故稱多遲比瑞齒別天皇。右の紀事に據るときは、反正天皇の御名は、この植物の古名たる多遲比に因めるものとす。又、三代實錄貞觀八年二月廿一日丁卯の條に、これと類似の説を掲げたり、左の如し。

第二篇 第二十五章 虎杖

○多治比古王に關したる虎杖の故事

○丹治氏の虎杖紋を用ひし理由

各論

右中辨正五位下丹墀真人貞峯等、賜姓多治真人。先是貞峯等上表曰、因土命氏百王之彝規、分姓成親千古之茂典、姓乖其本、何以記皇胤流、氏失其初、誰知天應。私檢古記、稽限廬人野宮御宇、宣化天皇皇子加美波皇子生十市皇子、十市王生多治比古王。此王生産之夕、多治比花飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王。成長之後、固執謙退奏請求姓、因賜多治比古公、便以名爲姓存其舊意。

とあり。右の紀事に據れば、宣化天皇の皇孫多治比古王の名も、亦この植物の古名に因みて名づけられたるものとせり。同じく多治比の名あるにより、反正天皇の故事と、その傳説を混同せるが如く思はるるも、いづれにしても、丹治比の名は、この植物の名に本づけるものたることを知るべし。後松日記六多遲氏用虎杖紋因縁之事の條には、左の如くこれを記せり。

日本紀反正天皇紀云、瑞齒別天皇○中於之有井、曰瑞井、則汲而洗太子時、多遲花在于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、故稱多遲比瑞齒別天皇云々、これにより、多遲氏は、いざどりを尊みて家の紋にもするなり。

虎杖の紋章を用ひしものが、いづれも多治比氏より出でたるを以つて考ふるも、上説の當れるを知るべし。

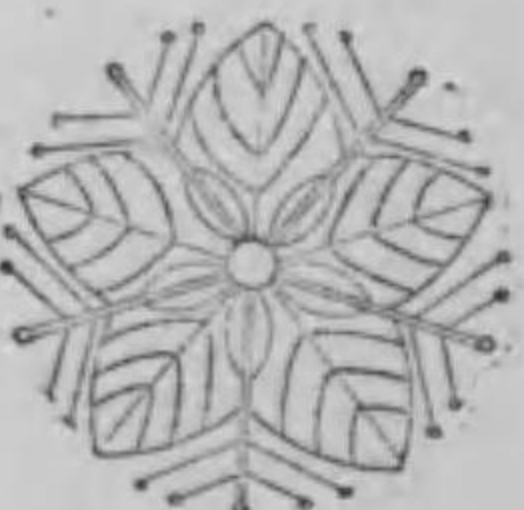
形状種類 虎杖紋は頗る紋章として實物に遠かり、一見その何物たるかを知るに苦しむ。家紋の由来の著者はこの紋を畫ける大成武鑑を引用せるにも拘はらず、未だこれを見ずと記せるを見て

も、如何に此の紋章の形状が、實物に遠かりて判定に苦しむかを知るべし。然れども、元來これを虎杖に象れるものなることは、葉片の葉柄に附着する縁邊の弧形を呈せるが如きは、この植物の特徴を示せるのみならず、傾城鐺には、松葉樓歌川の家紋としてこの紋章を掲げて、イタドリと題し大成武鑑には、水戸徳川家の家老たる中山氏の家紋として、亦これを掲げたるより見るも疑なき事實たることを知るべし。元來虎杖の葉は互生なるも、紋章にはこれを五個の花瓣狀に配列し、その各花瓣狀の葉間より花梗を出す如く形成せられたるものにして、而してこの葉脈、及、花梗の形状によりて二種の區別あることは、圖に就いてこれを知るべし。

虎杖紋の種類



(載所鐺城傾)



(載所鑑武成大)

姓氏關係 虎杖紋を用ひるものは、丹治氏の外これを用ひしものを見ず。徳川氏時代、水戸家國老たる中山氏これを用ひたり。中山氏は丹治氏の出とす。上總久留里の黒田氏も、初めまた此紋を用ひたるが如し。甲子夜話續篇九七に上總久留里の黒田氏の祖先新六といふもの、この紋を用ひたりしと覺えりと記せるを以て知るべし。黒田氏亦丹治氏の出に係る。傾城鐺に、吉原松葉屋の娼婦歌川といふものの家紋としてこれを掲げたり。異數なるを以て特にこれを記すこととせり。

第二十六章 棕櫚

名義 棕櫚紋は、棕櫚の葉に象れるを以て名づく。

意義 棕櫚の葉は硬直にして末開き扇の如く、葉柄は三稜にして四時凋ます。其幹正直にして亭立枝を生せず、風姿愛すべきものあり。この名稱の字音を以つて訓まれたるより、もと外國よりの傳來に係れるが如く思はるるも、一説には九州の原産に係るといふ。早くより庭園に植ゑて觀賞したるものなることは、枕草子に左の如くこれを記せり。

すがたなけれどすろの木からめきて、わろき家のものとは見えす。

又夫木集にも、これを詠せる左の歌を收めたり。

朝まだき梢ばかりに音たてて、すろのは過るむら時雨哉

これを紋章に擇びたるは、その意義詳ならずといへども、蓋、その風姿の唐めきて雅致あるに取れるものならんか。

歴史 棕櫚紋の始めて見えたるは、太平記にありとす。太平記三一笛吹峠戦の條に

略上 同二十八日、將軍笛吹峠へ推寄テ、敵ノ陣ヲ見給へバ、小松生茂テ前ニ小河流タル山ノ南ニ陣ヲ取リテ、峯ニハ錦御旗ヲ打立、麓ニハ白旗・中黒・棕櫚葉・梶葉ノ紋書タル旗、其數滿滿タリ。

○棕櫚に對する古人の感想

○棕櫚紋の初見

棕櫚紋と羽團扇紋との比較



とあり。塵添盛囊抄幕紋を擧げたるものの中にこの名稱あれば、當時にありては、比較的多く行はれたるもの如し。羽織原合戦記には、富士大宮司のこの紋章を用ゐたることを記せり。徳川氏時代に至り大名には米津氏これを用ゐる、麾下の士にも、亦これを用ゐしもの數家ありき。

形状種類 棕櫚紋その種類少なし。葉片の數によりて十一枚棕櫚、十三枚棕櫚の二種と、外に二割三割の別あるに過ぎず。而してこの紋章は、最も羽團扇紋に近似せるが故に、坊間流布の紋帳には、誤りてこれを團扇の部に收めて、羽團扇と稱せり。猶俗間杏葉と蘘荷と近似せるが故に、杏葉を誤りて蘘荷と稱するが如きものなり。尙、棕櫚紋の羽團扇と混同し易きことは、加賀分限帳に野村源兵衛と稱するものと、同伊太郎と稱するものあり。同一名字にして、前者は棕櫚を用ゐ、後者は羽團扇を用ゐるが如きは、その同一名字なるより考ふるも、蓋後者のこれを誤まりたるものか、或は故意にこれを改造したるものごとし。これを要するに、棕櫚紋は、その葉片は先端尖れるも、羽團扇は弧形をなし、又棕櫚は葉片に横條を關けるも、羽團扇にはこれを有する

棕櫚紋の種類



○棕櫚紋と羽團扇紋とは混同し易し

○棕櫚紋と羽團扇紋との區別

を普通とす。

姓氏關係 棕櫚紋は、太平記に信濃宮を奉せる新田氏の軍中に、これを用ゐしものあるより考ふれば、信濃豪族の中に、これを用ゐしものありしならんも、今これを確むるを得ず。羽織原合戦記には、富士大宮司のこれを用ゐしことを記せり。富士大宮司は、當時宮方に屬して王事に勤めたるものなれば、太平記に見えたるこの紋章は、蓋、大宮司にあらざるか。今駿河淺間神社は神紋としてこの紋を用ゐ、稱して羽團扇と云へり。又、静岡淺間神社所藏の古鏡に、この紋章を居ゑたるものあり。社傳はこれを羽團扇と稱せり。然れども、その形状を見るに棕櫚紋なれば、慥に社傳の誤れることを知るべし。俗間羽團扇を以て、妖怪天狗の用ゐるものとす。淺間神社は木花開耶姫、大山祇を祀れるを以て、蓋、これを山神とし、以て天狗に假託し、遂に棕櫚紋を以て羽團扇となし、その眞を失ふに至れるが如し。

○淺間の神紋を羽團扇とせるは誤

○棕櫚紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
富	士	清和源氏支流	棕櫚	葉	白	戸	平氏繁盛流	棕櫚	葉	同	上
佐	佐	宇多源氏	同	上	米	津	藤原氏支流	同	上	同	上
佐	宇多源氏	佐佐木庶流	同	上	米	津	未	同	上	同	上

十一枚、餅内、十枚、棕櫚

第二十七章 杜若

名稱 杜若ツヅクサは、杜若の葉、及、花に象れるを以て名づく。元來杜若の文字は、本草綱目に従へば、鴨跖草科ツヅクサ科に屬するヤブメウガに當つべきものなれども古來誤りてこれを用ゐる來れるが故に、今は慣用に従ふこととせり。

意義 杜若はその花の美しきを以て、早くより觀賞せられたるものにして、萬葉集にも既にその歌詠の載せられたるものあり。藤原氏時代に、これを衣服の文様に用ゐたりし事は、枕草子榮華物語に見えたり。而して、杜若の紋章は、蓋この文様より轉れるものにして、尙美的意義の紋章とす。

歴史 杜若を車の文様として用ゐたること大要抄に見えたり。大要抄に、この文様を用ゐしものに、花山院、中御門、中院源氏、及、泰通一本通行あり。中にも花山院家、及、中御門家の出なる壬生、石山二家の如きは、其後これを家紋として用ゐたるを見れば、無論その家紋のこの文様より轉じたるものにして、即ち、花山院家、及、石山壬生二家の家紋の其根原をここに發せるを知るべし。然れども、この紋章は武家に用ゐしものなかりしが故に、太平記以下戦記類には全く見る所なし。寛政重脩諸家譜には、これを用ゐしもの唯三家あるのみ。然れども、坊間流布の紋帳には比較的多くの紋章を載せたり。是れ蓋、徒に技巧を衒へるものにして、實際に之を用ゐしものは少なかりしが如し。

形状種類 杜若紋はこれを大別して、枝杜若・花杜若の二種とす。枝杜若は、莖に花若くは苔を有するものをいひ、花杜若は單に花のみより成るものを云ふ。枝杜若は、一枝より成れるものと、二枝より成るものと、三枝より成るものとあり。○こゝに枝とあるは、葉と莖とを指せるものにして、植物學上枝にあらざるも、今は慣稱に従ふ。又、花杜若にも一花より成るものと、二花三花より成るものとあり。

甲、枝杜若

- 一、一株一花より成るもの
 - イ、立杜若
 - ロ、根引杜若
 - 二、二株二花より成るもの
 - ク、二杜若丸
 - ロ、居違杜若
 - い、圓形
 - ろ、菱形
 - ハ、抱杜若
 - ニ、對杜若
 - 三、三枝三花より成るもの
- 中山家これを用ひしより一に中山杜若といふ

杜若紋の



乙、花杜若

- 一、一杜若
- 二、二杜若
- 三、三杜若
- 四、二尻合杜若

種類



姓氏關係

杜若紋は花山院家、及、中御門家の出なる壬生・石山の二家これを家紋とす。花山院家は藤原師實の二男家忠を祖とす。その家分れて、中山・野宮・今城の三家となり、いづれも杜若を用ひたり。又、花山院家の傳奏に係る社寺にも、往往これをを用ひたり。中御門家は、藤原道長に出づ。後分れて持明院・園東・園壬生・高野・石野・石山・六角の八家となる。中に就いて壬生・石山の二家のみ杜若を用ひたり。

○花山院家略系



○杜若紋所用姓氏一覽表

(○を附したるは稱號)

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
○中	山	藤原氏頼通流	杜	若	○壬	生	藤原氏道長流	道	杜	若	
○野	宮	同	同	上	○石	山	同	上	三	杜	若
○今	城	同	同	上	○白	川	花山源氏	杜			若
○花	院	同	同	上		田	清和源氏頼親流	同			上
高	山	力	平氏維將流北條支流	杜	小	濱	藤原氏支流	同			上

第二十八章 芹 薺 大根 蕪 五行

一、芹

名稱 芹紋は、芹の葉と根とに象れるものなり。故に、一名を根芹紋と云ふ。

意義 芹を家紋に擇べるは、蓋、信仰的意義に本づけるもの如し。而して芹は一月七日七種の粥に用ゐるものにして、これを食すれば、以て萬病を治し、且、惡魔を驅除するものとせり。この風習は、その根原を支那より發し、平安朝の頃、本邦に傳はりたるが如し。荆楚歲事記に、正月俗以七種菜作羹食之、使_レ人無_レ萬病とあり。本邦に於てこの事の史に見えたるは、宇多天皇の御代にありとす。即ち宇多天皇の寛平二年正月十五日、主水司より七種の粥を獻せること見えたり。この七種の粥は、疑もなく荆楚歲時記に見えたる七種菜の儀に本づけるものなりとす。當時、七種の種目、尙、未だ定まらず。拾芥抄には、米・大豆・大角豆・黍・豇子・薯蕷とし、或は白穀・大小豆・粟・柿・豇子とし、又李部王記には、若菜十二種を供する事などありて、その員數も七種に定まらざりしが、鎌倉時代に至りては、その員數も定まり、その種目も芹・薺・蕪・酒代・御行・佛座の七種を用ゐしこと、河海抄に見えたり。以下七種の菜を數ふるもの、大率、これに準據せりといへども、時に多少の出入ありたるが如し。座添抄には「芹・薺・御行・マビラコ・佛座・アシ菜・ミミナシこれや七種」

○七種菜の行事は支那より傳來

日 ○七種菜の種

と云ひ、又芹御行齊・鑿護佛座ス・菜耳ナシこれや七種として二類を擧げたり。○曾永年の「春の七
大根の事、耳ナシは牛蒡の事、然れども増補題林集には、芹齊御形・鑿護佛座・スズナ・スズシロこれぞ
タビラコは佛座の事なりとせり。七種とありて、その品目河海抄に同じければ、七種の種目は、普通右の植物に定まれるが如し。然
れども、後世に至りては、この七種を悉く用ゐるは稀にして、今東京にては芹齊のみを代表として
これを用ゐたり。而して、これを用ゐて七種の粥を作るには、五日七種の菜を摘み、その前夜即ち
六日の夜これを俎に載せ、唐土の鳥の日本の國に渡らぬ先に云々と謠ひつつ、火箸杓子・插子木・扨
刃等をかはるゝ、兩手に持ち、これを打ちたるものとす。而して、是等の風習も、亦支那より傳は
りたるものにして、事文類聚には、正月七日、多鬼車鳥渡、家槌門、打戸、滅燈、燭、禳之とあり。
蓋、唐土の鳥といへるは、この鬼車鳥を指せるものにして、七草を俎に載せて、これを打つは、彼
の門を槌ち戸を打ちこれを禳ひし遺風にして、是等の事實に徴するときは、七種の粥は、全く災厄
攘除の呪として行はれたるものに外ならず。右の如く、七種の菜は、是等災厄攘除のために行はれた
るものなれば、従うてこの七種の菜は、惡魔退散の意義を有せるものと認めたることは、柊が追儼
に用ゐられたるより、家紋に擇ばるるに至りしと、その義全く相同じくして、即ち芹齊・五行蕪大
根等のいづれも家紋に擇ばれたるは、災厄攘除を目的とせる禁厭の目的より來れるものにして、即
ち信仰的意義に本づける紋章たることを知るべし。
然るに、七種の粥は、新年早々これを執行せるものなるが故に、後世に至りては、これを蓋節と

○七種を家紋
に擇びし理由

○七種を嘉
節と認む

誤認し、これに就いて、祝賀の意を表するものもありたりき。詩人大椿が詠七種詩に、

香芹甘齊採來新。又見昇平延喜春。

向曉千門歌七種。調和糜粥慶嘉辰。

とあるが如き、以てこれを知るべし。この意味より考ふるときは、七種の草を取りて、紋章に擇べ
るは瑞祥的意義を有するが如きも、今は姑く前説に従ふこととせり。

芹 紋



以下述ぶる所の齊・大根・蕪等の紋章は、いづれも七種の植物の中より取
れるものなるを以て、これと意義を同じうするが故に、いづれも省略す
ることとせり。

形状種類 芹紋は、多く根葉ともに紋章を形成せるものにして、その
種類唯一種あるのみ。

姓氏關係 芹紋は、これを用ゐしもの少なし。寛政重脩諸家譜に、清和源氏頼親流の出なる土方
氏、藤原氏支流の蘭部氏の二家ありていづれも根芹紋を用ゐたり。

二、齊

名稱 齊紋は、齊に象れるを以て名づく。齊は十字花科に屬する植物にして、田園路傍庭園到る所
に多き草本にして、三四月頃より夏に亘り、四五寸乃至一尺許の莖を抽いて、白色の小花を開く。

その實三味線の撥の如き形状を呈するを以て、俗に呼んでこれをベン草といふ。早くよりこれを食料に供したるものにして、延喜式三九内膳司供奉雜菜の中に齊あり。又、曾根好忠集にも、

みそのふのなづなのくきのたちにけり
今朝の朝に何をつままし

とある如き、以てこれを知るべし。

意義 齊は春の七草の一種なれば、これを家紋に擇べるも、芹と同じく禁厭の目的より來れるものにして、信仰的意義に本づけるものとす。

形状種類 齊紋は齊の葉に象れるものと、更にこれに雪を添へたるものとの二種ありとす。

姓氏關係 齊紋は、七種に關する紋章中、比較的多く用ゐられたるものにして、寛政重脩諸家譜に載せられたるもの十三家あり。又、大成武鑑^{冊本}には、仙臺伊達氏これをを用ゐしことを記せり。



○齊紋所用姓氏一覽表

品名	字出	自紋	章	名	字出	自紋	章
山	清和源氏足利支流	雪	齊	犬	清和源氏義光流	雪	齊

伊丹	清和源氏頼光流	雪	齊	御	牧	藤原氏支流	齊
京	極 宇多源氏佐佐木支流	齊	齊	長	同	上	同
京	極 宇多源氏佐佐木支流	雪	齊	倉	日	下	部
中	根 平氏良文流	同	上	木	同	上	齊
加	藤 藤原氏利仁流	同	上	同	同	上	同
筒	井 藤原氏支流	齊	輪内齊	丹	羽	氏	雪輪内齊

三、大根

名稱 大根紋は、大根の根と葉とに象れるを以て名づく。大根漢名を萊菔と云ふ、韓保昇の蜀本草には、萊菔、俗名蘿蔔とあり。和名抄には、菴於保禰とあり、於保禰は即ち大根なり。七種菜には、特にこれを酒酒白と呼び、或は鈴白の當字を用ゐる。蓋、スゞは涼しき義、シロは白の義なりといふ。

意義 大根を家紋に擇べるは、大根漢名萊菔と呼ぶを以て、萊菔は來福の義に通ずるを以て、謂はゆる瑞祥的意義に本づけるものなりとの説あれども、從ひ難し。余の考ふる所に據れば、大根も亦春の七草の一なれば、芹齊の家紋に擇ばれたると同意義にして、禁厭の目的より來れる信仰的意義に本づけるものなるべし。佛教にては、大根は大聖歡喜天の供物として用ゐられたり。大聖歡喜天略してこれを聖天といふ。梵語これを毘那夜迦 Vinayaksha 又、譏那鉢 Ganahati といふ。使呪經

の説く所に據れば、其頭は象頭にして、その體は人身相向ひ相擁して立ち、右手蘿蔔を持ち、左手に歡喜團を取るとあり。

而して蘿蔔は降伏を示し、歡喜團は敬愛を表するものとせり。是故に、聖天を祀るものは、大根を畫きて、その紋章とせり。由つて思ふに聖天を信仰するものは、この紋を取りて自家の紋章とせ



(繪所鈔圖曼)

しもの亦無きにあらざるべし。妙見信仰者が月星を家紋とし、天満宮の信仰者が梅鉢紋を家紋とするものあるより考ふるときは、聖天の信仰者が大根を家紋とせることも、亦これを想像するに難からず。いづれにしても、大根を家紋に擇べるものは、信仰的意義に本づけるものなることを知るべし。徳川氏時代大根紋を用ゐるものに本庄氏あり、俗説には、その始祖宮内少輔道芳の妹は、即ち將軍綱吉の生母桂昌院にして、

○本庄氏の大根紋を用ゐし理由に就きての俗説

せるものにして信するに足らざるが如し。

形状種類 大根紋は、大別して二種となす。即ち一株より成るものと、二株より成るものと是なり。

甲、一株より成るもの

- 一、圓形を成せるもの 大根丸
- 二、直立せるもの 立大根

乙、二株より成るもの

- 一、交叉せるもの 違大根
- 二、相向へるもの 抱大根

姓氏關係 大根紋は、これを用ゐるもの少なし。寛政重修諸家譜に、宇多源氏佐佐木庶流の出なる富田氏、藤原氏の出なる本庄氏の二家ありて、いづれも違大根を用ゐたり。

大根紋の種類



大根割

大根丸



違大根

四、燕

名稱 燕紋は燕に象れるを以て名づく。曾永年の『春の七草』には、燕を七種の一なるスズナに

擬し、次の如く説けり。

蕪菁、一名蔓菁、今いふかぶらなることなり。和名抄に蔓菁を阿乎奈と訓み蔓菁根を加不良とよめり。されば、いにしへかぶらの葉をさしてあをなといへり。凡て菁といひしは菜蔬の總名なり。

又かぶらの根鈴に似たれば、かぶらの事なりともいへり。

七種の一なるスズナに就いては、他に異説あるも、今は姑くこの説に従ふ事とせり。

意義 蕪を家紋に擇びし意義、未だ詳ならざる

對も、もし前説に従ひ、蕪をスズナと異名同物とし

七種の一に用ゐられたるものなりとするときは、

従うて芹齋大根を家紋に用ゐしと同じく、禁厭の

目的より來れる信仰的意義に本づける紋章なるこ

蕪 紋



蕪 對

とを知るべし。然れども、もしこれを異名異物とするときは、無論他にこれを用ゐし理由あらんも、文獻の徴すべきるものなければこれを知るに由なし。

形状種類 蕪紋は根と葉とに象れるものにして、普通根の肥大せる天王寺蕪を用ゐたり。由てこれを天王寺蕪紋とも稱せり。一個より成れるものと、二個相對せる、即ち對蕪紋との二種ありとす。

姓氏關係 蕪紋は、これを用ゐるもの少なし。寛政重脩諸家譜に、清和源氏義光流の出なる塚原

○天王寺蕪

氏唯一家あるのみ。

五、五行

名稱 五行紋は五行に象れるを以て名づく。五行、*Ganphallium Multiceps* Wall. 一に御形、

又、御鏡に作る。菊科に屬する草本にして漢名鼠麴草と云ひ、一にハハコ又ジャウラウヨモギと云ふ。此草田野に生じ、雪に堪え、霜に枯れず、常に古き苗に新芽を生ずるを以て、母子の名はこれに本づけりといふ。文徳實錄には、これを用ゐて餅を作りしこと見えたり。九州の方言に、モチ草の名あるは、蓋、これを用ゐて餅を製せしによれるなるべし。荆楚歲時記には、三月三日これを用ゐて蜜に和し、粉となし、龍舌料を製し、以て時氣を壓せしこと見えたり。邦俗、三月上巳の艾餅は、蓋これに本づけるものなり。

意義 五行を家紋に擇べるは、この草の春の七草の一なるを以て、芹齋大根蕪と同じく禁厭の目的より來れる、信仰的意義に本づけるものなるべし。

形状種類 五行紋未だこれを見ることを得ざるが故に、その形状、及、種類を詳にせず。

姓氏關係 五行紋を用ゐるものは極めて少なし。寛政重脩諸家譜に、藤原氏秀郷流の出なる柴田氏、清和源氏支流の出なる柴田氏の二家あり。特種の紋章にして、而もその名字と紋章とを同うしその出自を異にせるは、蓋、孰れかその出自を誤れるに似たり。

第二十九章 水葵 河骨

一、水 葵

名稱 水葵紋は、水葵に象れるを以て名づく。水葵 *Monocharia Korsakowii*, Regel, et Maack. 漢名雨久花、一に浮菖といふ。雨久花科に屬する植物にして、廢田水澤の中に生ずる一年生草本にして、初生葉は狭長披針形をなし、漸次潤大せる圓狀心臟形を呈し、その形狀恰も葵の葉に似たり。



水葵 (花久雨)

水葵の名あるは、蓋これに本づけるものとす。夏秋の際、花茎を出し、圓錐花序をなして、深碧又は白色の花を開く。
意義 水葵を家紋に擇べるの意義、明かならずといへども、蓋、その花の美しくして雅致あるより取れるものにして、即ち尙美的意義に本づけるもの如し。

歴史 水葵紋その始を詳にせず。その始めて史籍に見えたるは、關東幕注文とす。同書古河衆に屬する築田[○]は水葵三本立、同下野守・同右京亮・同平四郎・同平九郎はいづれも、水葵二本立を用

○見聞諸家紋に澤瀉を築田氏の家紋とせは誤なり

○植物形態學上より見るも由良横瀨氏の紋はカモアフヒにあらず

○由良家先祖より三葵を用ゐしと云ふ説

ゐしことを記せり。以て築田氏一門の水葵紋を定紋とせしを見るべし。然るに、見聞諸家紋には、築田氏の家紋として、三本立の澤瀉を掲げたり。蓋、三本立の水葵を誤れるや疑なし。羽織原合戦記には、葵ハ築田とあり。ここに葵とあるは水葵を指せること勿論なりとす。徳川氏時代、水葵紋を用ゐしもの築田氏の外に、由良横瀨の二氏あり。延寶三年の江戸鑑に、由良下野守の家紋として水葵を掲げたり。三本立にして、その根に水を配し、この植物の特有なる圓錐花序を畫けり。由良横瀨二氏の家紋が、カモアフヒ即ち雙葉細辛にあらざることは、これを以て知るべし。然るに舊考餘録には、横瀨由良二氏の家紋に就いて次の如く記せり。

由良播摩守家紋に、赤銅三葉葵の小刀柄一本葵と桐を附し、小刀柄一本は先祖義貞貞氏より傳來、又此外にも葵紋の器有、^{大炊助義重主の鑑、由良信濃守國繁の鑑等、今に相傳之}享保年中上覽にも備へしよし。其外傳來せる中に葵附し品を親く由良家にて一見す。彼家の説に、往古より紋所三葵御當家[○]に同じ。當時憚りて替紋を附るといふ。翁物語云、由良新六郎高久は、大納言秀次の小性なり。秀吉薨去の後、關東に下向し、初て出仕せし時、由良家の紋三葵なる故、登城の諸士、神君の公達と思ひ、皆々下馬して通せしとなり。抑、此三葵の御紋諸説多し。新田左中將義貞朝臣以來、三葵の紋なりしにや、義貞の胄に、三葉葵の紋付し、今に由良信州の家に傳來のよし横瀨采女物語也。^{○中略}

横瀨家記云、今、國家の服章を初め、文武二つの器物はさらなり、巨細の器にいたるまで用ゐ

○徳川氏の葵紋は家康以來と云ふは誤なりと云ふ説

○新井白石徳川氏の紋を考定せず

○義綱加茂の祠前に元服を加へて葵を家紋とす

○義國再び葵を家紋と定む

○新田氏の家紋は三葉葵なり

○横瀬氏の家紋は徳川氏の家紋と慶長の頃まで同一なり

させ給ふ三葉葵の形は、遠く御祖より、ふかき故よしある事なれど、世の人多くは神祖このかた用させ給ふとのみ心得るは、違ひたる事にて有けり。新井筑後守君美は、世に名高き人にて、萬の事考定めれど、葵の故よしは、新田氏の古きより用ゆる所にやとは記し置ぬれど、いまだその正しきを考へ定めずして止ぬ。たゞ世に傳ふる所は、酒井氏の用ひし所、或は本多氏の立葵より起るなんと、さまざまに附會するのみにして、いづれも正しき説にはあらず。貞征○横瀬美濃守新田本家の後として、家の舊記と、父祖の傳説とをもとし、かたは他家の記傳と正し考ふるに、國家にもわが家にも遠く御祖とし奉る所の、式部大輔義國君の叔父君二郎義綱君は、加茂明神の神前にして首服させ給ひて、加茂殿とぞ稱し行ひける。しかせしより、その神山に生ふるなる葵草もて、家の服章とは定め給ひける。こゝに加茂殿御事有しにより、家名絶ゆる後、故ありて義國君葵草の形を服章となし、源家もとよりの二引りようとならべて、永く子孫の家紋となさせ給ひて、御子義重、御子義兼、兩君相つぎ給ひてより新田の家紋三葉葵なる正説にして、ゆめ違ふ事なし。○中略又、我家慶長の比までは、服章以下三葉葵の形國家用ひ給ふに、すべてかはることなし。慶安の頃より、武具馬具の兩器にのみ用ひて、服章には國家を憚りて用ひずといへども、形かはりたる葵をば、勅許の菊桐および二引龍とともに、意に任せて用の來れる、形かはりたるといへるは、水に葵、花葵、二葉葵、一葉葵猶くさへあり。○中略かく種々の事のよしあれば、三

○由良氏の紋は始よりミヅアフヒにしてカモアフヒにあらざ

○由良氏の紋は水を加へざるもミヅアフヒといふものなり

水葵紋



(載所鑑戶江)

葉葵は新田家古來よりの家紋なる事たがひなしとしるべし。横瀬源左衛門家記は、全く本家のごとくなり、今は立葵の下に水あるを家紋とす、圖のごとし。○圖は次に記す延寶の頃の武鑑には、由良家にも此紋を出す。

以上の紀事に徴するときは、由良横瀬の二家は、ともに新田氏の後裔に係り、遠祖加茂二郎義綱が、加茂明神の神前に首服を加へ、これに因みその神草葵を取りて家紋とせるより、子孫これを傳承せるが故に、葵紋は新田氏以來これを用ひたるものなりしが、徳川氏を憚りて、これを立葵となし、これに水を加へて、謂はゆる水葵となしたりと云へども、その紋章に就いてこれを見るに、その立葵と稱するものは、謂はゆるカモアフヒと全く種類を異にしたるものにして、水葵と稱するものなれば、由良横瀬二氏の義貞以來用ひ來れりといふは、蓋、この水葵にして、これを徳川氏の家紋と同一種のものとして認めたるは、その名を葵と呼びしより、その誤に陥りたるものにして、始よりして、後世徳川氏の用ひたる葵とは、その種類を異にせるものとす。横瀬家の傳ふる所に據れば、徳川氏を憚りて、葵に水を添へて、その形状を改めたりといふも、縦ひ水を加へざるも、この紋章は、初より水葵といふべきものなりとす。然るに、徳川氏とその出自を同することは、當世に於いては、極めて誇りとする所にして、畢竟するに、その高家たる待遇を受くるに至りしもこれがためなれば、従うてその家紋の如きも、成るべく徳川氏

のそれに近似することを企てたるや明にして、その水葵の紋を稱するに、故らに水ニ葵と呼べるが如きも、以てその消息を窺ふに足る。

形状種類 水葵紋は二本より成れるものとあり。三本より成れるものとあり。三本より成れるものは、水を添へたるものあり。いづれもその數によりて、二本水葵・三本水葵といふ。

姓氏關係 水葵紋は、戰國時代下野築田氏の家紋として知られたることは、見聞諸家紋を始め、羽繼原合戦記・關東幕注文等、いづれもこれを掲げたるを以て知るべし。徳川氏時代、この紋章を用ゐしものに、由良・横瀬の二氏あり。横瀬氏は清和源氏新田支流に出で、由良氏は新田庶流に係る。

分布 水葵紋は、築田氏が下總に居り、横瀬由良氏が共に上野より出でて、この紋章を用ゐたるのみにして、未だ他地方に於いて、これを用ゐしものを聞かざれば、この紋章の分布は、蓋、關東北部に限られたるが如し。

二、河骨

名稱 河骨紋は、河骨の葉と花とに象れるものとす。河骨は、漢名萍蓬草といふ。沼澤等の淺水に生ずる宿根草なり。葉は一見芋の如く細長し。七八月頃、太き花梗を抜き、水面上に黄色の一朵を開く。河骨紋は、この葉若くは葉と花とに象りて形成せられたるものとす。

意義 河骨を家紋に擇びし意義、未だ詳ならずといへども、蓋、尙美的意義に本づけるもの如し。

○水葵は築田氏の代表家紋

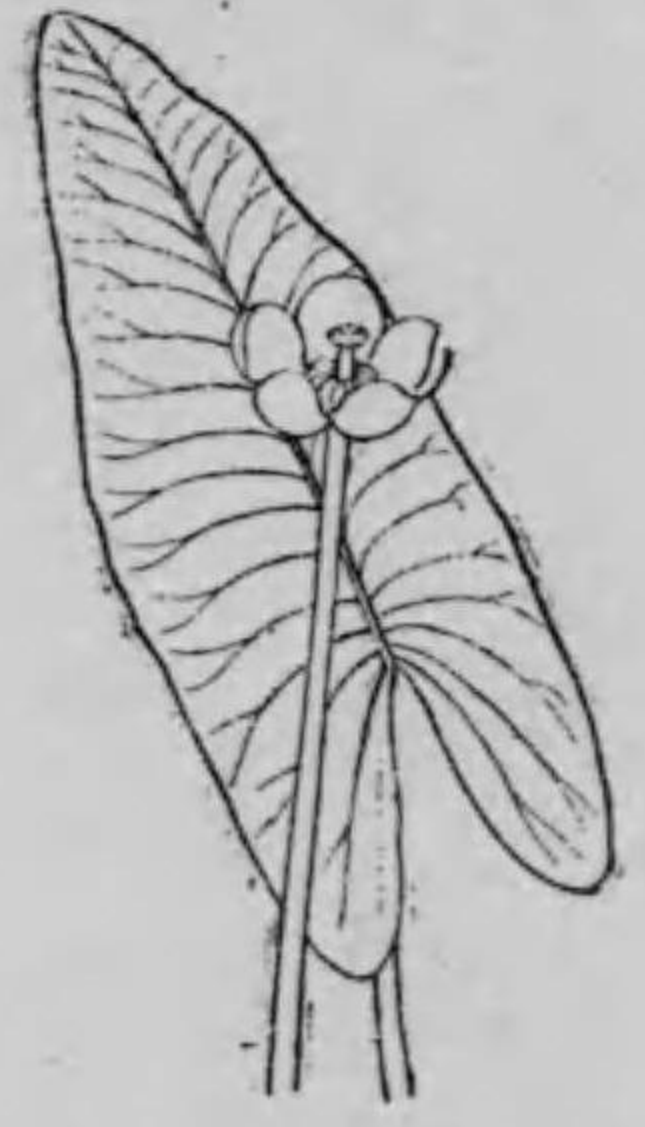
○水葵の紋の分布は關東北部に限らる

○河骨紋と葵紋との區別

形状種類

河骨紋は、葵に似たる紋章なれども、その葵と異なる點は、葵紋は俗に謂はゆる蓋即ち葉脈に擬したる線は、葉柄の附着點を中心として放射状に發せるも、河骨紋は葉脈の主脈より、左右に發せるにあり。而して斯くこの紋章の、葵に類似するに至りしは、葵紋が權威ある紋章たりしを以て、これに擬するに至りしものたることは、猶前項述べたる水葵を以て、葵に酷似せしめたるもの如し。而して河骨

河骨

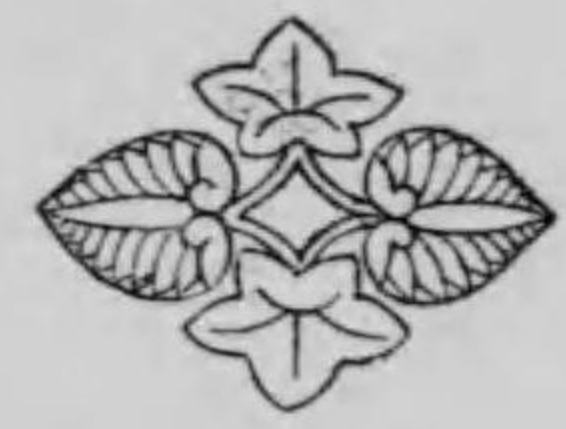


紋は葉より成るものと、葉と花とより成るものとあり。その分類左の如し。

河骨紋の種類



抱河骨



菱骨河



道河骨



三河骨

各論

甲、葉のみより成るもの

一、一葉より成るもの 一河骨

二、二葉より成るもの 二河骨

三、三葉より成るもの

イ、三河骨

ロ、三蔓河骨

七〇〇

ハ、三割河骨

乙、葉と花とより成るもの

一、抱河骨

二、河骨菱

姓氏關係 河骨紋を用ゐしもの、寛政重脩諸家譜に、藤原氏爲憲流の出なる堀江氏、唯一家を見るのみ。

第三十章

萩薄 蘆 萩 葛 地榆
瞿麥 石竹

一、萩

名稱

萩紋は、萩の枝と花とに象れるを以て名づく。萩漢名を胡枝子といふ。秋日荳花を開く。

意義

萩は秋の七草の一に數へられ、風致優雅なるを以つて觀賞せられたり。紋章に擇ばれたるは、これに由れるものにして、即ち尙美的意義の紋章とす。



萩丸

形状種類

萩紋に三種あり。抱萩・萩丸と折敷ニ萩とはなり。

姓氏關係

萩紋を用ゐしもの、寛政重脩諸家譜に、杉原・吉川・富地の三

氏あり。

○萩紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章				
杉	原	平	貞	流	萩丸	富	地	清	和	源	氏	支	流	萩	丸
吉	川	大	江	氏	折敷ニ萩										

第二篇 第三十章 萩薄 蘆 萩 葛 地榆 瞿麥 石竹

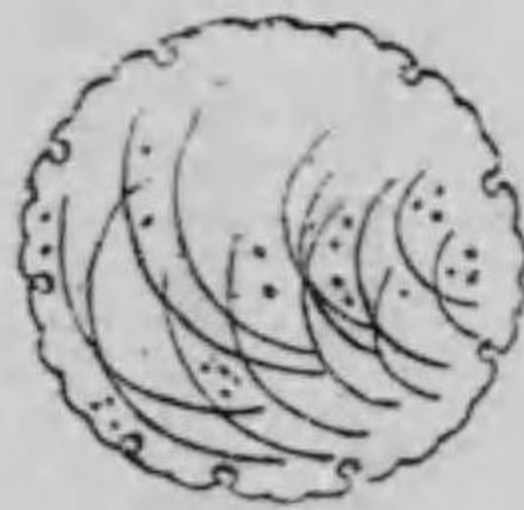
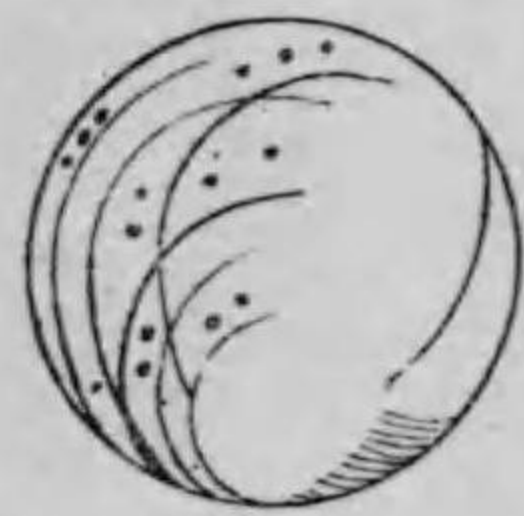
二、薄

名稱 薄紋一に尾花紋と云ひ又穂薄紋といふ。薄の葉、及、花に象れるを以て名づけたるものとす。

意義

薄は萩と同じく、秋の七草の一に數へられたるものにして、これを紋章に用ひしは、蓋、その形状の優雅によれるものにして、尙美的意義に本づけるものなるべし。

紋



(載所帳召御召御)

形状種類

薄紋は、その種類少なし。その形状薄に象れる自在畫式のもの、薄を用ひて圓形を成せるもの即ち薄丸と是なり。又これに露

又は雪を添へたるもあり。

姓氏關係

德川氏時代薄紋を用ひしもの、大名に仙臺伊達氏あり。伊達氏は雪ニ薄を用ひたり。麾下の士に清和源氏支流なる西尾氏と清原氏の西澤氏とあり。西尾氏は尾花を用ひ、清原氏は雪ニ尾花を用ひたり。

三、蘆

名稱

蘆紋は蘆に象れるを以て名づく。蘆は河邊沮洳の地に生ずる植物にして、その形竹に似て

葉莖を抱いて生ず。枝なく花白く穂を下す。

意義

蘆紋を家紋に擇びたるは、蓋その風姿に取れるもの如し。枕草子には、すゝきにはそとらねど、水のつらにて、なつかしくこそあらめといひ、本朝無題詩にも、還吹蘆花千片白などありて、古來風流韻士の間に見賞せられ、早くより文様にも用ひられたり。永曆の頃、藤原伊行の筆と傳へたる朗詠集料紙、其他、この頃の料紙の文様には、往々これを畫かれたるを見る。東京帝室博物館に、豊太閤所持と傳へたる鞍と鎧とあり。蘆の文様を居ゑたり。斯く蘆は薄と同じく風雅なるものとして、觀賞せられたるものなるが故に、これを家紋に撰びしは薄と同じく、蓋、尙美的意義に本づけるものとす。



蘆 一



蘆 二



蘆 三



蘆 三

形状種類 蘆紋その種類少なし。今、寛政重脩諸家譜に收められたるものによりて、これを分類するときは、左の如し。

甲、一葉より成るもの 一蘆葉

乙、二葉より成るもの

一、違蘆葉

二、蘆丸

第二篇 第三十章 萩薄蘆萩葛地榆置麥石竹

丙、三葉より成るもの 三蘆葉

○蘆は石川氏の代表家紋

姓氏關係 蘆紋は清和源氏義光流新見氏同じく義時流の石川氏これを用ひたり。寛永諸家系圖傳には、石川氏の家紋を、三葉笹となせども、笹紋と蘆紋とは、その形状相酷似し、唯廣狹の差あるのみなれば、後世に至りて、これを改造したるもの如し。其他、日下部氏、及、爲義流の石川氏、亦これを用ひたり。要するに、名字を同うし、又家紋を同うして、その出自を異にするは、その家傳の誤れるに本づけるもの如し。而して、斯く出自を異にせる同一名字のものが同一紋章を用ひるは、尙、三宅氏を稱するものが、その出自を異にせるにも拘はらず、いづれも輪寶を用ひるが如きものにして、以て蘆紋の石川氏代表の家紋たることを證すべし。

○蘆紋所用姓氏一覽表

名字	出自	自紋	名字	出自	自紋
飯見	清和源氏武田支流	蘆葉	石川	清和源氏爲義流	蘆葉
新見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	清和源氏小笠原支流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉
飯見	義光流	蘆葉	石川	清和源氏義時流	蘆葉

四、萩

名稱 萩紋は萩に象れるを以て名づく。萩は薄に似たる植物にして、多く水邊に生ず。花葉共に薄に似て長大なり。莖は蘆に似たれども、莖の間短しとす。花は初は淡紫を帯び後に白し。



姓氏關係 萩丸紋を用ひるものは、寛政重脩諸家譜に、藤原氏支流の出なる萩野氏、唯一家あるのみ。

五、葛

名稱 葛紋は葛の花若くは葉に象れるを以て名づく。

意義 葛は荳科に屬する植物にして、秋日紫色の荳花を開く。その葉は三尖ありて、楓葉の如くして長し。風致愛すべく、萬葉集以下歌詠に上るもの多し。家紋に擇ばれたるは薄と同じく、その風姿を取れるものにして、尙美的意義に本づけるものとす。

形状種類 葛紋は大別して二種となす。葉より成るものと、花より成るものと是なり。

第二篇 第三十章 萩 薄 蘆 萩 葛 地 藪 摺 麥 石 竹

各論

甲、花のみを以て成るもの

一、葛花

二、横見葛花

三、三寄葛花

乙、葉のみを以て成るもの

一、一葛葉

二、二葛葉

三、三葛葉

葛紋の種類



三寄葛花



三葛葉



横見葛花



葛花

姓氏關係 葛紋を用ひしもの、寛政重脩諸家譜に久下・荒木・石尾・山角・青木の五氏あり。

○葛紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
久	下	藤原氏	道隆流	葛	葉	山	角	藤原氏	支流	三葛	葛
荒	木	藤原氏	秀郷流	同	同	丹	治	氏	葛	葛	葉
石	尾	同	同	上	上	花	葉	葛	葛	葉	花

六、地 榆

名稱 地榆紋は地榆の花莖葉等に象れるを以て名づく。地榆 *Sanguisorba Officinalis* は、薔薇科に屬する植物にして、山野に自生し、葉は羽狀複葉にして、小葉は鋸齒を有す。初秋枝梢上に紅色の花を綴る。此花小にして多數相集り、恰も筆頭葉に似たる穂狀をなす。

意義 地榆を家紋に擇べる意義、未だ明かならずといへども、この花雅致ありて、秋の七草の一に數へられたれば、これを家紋に用ひしもの、蓋、尙美的意義に本づけるが如し。



○地榆紋は著しく變化して實物と異なる

至りては、實物と相距ること遠く、殆ど如何なる植物に象りしものなるかを知るに苦しむ。一説には、他に方言ワレモカウと名づくる植物ありて、これに象れるものにして、分類上薔薇科に屬するワレモカウとは別物なるべしと云ふものあれども、未だ孰れが是なるを知らず。この紋章大成武鑑に載せられたるも



地榆雀紋

第二篇 第三十章 萩 薄蘆 萩 葛 地榆 粟麥 石竹

のの外、他に見る所なし。

姓氏關係 地榆ニ雀紋を用ゐしものには、寛政重脩諸家譜に、藤原氏の出なる大和柳生氏一家あるのみにして、他に見る所なし。

七、瞿麥 石竹

名稱

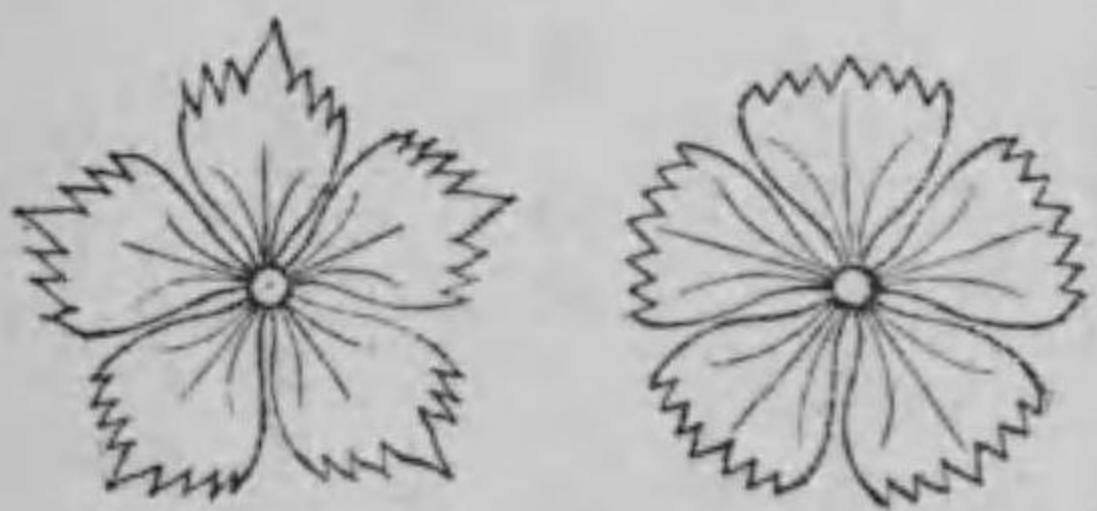
瞿麥紋、及、石竹紋は各々瞿麥、及、石竹の花に象れるを以て名づく。ともに石竹科に

○瞿麥と石竹との區別

別區の麥瞿と竹石



麥 瞿 竹 石



紋 麥 瞿 紋 竹 石

邊は、齒牙形に細裂せり。前者をヤマトナデシコといふに對して、後者をカラナデシコと云ひ、又、

屬する植物にして、而して瞿麥 *Dianthus Superbus* L. は山野に自生する植物にして、淡紅色の美花を綴り、その花瓣の縁邊複雑に深裂し、石竹 *Dianthus Segueri Chaix.* は觀賞用として、庭園に栽培し、花色は種々ありて、花瓣の縁

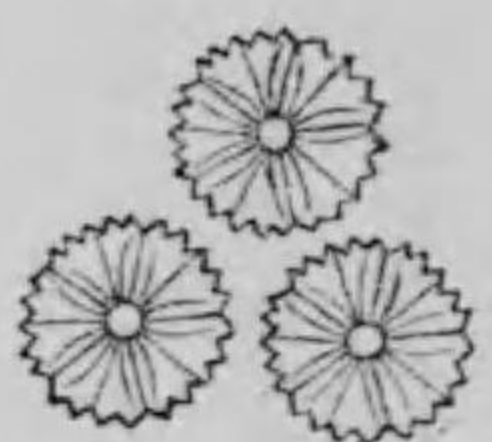
前者をカハラナデシコといふに對して、後者を單にナデシコといふ。紋章には、概して瞿麥を用ゐるもの多くして、石竹を用ゐるは少なし。是れ瞿麥は、日本固有の植物なるも、石竹は、外國傳來に係るを以てなり。

意義 瞿麥、及、石竹は、ともに萩、薄、葛等と同じく、秋の七草に數へられたるものにして、これを紋章に擇べるは、蓋、其風姿の雅致あるに取れるものにして、尙美的意義に本づけるものなるべし。

形狀種類

瞿麥紋、及、石竹紋はその形狀酷似して、一見殆ど同一の物の如きも、共に原形の特

類種の紋麥瞿



麥 瞿 盛 三



麥 瞿 割 三



丸 麥 瞿

微を存して、瞿麥紋の先端は、複雑に深裂するも、石竹紋は、齒牙形に細裂せるを以て異なりとす。

歴史

瞿麥紋の始めて史籍に見えたるは見聞諸家紋にありとす。同書には丹波蘆田氏の家紋として之を掲げたり。羽織原合戦記には、美濃齋藤氏の家紋として、これを記せり。美濃岐阜市瑞龍寺塔頭開善院に、齋藤道三の畫像あり。これに瞿麥の紋を居ゑたる一流の旗を添へたり。又、東京遊就館所藏の具足に、齋藤伊豆入道立本の着用と稱するものあり。これにも、亦、瞿麥紋を居ゑたり。瞿麥の齋藤氏代表の家紋た

○瞿麥紋と石竹紋との區別

ることを知るべし。

姓氏關係

瞿麥を代表家紋とするものに、藤原氏利仁流・清和源氏頼季流の諸氏、及、大藏氏あり。而して利仁流にては齋藤・正田・河合

瞿麥紋の旗



瑞龍寺塔頭開善院所藏 齋藤道三肖像圖所載

の諸氏、いづれもこれを用ゐたり。寛政

に出でたるものに、亦齋藤氏あり。而して又この紋を用ゐたるは、蓋その出自を誤れるが如し。同頼季流より出でたるものに、井上・赤井・山口等の諸氏、大藏氏より出でたるものに秋月氏あり。いづれも瞿麥紋を用ゐたり。而して秋月氏は三瞿麥紋を用ゐたり。

○瞿麥紋及石竹紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
松平	藤井	清和源氏	義家流	瞿	麥	堺	平	藤原氏	秀郷流	瞿	麥
齋藤	上	清和源氏	頼季流	同	上	田	藤原氏	利仁流	同	同	同
井上	同	清和源氏	頼季流	同	上	田	藤原氏	利仁流	同	同	同
赤井	同	清和源氏	頼季流	同	上	田	藤原氏	利仁流	同	同	同
山口	同	清和源氏	頼季流	同	上	田	藤原氏	利仁流	同	同	同
山	同	清和源氏	頼季流	同	上	田	藤原氏	利仁流	同	同	同
東	同	清和源氏	頼季流	同	上	田	藤原氏	利仁流	同	同	同

井上	藤原氏	支流	瞿	麥	前	菅	氏	三	瞿	麥
大橋	同	同	同	同	秋	大	氏	三	瞿	麥
淺岡	同	同	同	同	鈴	穗	氏	三	瞿	麥

第三十一章 山吹 椿 連翹 堇 蒲公英

鐵線

一、山吹

名稱 山吹紋は、山吹に象れるを以て名づく。山吹漢名を棣棠花と云ふ。春日黄色の花を開き、景致愛すべし。

意義 山吹は、上古より觀賞せられたるものにして、萬葉集以來、この花の歌詠に上るもの少なからず。源氏物語、胡蝶の段にも、

略 〇上 まして池の水にかけをうつつしたる山ぶき、峯よりこぼれていみじきさかりなり。

とある如く、これを池邊に栽ゑて、景趣を添ふることは、この頃の物語に數々見る所なり。されば此頃行はれたる鏡裏の文様に、この文様を居ゑたるもの多きは、當時世人の好んでこれを觀賞したるによれるものとす。山吹の紋章も、蓋、この文様より轉れるもの如し。

右の如き事實より考ふるときは、この紋章は、尙美的の意義に本づけるが如く思はるるも、この紋章を用ゐしもの、多くは橘氏の出自に係るものなることを見るときは、この紋章たる、當に尙美的意義に本づけるのみならずして、又、他に紀念的意義をも有せることを知るべし。既に菊水紋の條に於いて述べたるが如く、橘氏の始祖諸兄が、山城綴喜郡出手里に閑居して、その地の玉川なる

○山吹の觀賞

橘氏より世でたるもの山吹を家紋に用ゐし理由

山吹を觀賞せしことを傳へたり。山吹紋は、この故事に因みて用ゐたるものにして、新井白蟻の如きは、その著の牛馬間に於いて、楠木氏の菊水紋すら、山吹紋を誤り傳へたるものなりと論ずるに至れり。然れども、楠木氏の菊水紋の山吹にあらざることは、既に菊水紋の條に於いて述べたるが如し。然れども、この説たる楠木氏の家紋に限られたるものにして、この紋章が、右の故事に因みて用ゐられたるものなることは、その橘氏に限られて用ゐられたるを見ても亦これを知るべし。

形状種類

山吹紋には、花のみを以て成るものと、花と葉とより成るものと、外に水を添へたるものとあり。この水を添へたるを稱して、山吹水、又は、山吹流ともいふ。

甲、花のみを以て成るもの

一、一山吹

二、三山吹

乙、花葉より成るもの

一、抱山吹

二、杏葉山吹

丙、水を添へたるもの

一、花葉枝を具ふるもの

二、一輪の花を有するもの

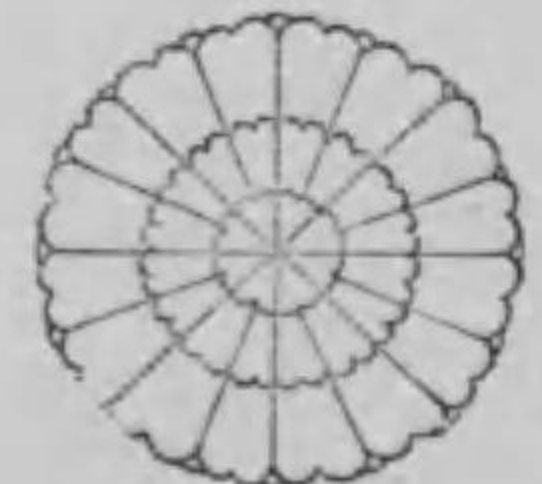
山吹紋の種類



水吹山



山吹水 (贈寄氏貫清東八)



八重山吹



同上

○山吹は橘氏の代表家紋

各論

姓氏關係 山吹紋を用ゐるものには、寛政重脩諸家譜に、岡本・山脇・花田の三氏あり。而してこの三氏が、いづれも橘氏より出でたるが如きは、この紋章の紀念的意義に本づけることを立證するものと云ふべし。著者の知人に八東清貫氏あり。又橘氏の出にして、山吹水紋を用ゐたり。是等の事實より見るときは、山吹紋は橘紋とともに、又、橘氏の代表家紋と認むることを得べし。

○山吹紋所用姓氏一覽表

名	山	自	名	自
字	脇	紋	字	紋
出	橋	章	出	章
岡	氏	上	氏	上
本	山	同	山	同
同	吹	上	吹	上
	流	八	水	八
	花	東	田	東
	名	同	橋	同
	字			
	出			
	自			
	紋			
	章			

✓二、椿

名稱 椿紋は、椿即ち山茶花に象れるを以て名づく。

意義 椿を家紋に擇べるは、蓋、その花の美なるに本づけるものにして、即ち、尙美的意義の紋章とす。

形状種類 椿紋に單瓣のものと、複瓣のものとなり。複瓣のものを稱して八重椿と云ふ。

紋 椿



車 椿 三



椿 三

又、千葉椿の文字を用ゐたり。

姓氏關係 椿紋を用ゐるものには、寛政重脩諸家譜に、唯、橘氏の出なる山脇氏一家あるのみ。

三、連 翹

名稱 連翹繹紋は、連翹に象れるを以て名づく。連翹 *Forsythia Suspensa Vahl.* とは木犀科に屬する植物にして、三四月の際、四瓣の黄色の花を開く。その繹と云ふは、織物染紋等に用ゐる語にして、線を斜に打ち交へたる形、繹に似たるを以て云ふものなり。

紋 繹 連



繹 翹 連



上 同 (紋所標紋御召御)

意義 連翹を紋章に擇べる意義、未だ明かならずといへども、蓋、尙美的意義に本づけるものなるべし。

形状種類 連翹繹紋は、連翹の花若くは蕾を車輻狀に配列し、これに繹状物を添へて便化せしめたるものにして、その形状實形と遠ざかり、甚しく紋章化したるものなり。而してその種類も少なく、二三種あるのみ。

姓氏關係 連翹繹紋は、公家に於いては、藤原公季流の出なる正親町三條、及、姉小路二家これを用ゐ、武家に於いては同公季流の出なる千葉氏、亦、これを用ゐたり。是等の事實に徴するとき

○連翹繹は公季流の代表家紋

は、連翹襷は、藤原氏公季流の代表家紋と認むることを得べし。戸田氏の藤原氏支流の出を以て、この紋章を用ひしは、蓋、公季流の出に由れるにあらざるか。

○連翹襷紋所用姓氏一覽表

(○を附したるは稱號)

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
○正親町三條	藤原氏公季流	連翹	襷	千	葉	藤原氏公季流	連翹	襷	千	葉	藤原氏公季流
○姉小路	同	上	同	上	戸	田	藤原氏支流	同	上	上	上

四、葦

名稱 葦紋は、葦に象るを以て名づく。葦漢名を紫花地丁と云ふ。春時紫色の花を開く。その風致賞すべし。

意義 葦紋は、その花の優美に取れるものにして、蓋、尙美的意義に本づけるものなるべし。

形状種類 葦紋には、自然の姿勢に描かれたるものと、車形に配列せられたるものとの二種あり。

姓氏關係 葦紋は、寛政重脩諸家譜に、大江氏の出なる毛利氏ありて、これを用ひたり。

葦紋



葦



同上

五、蒲公英

名稱 蒲公英紋は、蒲公英に象れるを以て名づく。

意義 蒲公英は、春時黄色の花を開けるものにして、これを紋章に擇べるは、蓋、その優美なるに取れるものにして、尙美的意義に本づけるものの如し。

形状種類 蒲公英紋は花と葉とより成れる寫實的の紋章にして、その種類少なし。

蒲公英紋



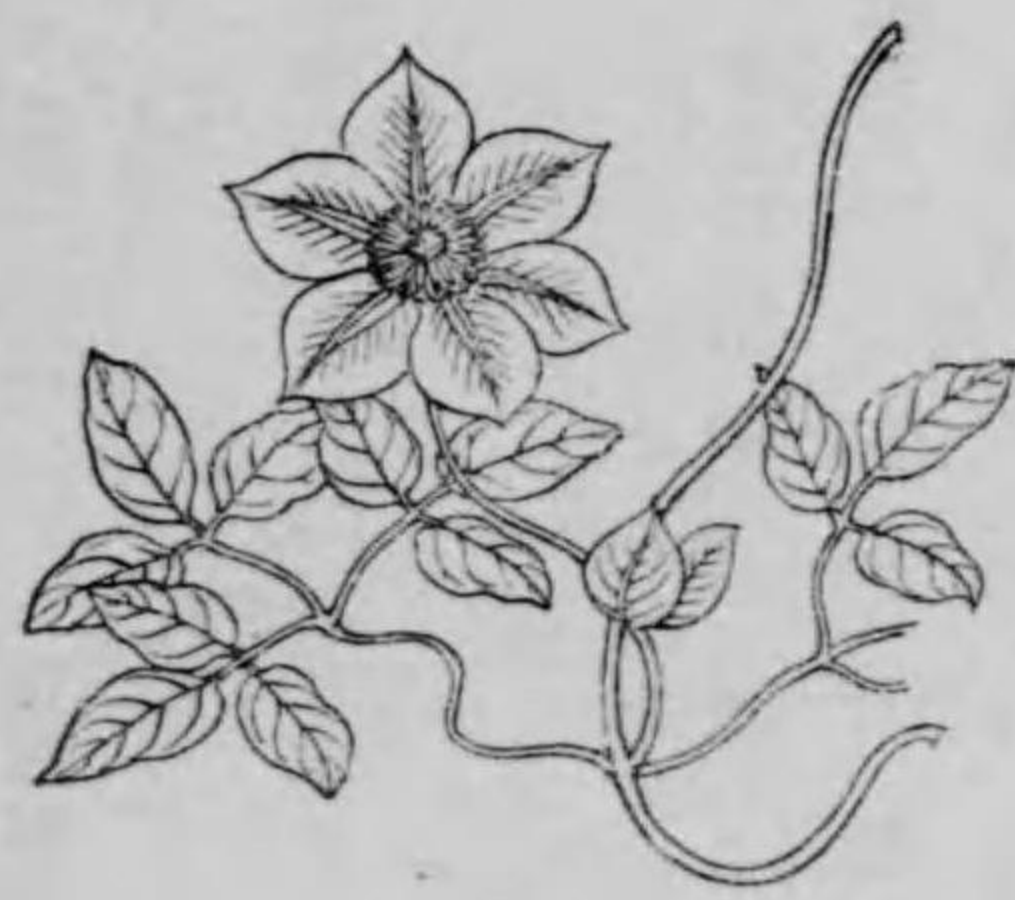
姓氏關係 蒲公英紋は、寛政重脩諸家譜に、清和源氏支流木村氏ありて、これを用ひたり。

六、鐵線

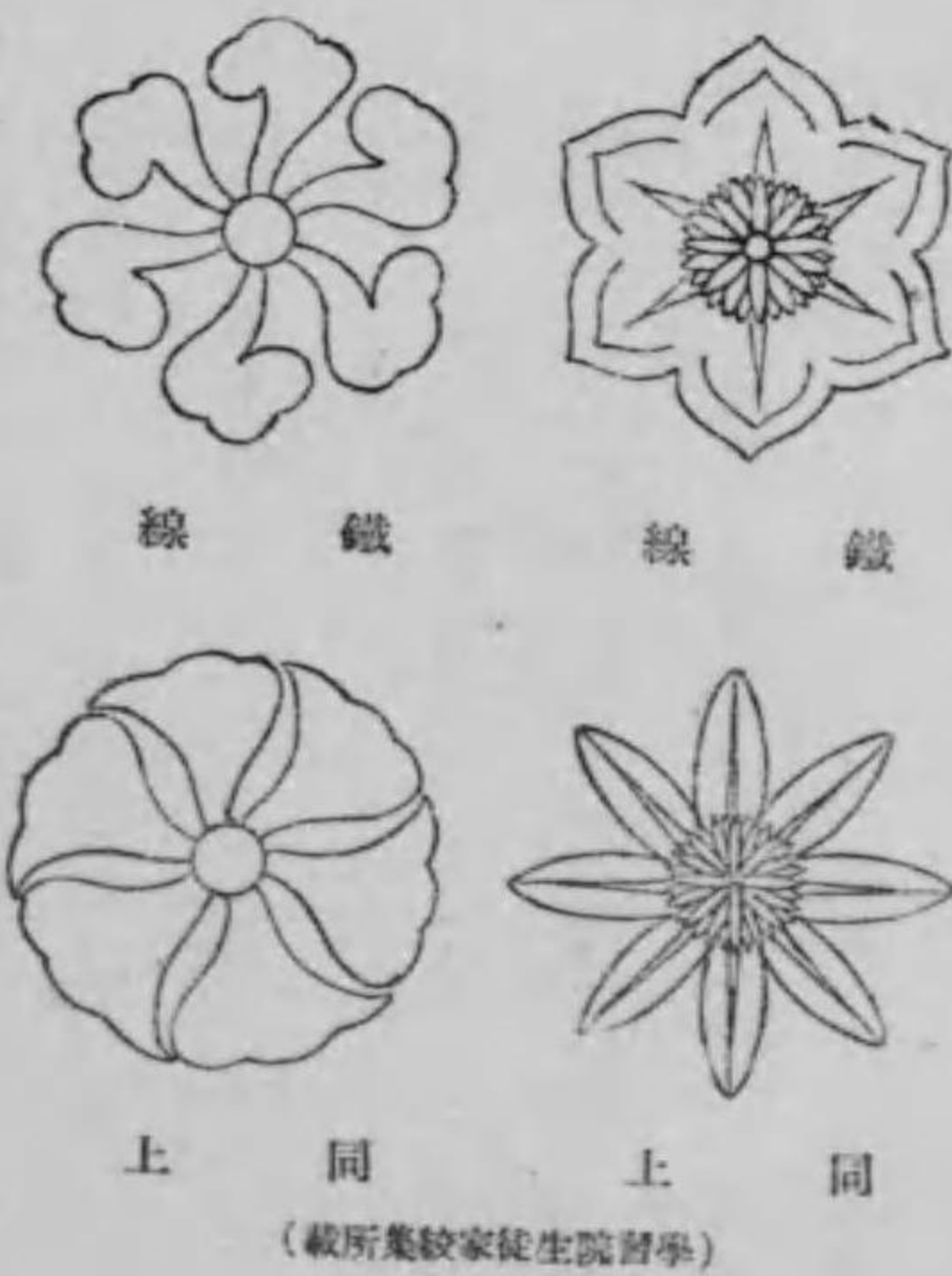
名稱 鐵線紋は、鐵線蓮に象れるを以て名づく。鐵線蓮とは蔓草にして、毛茛科に屬する植物なり。庭園に栽ゑてこれを觀賞す。春日根より叢生し、竹木に絡ひて延長す。夏日に至り、一莖一花を開く。六瓣若くは八瓣にして、碧色若くは白色なり。花の中心に、更に小紫瓣叢りて菊花の如し。因りて一に菊唐草の名あり。その名を字音を以てこれを呼び、又、唐草の俗稱あるより考ふるときはもと外國傳來に係るもの如し。

意義 鐵線蓮を家紋に擇べる意義明かならずといへども、その花の優美なるより考ふるも、蓋、尙美的意義に本づけるもの如し。

鐵線蓮



鐵線蓮の種類



(學習院衛生家紋集所載)

形狀種類 鐵線紋に二種あり。その一は寫實のものと、その二は便化したるものと是なり。而して二者各六瓣のものと、八瓣のものとあり。これこの原形たる植物に、六瓣若くは八瓣のものあるによるなり。坊間行はるる紋帳には、これを載するもの少し。新撰紋所帳に、唯一個これを載するも、五瓣とせるは全く誤なり。

姓氏關係 鐵線紋を用ひしもの、寛政重脩諸家譜に、數氏を掲げたり。

○鐵線紋所用姓氏一覽表

名	字	出自	紋章
片桐	清和源氏	滿快流	鐵線
平田	未勘源氏	同	同上
金子	同	同上	同上
名	字	出自	紋章
宇田川	藤原氏	長門流	鐵線
藤原	氏	支流	同上
大藤	氏	同	同上
井江	氏	同	同上
永井	氏	同	同上
永井	氏	同	同上

第三十二章 櫻 桃 栗 柿 楓

一、櫻

名稱 櫻紋は、櫻花に象れるを以て名づく。

繪卷物に見えたる櫻文様



(古文化様類集所載)

意義 櫻は、その花の美なるが故に、これを文様として用ゐたることは、榮華物語其他藤原氏時代の繪卷物に散見せり。これを家紋に採りしは、その優美なる風姿にありしものにして、尙美的意義に本づけること勿論なるも、櫻井氏、及、松平氏○櫻吉野氏花木氏○櫻これを用ゐしは、隨にその名字に因めるものにして、指事的意義に本づけるものとす。

形状種類 櫻紋は花のみを用ゐたるものと、葉と花とを併せ用ゐたるものとあり。又、花のみを用ゐたるものにも、一重のものあり、八重のものあり。又花瓣にして特に狭きものあり、廣きものあり。前者は櫻井松平氏これを用ゐたるにより、櫻井櫻と云ふ。後者は肥後細川氏これを用ゐたるに

より、細川櫻といふ。又花には、三輪・六輪、若くは九輪を用ゐるものあり。九輪を用ゐるもの、これを九曜櫻、又、櫻九曜ともいふ。仙石氏櫻井氏の家紋の如き是なり。

甲、花のみを用ゐるもの

一、一重櫻

二、八重櫻

三、向櫻

四、六櫻

五、九曜櫻

乙、花と葉とを用ゐるもの

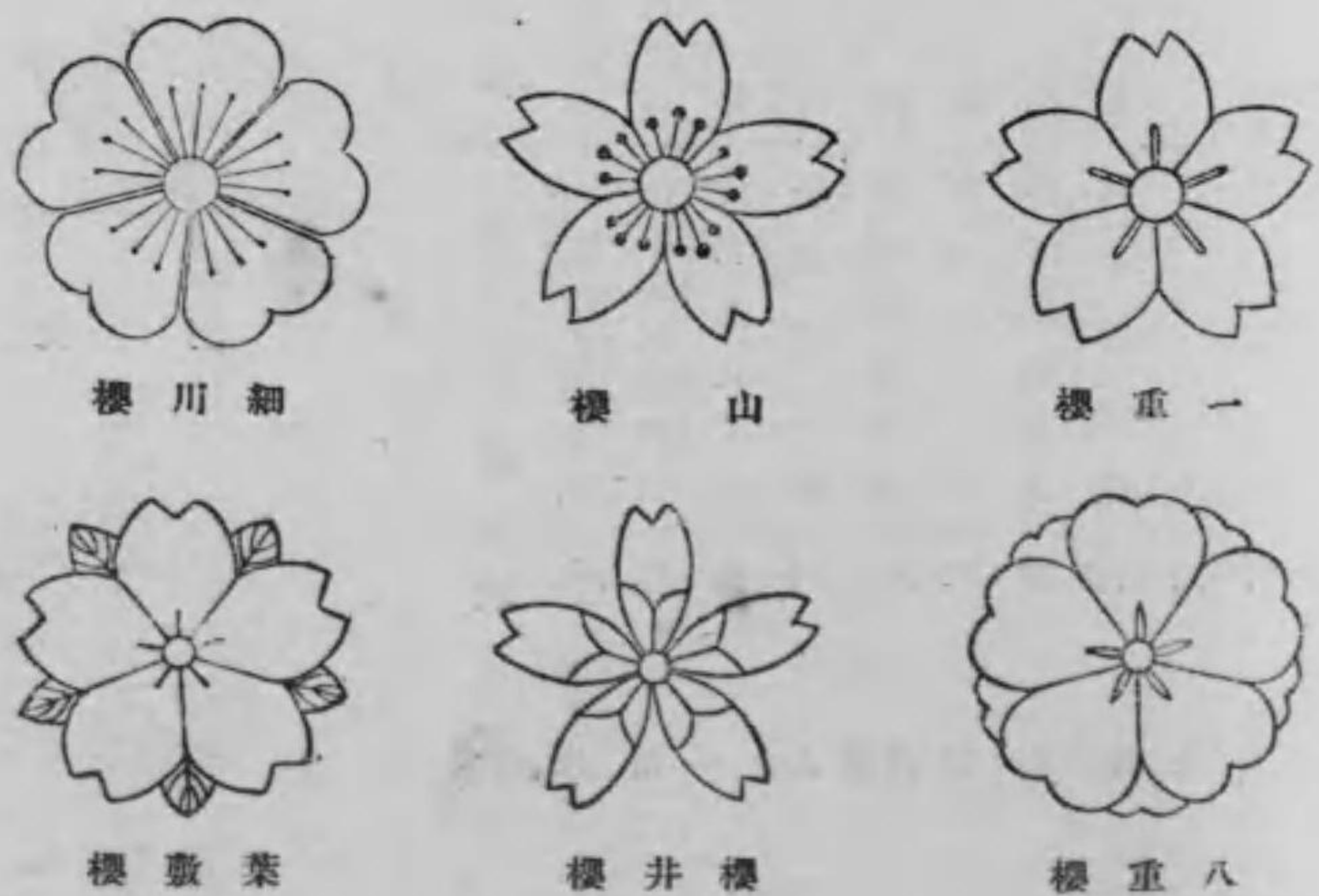
一、葉敷櫻

二、葉裏櫻

丙、花と葉と枝とを用ゐるもの

枝櫻

櫻紋の種類



姓氏關係 櫻紋はその花の美なるに反して

第二篇 第三十二章 櫻 桃 栗 柿 楓

これを用ゐるもの比較的少なしとす。徳川氏時代これを用ゐしもの、大名に細川・松平○櫻仙石三氏あり。麾下の士には、二十餘家あり。

○櫻紋所用姓氏一覽表

名	字	出自	紋章	名	字	出自	紋章
松平	櫻井	清和源氏義家流	櫻	仙石	河	清和源氏土岐支流	九曜
小栗	栗	清和源氏松平支流	八重	三井	井	清和源氏支流	三曜
吉田	田	同	裏	櫻井	井	清和源氏支流	三曜
青野	野	同	陰向	橋平	平	氏真支流	三曜
細川	川	清和源氏足利支流	櫻	田橋	橋	藤原氏秀郷流	三曜
花林	林	同	上	佐藤	藤	同	三曜
赤木	木	同	上	小出	出	藤原氏爲憲流	三曜
正木	木	清和源氏新田支流	七枚葉	上藤	藤	藤原氏爲憲流	三曜
吉野	野	同	上	同藤	藤	藤原氏爲憲流	三曜
井野	野	同	上	同藤	藤	藤原氏爲憲流	三曜
菅井	井	清和源氏武田支流	上	同藤	藤	藤原氏爲憲流	三曜
小櫻	櫻	同	上	同藤	藤	藤原氏爲憲流	三曜



櫻枝



櫻曜九

梶野	野	藤原氏爲憲流	櫻	平山	山	小野氏	葉
島村	村	同	上	出三	三	枝部氏	櫻
西野	野	同	上	同	同	同	同

二、桃

○桃は惡魔除として和漢に用ゐらる

○伊弉諾命桃を以て醜類を驅逐す

名稱 桃紋は、桃の花若くは實に象れるを以て名づく。

意義 桃を家紋に擇べるは、櫻と同じく、その花の優美なるにありといへども、又、桃には惡魔驅除の迷信ありし事も、紋章に擇ばれたる一因たることは、彼の柘齊の紋章に擇ばれたるよりするも、想像せられざるにあらず。本草原始には、桃



逃也。能令鬼邪逃遁故名。と記し、又、花鏡にも桃爲五木精。能制百鬼。乃仙品也。と記せるより考ふるも、支那に於いては、桃を以て惡魔を驅除する謂はゆる魔除の靈物と認めたるを知るべし。而し

てこの思想は、上古本邦にも存在し、古事記には、伊弉諾命が、桃を以て醜類を驅逐せし神話を傳へたり。又、延喜式一二にも、中務省が桃弓葦矢桃杖を離人に頒ちたること見えたれば、我國に於いても、桃を魔除に用ゐたるを知るべし。斯く桃はその花實の優美なるが上に、又、魔除のために用

みられたるが故に、是等の意義より紋章として用ゐらるるに至りしもの如し。

形状種類 桃紋は花若くは花と實より形成せられたるものなり。又、蔓桃と稱して桃葉に蔓を配したるものあり。

姓氏關係 桃紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏支流の出たる神尾氏唯一家を見るのみ。

三、栗

名稱 栗紋は、栗の葉と實とに象れるを以て名づく。

意義 栗實は、古來瑞祥的果實として用ゐられたり。古今著聞集には、栗を節會に供せしことを記せり。足利氏時代出陣の際、搦栗を用ゐることを恆例とせしは、戰勝を祝福せんがためなり。諸家太

平記には、豊臣秀吉が、奥羽征討の砌、宇都宮の土民が搦栗を獻せしことを嘉みして、『勝つた、勝つた』と云ひつつこれを喜びしことを記せり。栗を家紋に用ゐしは、蓋、斯る縁起のありしに本づきしものなりしなるべし。而して栗は、右の如き瑞祥的意義を有せるのみならず、又、稀には指事的意義に本づきてこれを用ゐたるもありしが如し。例へば加

紋 栗



(本紋氏栗小盛)



○搦栗は瑞祥として武家に用ゐらる

賀前田氏の舊臣小栗氏の家傳に據るときは、その先代小栗權三郎といふもの、承應元年歳十四にして、その主前田利治に殉死せしことありしより、從來用ゐたりし立波紋を改めて、これより栗を用ゐるに至れりといふ。是れ即ち名字に因めるものにして指事的紋章とす。

形状種類 栗紋は雙葉の間に、その果實を抱けるものにして、その實に一個と二個とあり。

姓氏關係 栗紋を用ゐしもの平氏良文流柴崎氏は抱栗葉、平氏繁盛流小栗氏は栗實を用ゐたり。

四、柿

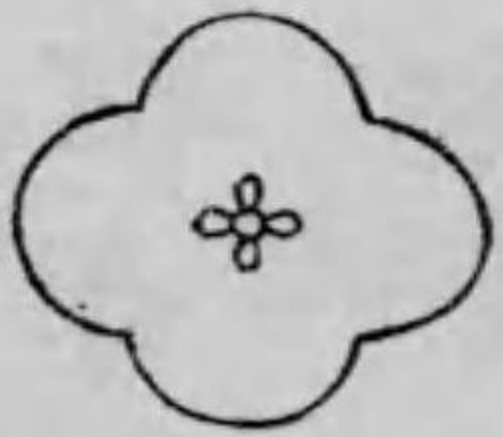
名稱 柿紋は柿花に象れるを以て名づく。

意義 柿を紋章に擇べるの意義、未だ明かならずといへども、蓋、

乾柿が歳首の門飾に用ゐらるるより、羊齒・海老等と同じく、瑞祥的意義に本づけるものなるべし。

形状種類 柿紋は寫實的のものにして、四瓣四蕊を有するもの、唯一個あるのみ。

紋 柿



(別所碑嘉山瑞市武佐士)

姓氏關係 柿紋を用ゐしもの甚だ少し。幕末勤王家を以て知られたる土佐武市氏あるを見るのみ。

五、楓

名稱 楓紋は、楓葉に象れるを以て名づく。楓は槭樹科に屬する植物にして、漢名雞冠木と云ふ。